

へいせい ねん どだい かいよこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎ かい
平成27年度第1回横浜市障害者施策推進協議会

へいせい ねん がつ か もく
平成27年11月5日(木)

ごぜん じ じ
午前10時～12時

ばしよ よこはまし ぎ のうぶんかいかん だいけんしゅうしつ ごうしつ
場所：横浜市技能文化会館 大研修室802号室

し だい
《次 第》

1 かい かい
開 会

2 けんこうふくしきよくちょう
健康福祉局長あいさつ

3 ぎだい
議題

しょうがいしゃさべつかいしょう かか し ていげん
障害者差別解消に係る市への提言について (資料1)

4 ほうこくじこう
報告事項

す けんとうぶかい けんとうないよう ほうこく しりょう
(1) 住まい検討部会での検討内容の報告について (資料2)

だい きしょうがいしゃぶらん しみんせつめいかい かいさい しりょう
(2) 第3期障害者プランの市民説明会の開催について (資料3)

しょうがいしゃきょうどうじゅちゅうそうごうせんたー かいしょ しりょう
(3) よこはま障害者共同受注総合センターの開所について (資料4)

しょうがいふくしけいかく しんちよくじょうきょう しりょう
(4) 障害福祉計画の進捗状況について (資料5)

こうけんできしえん よう しょうがいしゃしえん じょうれい もと ほうこく しりょう
(5) 後見的支援を要する障害者 支援条例 に基づく報告について (資料6)

5 た
その他

よこはまししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい
横浜市障害者施策推進協議会委員

へいせい ねん がつ にち
 平成28年6月30日まで

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	わたなべ まきたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんかがくぶしょうがいじきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	あらい まさあき 荒井 政明	しゃだんほうじんかながわけん せいしんか びょういんきょうかいふくかいちよう 社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
3	いのうえ しげる 井上 繁	とくていひえいり かつどう ほうじん よこはまして いくせいかい 特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
4	いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	にほん ろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいき れんごむむ きよくちよう 日本労働組合総連合会横浜地域連合事務局長
5	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつほどがやようごがっこう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校
6	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかいだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
7	かしわぎ あきら 柏木 彰	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまよこはまし せいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゃちいきさぎょうしよれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会
9	すずき かずこ 鈴木 和子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましかくししょうがいしゃふくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
10	すずき かずと 鈴木 和人	よこはましちゆうぶしゅうろうしえんせんたーしよちよう 横浜市中部就労支援センター所長
11	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゆうとしつちよう・なんちようしゃきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
12	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじん かい けいえん かいけいしくなる しせつ ちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
13	たなか りな 田中 梨奈	かながわけん せいしん ほけん ふくしし きょうかい 神奈川県精神保健福祉士協会
14	とつか たけかず 戸塚 武和	しゃだんほうじん よこはまし いしかい ふくかいちよう 社団法人横浜市医師会副会長
15	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
16	ながた たか 永田 孝	よこはましぐるーがほーむれんらくかい にゆうきよしやぶかいりにゆうきよしやいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
17	なら さき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい きんふらわー 本人の会 サンフラワー
18	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしがいいしゃ ふあむろーど 株式会社 ファムロード
19	はらだ しゅうきち 原田 修吉	よこはまこうきょうしよきょうあんていじよしよちよう 横浜公共職業安定所所長
20	ひらい あきら 平井 晃	よこはまし くるまいす かい かいちよう 横浜市車椅子の会会長
21	もり かずお 森 和雄	よこはまし しゃかいふくし きょうぎかいしよがいがいしやえん せんたー たんどう リジ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま としあき 八島 敏昭	よこはまししんしん しよがいがいしや まも かいれんめいだいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ はつお 山田 初男	よこはまししんたいしよがいがいしやだんたいれんごうかいふくりじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	よこはましあおばくせいかつしえんせんたーしよちよう 横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	あさひくちいき せいかつしえん きよてん 旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

平成27年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん 区分	きよくめい 局名	ほしよくめい 補職名	しめい 氏名
じむきよく 事務局	けんこう ふくし きよく 健康福祉局	けんこう ふくし きよくちやう 健康福祉局長	こいぶち しんや 鯉淵 信也
		けんこうふくしきよくたんとうりじ(けんこうふくしきよくほけんしよちやう) 健康福祉局担当理事(健康福祉局保健所長)	とよざわ たかひろ 豊澤 隆弘
		けんこうふくしきよくたんとうりじ (ほけんいりりやういむかん) 健康福祉局担当理事(保健医療医務監)	みずの てつひろ 水野 哲宏
		しやうがいふくし ぶちやう 障害福祉部長	さいとう きよし 齋藤 聖
		けんこう そうだん ちやう こころの健康相談センター長	しらかわ のりと 白川 教人
		けんこうふくしきよくたんどうぶちやう(けんこうあんぜんぶほけんじぎやうかたんとうから) 健康福祉局担当部長(健康安全部保健事業課担当課長)	たなか そのじ 田中 園治
		しやうがいきかく かちやう 障害企画課長	やまだ ひろし 山田 洋
		しやうがいふくし かちやう 障害福祉課長	かみじやう ひろし 上條 浩
		しやうがいしえん かちやう 障害支援課長	きみわだ たけし 君和田 健
		きかく ぶ きかく かちやう 企画部企画課長	うしいえ りやういち 氏家 亮一
		ふくし ほけん か ちやう 福祉保健課長	きくち たかし 菊池 孝
	ち いきしえん かちやう 地域支援課長	いのうえ ひろき 井上 弘毅	
	こどもせいしやうねんきよく こども青少年局	せいしやうねんきよくちやう こども青少年局長	たなか ひろあき 田中 博章
		ふくし ほけん ぶちやう こども福祉保健部長	ほその ひろつぐ 細野 博嗣
		しやうがいふくし ほけん かちやう 障害児福祉保健課長	さとう ゆうこ 佐藤 祐子
		きかく ちやうせいにかちやう 企画調整課長	よしかわ なおとも 吉川 直友
	きやういんかい じむきよく 教育委員会事務局	きやういんかい すいしんか ちやう 教育政策推進課長	たかみ あきこ 高見 暁子
		とくべつ しえん きやういんか ちやう 特別支援教育課長	よしはら まさる 吉原 勝
	かんけいきよく 関係局	せいさく きよく 政策局	つる れいこ 津留 玲子
		けんちく きよく 建築局	すずき しやうじ 鈴木 章治
		こうつう きよく 交通局	そうむ かちやう 総務課長 吉田 美幸
じむたんとう 事務担当	けんこうふくしきよく 健康福祉局	しやうがいきかくかきかくちやうせいかりちやう 障害企画課企画調整係長	おおつ ご 大津 豪
		しやうがいきかくかせいどたんとうかりちやう 障害企画課制度担当係長	やまだ かずこ 山田 和子
		しやうがいきかくかきかくすいしんたんとうかりちやう 障害企画課施策推進担当係長	なかもら つよし 中村 剛志
		しやうがいきかく か きかく かいしよちやうたんとう かりちやう 障害企画課差別解消法担当係長	おがわ たけひろ 小川 武広
		しやうがいきかくかせいしんほけんふくしかりちやう 障害企画課精神保健福祉係長	やまむら たろう 山村 太郎
		しやうがいきかくかしゆうちやうしえんかりちやう 障害企画課就労支援係長	えはら けん 江原 顕
		しやうがいふくしかせいかつしえんかりちやう 障害福祉課生活支援係長	いまい ともこ 今井 智子
		しやうがいふくしかいどうしえんかりちやう 障害福祉課移動支援係長	いいの まさお 飯野 正夫
		しやうがいふくしかちいきかつどうしえんかりちやう 障害福祉課地域活動支援係長	まつうら たくろう 松浦 拓郎
		しやうがいふくしかじぎやうしんかいせいたんとうかりちやう 障害福祉課事業者育成担当係長	たんの くみ 丹野 久美
		しやうがいしえんかしようがいしえんかりちやう 障害支援課障害支援係長	なぐら たかのり 名倉 孝典
		しやうがいしえんかせいびすいしんたんとうかりちやう 障害支援課整備推進担当係長	かわしま とも子 川島 とも子
		しやうがいしえんかざいたくしえんかりちやう 障害支援課在宅支援係長	うつぎ ゆうこ 卯都木 優子
		しやうがいしえんかじぎやうしえんかりちやう 障害支援課事業支援係長	たかしま ともこ 高島 友子
		しやうがいしえんかたんとうかりちやう 障害支援課担当係長	いけむら あきひろ 池村 明広
		けんこう そうだん ちやう こころの健康相談センター相談援助係長	しんかい たかお 新海 隆生
		けんこう そうだん ちやう せいしやうきゆういりやうかりちやう こころの健康相談センター救急医療係長	こまがた としふみ 駒形 俊文
	きかく か きかく かりちやう 企画課企画係長	あわや しらべ 粟屋 しらべ	
	こどもせいしやうねんきよく こども青少年局	しやうがいふくし ほけん か たんとう かりちやう 障害児福祉保健課担当係長	しばやま かずひこ 柴山 一彦
		しやうがいふくしほけんかたんとうかりちやう 障害児福祉保健課担当係長	くろた ともこ 黒田 智子
		しやうがいふくし ほけん か せいび たんとう かりちやう 障害児福祉保健課整備担当係長	はたけやま げのり 畠山 重徳
	きやういんかい じむきよく 教育委員会事務局	きかく ちやうせいき かりちやう 企画調整課企画調整係長	かきぬま ちひろ 柿沼 千尋
		きやういんかい すいしんか たんとう かりちやう 教育政策推進課担当係長	いみな ひろき 伊皆 宏樹
		とくべつ しえん きやういんか たんとう かりちやう 特別支援教育課担当係長	ながい としお 永井 俊雄
	かんけいきよく 関係局	せいさく きよく 政策局	せいさくか たんとう かりちやう 政策課担当係長 すずき まきのり 鈴木 政憲
		けんちく 建築局	じゆたくせいさくか たんとう かりちやう 住宅政策課担当係長 おの けいいち 小野 慶一

平成27年度第1回横浜市障害者施策推進協議会座席表

平成27年11月5日(木)

午前10時～12時00分

横浜市技能文化会館 大研修室802

吉原 教育委員会事務局 特別支援教育課長	佐藤 青少年局 障害児福祉保健課長	細野 青少年局 子ども福祉保健部長	菊池 福祉保健課長	氏家 企画課長	津留 政策局政策課担当課長	鈴木 建築局住宅政策課長	吉田 交通局総務課長
○	○	○	○	○	○	○	○
田中 担当部長(健康安全部保健事業課担当課長)	水野 保健医療医務監(健康福祉局担当理事)	豊澤 保健所長(健康福祉局担当理事)	鯉淵 健康福祉局長	齋藤 障害福祉部長	白川 白川こころの健康相談センター長	山田 障害企画課長	君和田 障害支援課長
○	○	○	○	○	○	○	○

傍聴席

マイク係

マイク係

記録席

筆記通訳者	筆記通訳者	筆記通訳者	和田委員
筆記通訳者	筆記通訳者	筆記通訳者	西川委員
須山委員			田中委員
山田委員			原田委員
渡邊委員			岩沢委員
中根委員			補助員
多田委員			奈良崎委員
鈴木(和人)委員			渋谷委員
			鈴木(和子)委員
補助員			
永田委員			大友委員

○ 柏木委員 ○ 八島委員 ○ 森委員 ○ 内田委員

出入口

プロジェクター

あん がつ にち さいしゅうばん
(案) 10月28日 最終版

しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう し こう ともな よこはま し とりくみ ていげん
障害者差別解消法の施行に伴う横浜市の取組について(提言)

へいせい ねん がつ
平成27年 月

よこはま し しょうがいしゃ さ べつかいしょうけんとう ぶ かい
横浜市障害者差別解消検討部会

もくじ
目次

1	はじめに	1ページ
2	検討の経過	3ページ
3	障害者差別解消の取組について	6ページ
	(1) 市が取り組むべきこと		
取組1	不当な差別的取扱いの禁止に関すること	6ページ
取組2	合理的配慮の提供に関すること 『合理的配慮の提供の実践に当たって』 『コミュニケーションに関すること』 『会議、講演会等のイベントの開催に関すること』	7ページ
取組3	職員対応要領の策定及び職員研修に関すること 『職員対応要領の策定』 『職員研修』	10ページ
取組4	区役所等の施設・設備の改善等に関すること	11ページ
取組5	市民への啓発に関すること	11ページ
取組6	相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関すること 『障害者差別解消支援地域協議会』	12ページ
	(2) 市内の事業者に取り組んでほしいこと	13ページ
	(3) 市民の皆さんにお願いしたいこと	14ページ
	(4) 制度に関する意見	14ページ
4	障害のある人とない人が共生する横浜市の実現に向けて ～ 検討部会委員から全ての市民に伝えたいこと（主に障害のある委員から）～	16ページ

○巻末資料

- ・「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例（抜粋）
～ 検討部会において主に検討した事例～
- ・横浜市障害者差別解消検討部会委員名簿

<用語>

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
→ 障害者差別解消法
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）
→ 基本方針

1 はじめに

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行に向けて、横浜市が行わなければならない取組について提言するため、横浜市障害者差別解消検討部会(横浜市障害者施策推進協議会に設置)において、平成26年11月から話し合いを行ってきました。平成27年9月までの約1年間で、全部で9回にわたる検討を終了して、本当に学びの多い貴重な場であったと、参加できたことに心から感謝しています。この思いは、委員全員のみならず、事務局を担った行政の方々も含めて、関わった全ての人々が共有した実感だと確信しています。

この検討部会は、何と言っても当事者委員の皆さんの活躍が素晴らしかった、ということに尽きると思います。委員は全員で19名、うち障害がある当事者委員が11名、家族という立場の委員が2名、支援者などが6名という構成でした。当事者委員は、知的障害の方が3名、精神障害2名、発達障害1名、肢体不自由2名、聴覚障害、視覚障害、内部障害の方が1名ずつと、多様な障害がある委員が一堂に会しての議論となりました。

当事者委員の方々が、それぞれの立場でなければ発言できない、貴重なメッセージを毎回送っていただきました。こうした議論ができたのは、それぞれの障害に応じた確実な情報保障があり、お互いの存在を尊重し合う空気が部会の中に確実に醸成されていったからだと思います。そのために、事務局の皆さんが担ってくださった努力には心からの敬意を表したいと思います。特に知的障害や精神障害がある方が心置きなく発言できるよう、事前の資料や会議の進め方にさまざまな工夫をしてくださり、また、会議前後に委員の職場等に外向き、確実な打ち合わせを毎回行ってくださったことが大きかったと思います。この横浜市のプロセスは、関係者に注目された平成22年1月からの、国の障がい者制度改革推進会議の配慮を上回っていたと考えます。こうした、まさに「合理的配慮」の提供が、この検討部会では確実に行うことができたと評価しています。

そして、この部会の最大の成果は当事者委員の発言の蓄積とその整理です。平成27年1月26日から2月28日まで、市民に向けて差別事例を募集したところ、最終的に993件が寄せられ、また良い配慮がされたという事例も139件ありました。これだけの事例が集まったのは驚異的と言えますし、市内の当事者団体の方々の協力が大きかったと思います。これらの事例について、勤務先、学校、お店など、差別された場面ごと、また、障害種別での分類が当事者委員の体験を踏まえてなされていきました。そして、こうした事例についてのどのような対応が求められるか、合理的配慮が必要と考えられるかについても、当事者委員それぞれの立場から発言していただきました。ですから、後半は「支援者」という立場の委員は当事者委員の話に圧倒され、ただただ聴き入るばかりでした。どの委員も障害があるがゆえに体験させられた「差別」、感じさせられた「痛み」を、今、自分でなければ伝えられない貴重なメッセージに変えて発言されていました。その過程でつくづく感じたのは、同じような場面であっても障害の種類や個人の受け取り方で、1つの言動の意味合いが違って来る、ということでした。一人ひとりの個別性を踏まえ、差別を受けた立場の声をしっかり受け止め

ることが重要であり、まさに「多様性の尊重」が求められる、ということを実感させられた場でした。

検討部会が始まる前、ここでの議論は「差別行為を糾弾する」とか、「紛争解決へ向けてどう闘うか」などの厳しい内容になるのではと考えていました。しかし、終わっての結論は、「一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれをどう尊重するか」という暖かな、穏やかな空気に満たされたものになりました。「合理的配慮の提供」とは、出会った人をいかに大切に思い、その人の生き方を尊重するために、同じ市民として何ができるかを真摯に考えるという、まさに「支え合い」「共生社会」を実現するための努力と言えると思います。

最後の会議では、どの委員からも、「この会議が楽しかった」「ワクワクの連続だった」「また、続きをこのメンバーでやりたいですね」といった言葉が聞かれました。こうした委員の思いは、この報告書の最後に、「すべての市民に伝えたいこと」として実名で紹介されています。どのメッセージもずしんと重く、多くの貴重な発見があります。ぜひ、読み込んでいただきたいと思えます。

平成28年4月1日から、いよいよこの障害者差別解消法が動き出します。「何が差別か」「合理的配慮はどのように提供すべきか」については、とにかく障害当事者の声に耳を傾け、一つひとつを体験するごとに、関わった人々で、そして市民全体で必死になって検討していくことが求められます。そして、このような障害者差別について考えることは、あらゆる差別を解消していくことにつながり、まさに誰もが尊重される「共生社会の実現」につながるのです。厳しい過程でもあると思われませんが、障害がある人と歩むことは、本当に楽しく、意義深く、希望をもって未来に向かっていける、そのことを教えてくれた検討部会でした。

障害者差別解消法が施行されることで、さまざまな「心のバリア」が解消され、誰もが生き生きと、自分らしい生き方ができる横浜市の実現に向かっていくのだと、今、確信しています。

よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかい かいちょう いしわた かずみ
横浜市障害者差別解消検討部会 会長 石渡 和実

2 検討の経過

	開催日	議題
第1回	平成26年 11月4日(火)	1 会長・副会長の選出について 2 検討部会の会議での約束事について 3 障害者差別解消法について(説明) 4 今後のスケジュールについて
第2回	平成26年 12月11日(木)	1 障害者差別と思われる事例、合理的配慮の良い事例の募集について
第3回	平成27年 2月24日(火)	1 事例募集の実施状況について(中間報告) 2 寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について 3 第5回以降の日程調整について
第4回	平成27年 3月24日(火)	1 事例募集の結果について 2 寄せられた事例の分類について 3 課題の整理(今後の検討事項)について
第5回	平成27年 5月14日(木)	1 事例募集の結果の公表について(報告) 2 寄せられた事例の分類について 3 今後の検討予定について
第6回	平成27年 6月16日(火)	1 事例の公表について 2 障害者差別解消法の規定について(確認) 3 前回の事例の分類の確認について 4 事例の分類について(前回からの継続分)
第7回	平成27年 7月21日(火)	1 事例の公表について(報告) 2 前回までの事例の分類の確認について 3 市が行うべき取組について
第8回	平成27年 8月20日(木)	1 市が行うべき取組について 2 市内の事業者が取り組むべきことについて 3 市民に取り組んでほしいことについて 4 「市への提言」の案について
第9回	平成27年 9月29日(火)	1 「市への提言」の案について

＜各回の概要＞

第1回

- ・ 会長、副会長を選出しました。
- ・ 多くの障害のある委員が参加するこの会議の約束事を検討し、決定しました。
- ・ 障害者差別解消法の規定内容と今後のスケジュールを確認しました。

【決定した具体的な約束事】

- 発言する際には名前を言うこと、発言者はゆっくりと話すこと。
- ゆっくり話してほしいときや内容が分からないときに使う「O×カード」を希望する委員に用意すること。
- 会議資料にはルビをふること。など

【会議を開催するときに準備すること】

- ・ 点字版資料の作成、磁気ループの設置、要約筆記のスクリーン投影、介助者の配置、会議資料に関する事前説明など

第2回

- ・ 障害者差別解消の取組を検討していくための資料として活用することや、市民啓発を目的として行われる「障害者差別に関する事例の募集」について、「設問、回答方法、実施上の工夫や配慮、周知方法」などに関する意見を出したり、提案を行いました。

第3回

- ・ 事例の募集の中間報告を受けました。
- ・ 事例募集の実施後の事例の整理、活用等について検討を行いました。寄せられた事例は原則全てを公表することが適当であるなど、意見を出したり、提案を行いました。また、事例の分類や障害のある人へ分かりやすく伝えていく工夫などについて議論しました。

第4回

- ・ 事例の募集の結果の報告を受けました。
- ・ 事例の分類方法（区分）について議論しました。
障害のある人の側の意見を大切にしつつ、特に「絶対にしてほしくないこと」と「できればしてほしくないこと」の濃淡をつけることの適否などについて議論しました。

第5回

- ・ 事例の募集の結果の公表について報告を受けました。
- ・ 事例の分類方法（区分）の修正について議論しました。
- ・ 抽出した事例を対象として、決定した分類方法（区分）に従って分類を行いました。

だい かい
第6回

- ・ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう きてい さいかくにん
障害者差別解消法の規定を再確認しました。
- ・ ぜんかいおこな じれい ぶんるい かんが かつ かくにん
前回行った事例の分類について、その考え方を確認しました。
- ・ ぜんかい けいぞく じれい ぶんるい おこな つう ぎろん かい せいり
前回からの継続として、事例の分類を行い、そのことを通じて、議論や課題の整理を
行いました。

だい かい
第7回

- ・ じれい こうひょう し ほーむ ペー じ けいさいとう ほうこく う
事例の公表（市ホームページへの掲載等）について報告を受けました。
- ・ し ていげん こうせい ぎろん けつてい
「市への提言」の構成について議論し、決定しました。
- ・ ていげん ないよう し おこな とりくみ まどぐちたいおう でん わ たいおう はいりよ
提言の内容として、市が行うべき取組のうち、窓口対応・電話対応における配慮や、
つう ち せつめいしょるいとう かん はいりよ ぎろん
通知・説明書類等に関する配慮について議論しました。

だい かい
第8回

- ・ ぜんかい けいぞく ていげん ないよう し おこな とりくみ しない じぎょうしゃ
前回からの継続として、提言の内容について、市が行うべき取組、市内の事業者が
と く り ぐ む べ き こ と な ど に つ い て ぎ ろ ん
取り組むべきことなどについて議論しました。

だい かい
第9回

- ・ そうだんたいせい じょうれい せいてい ぎろん
相談体制、条例の制定について議論しました。
- ・ ていげん ないよう ぜんたい かくにん けんとう おこな
提言の内容の全体について、確認、検討を行いました。

3 障害者差別解消の取組について

(1) 市が取り組むべきこと

障害者差別の解消について、市（市職員）が取り組まなければならないことを以下のとおり6項目に分けて記載します。

なお、「取組① 不当な差別的取扱いの禁止に関すること」と「取組② 合理的配慮の提供に関すること」については、ここでは法律に沿った整理としていますが、検討部会での事例の分類の検討においても、事例の詳細が分からないと、それが「不当な差別的取扱い」になり得るものなのか「合理的配慮の不提供」になり得るものなのか判断としないものや、そもそも法律上の「障害者差別」に当たり得るのかどうかの判断が難しいものが少なくありませんでした。

以下の説明では具体例も一部示していますが、それぞれの事案によって状況は異なり、「障害者差別」となり得るのかどうかについても異なる場合がありますので、その点は注意をお願いします。

また、障害者差別解消法は、基本的には、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象としており、さまざまな分野の既存の制度の見直しを一律に求めるものではありませんが、そのことを踏まえつつも、検討部会としては、対象となる障害当事者等の視点から、既存の制度に関することについても、この提言に記載することとしました。他の法律等との関係から、横浜市のみでは解決が難しいものもありますが、それぞれの制度ごとに現状を確認し、検討をお願いします。これについては、14ページ「(4) 制度に関する意見」に記載します。

「取組① 不当な差別的取扱いの禁止に関すること」

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするなどの行為を禁止しており、市職員も、区役所等での窓口対応や電話対応をはじめとして、行政サービス全般においてそのような行為を行ってはなりません。

不当な差別的取扱いは、故意に、意識的に行っていることがほとんどであると考えられますが、そのような行為がある場合は、早急に改善する必要があります。

<不当な差別的取扱いになり得る具体例>

- 障害を理由として、窓口対応や電話対応を拒否する。
- 障害を理由として、会議、講演会、イベント等への参加を断る。
- 特に必要がないにも関わらず、言葉が聞き取りにくいなど、障害を理由として、区役所・市役所等に付添いの人が同行しなければならないと条件を付ける。

「取組② 合理的配慮の提供に関すること」

障害者差別解消法では、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、過重な負担を要する場合を除き、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上での障壁を取り除くための配慮（合理的配慮の提供）が求められており、行政機関については法的義務となっています。

合理的配慮を提供しないことも、不当な差別的取扱いと同じく、障害者差別解消法において「障害者差別」であり、行政機関にとってはいずれも法的義務であることをしっかりと押さえておく必要があります。

また、障害のある人からの意思の表明については、本人に代わって家族や支援者等が代弁することもあります。職員の間からも合理的配慮の提供の要否を本人に確認するよう努めることが必要です。更に、合理的配慮の提供については、マニュアル等による対応も必要ではありますが、場面に応じて職員が考え、臨機応変に対応していくことも大切です。障害のある人の意向を的確に把握し、必要以上の過剰な配慮を時間をかけて行うようなこともないよう気をつけなければなりません。

なお、合理的配慮を提供しないことは、不当な差別的取扱いとは異なり、無意識（無関心）のうちにそうしていること、不作為のものがほとんどであると考えられるため、まずはそのことを意識する必要があります。

「合理的配慮の提供」は特別なことを求めるものではなく、「周りの人（応対する人）が少し気を遣うことで、障害のある人の生きにくさを改善していきましょう」というものであると考えています。特別なことでなく、誰もが普通のこととして行うようになることが目指すべき方向です。

市職員が合理的配慮の提供に関して取り組むべきことは、次のとおりです。

『合理的配慮の提供の実践に当たって』

合理的配慮の提供を行うに当たり、まず、次の二つのことを理解してください。

1. 障害の特性を理解する。

取組の姿勢はもちろん大切ですが、障害種別ごとの特性を理解することが適切な配慮につながります。知らないこと、無関心であることや思い込みが、誤った配慮の実践となることもあります。良かれと思って行ったことの中にも誤った配慮があるかもしれません。全ての職員が障害の理解を深めていくことが求められます。

< 誤った配慮の例 >

- 補聴器の近くで大声で話す（聴覚障害）。
- 白杖をつかんで誘導する（視覚障害）。

2. 一人の市民として対応する。

障害のある人も障害のない人も同じ一人の市民です。障害のある人を自分よ

りも下に見て「やってあげる」の意識でなく、お互いを尊重する関係の中で、その人の意向をきちんと把握し、対応することが大切です。

また、その人が大人である場合は、当然のことながら子供扱いすることなく、一人の大人としての普通の対応をすることが求められます。

<不適切な対応の例>

- 障害のある人が大人の場合に、幼児語を用いる。子供に言い聞かせるような過度に丁寧な説明をする。
- 本人が意思表示できるにも関わらず、本人のことについて家族や介助者とのみ話をする。

『コミュニケーションに関すること』

障害の有無に関わらず、行政機関の窓口等における対応は、要件を確認する、手続等の説明をするなど、その人とコミュニケーションを図ることから始まります。

コミュニケーションに配慮の必要な人の対応に当たっては、配慮についての本人の意向を確認し、障害に応じた配慮を適切に行いながら、情報を「伝える」として「受ける」ことをしていく必要があります。なお、行政機関の対応についても、行政機関が一方的に決めてしまうのではなく、障害のある人たちの意見を丁寧に聴いて決定していくことが必要です。

以下に具体例を示しますが、「合理的配慮の提供」の全てを網羅したものではありませんので、実際の対応においては、その人の障害や意向を踏まえた対応をしてください。

<情報を「伝える」ことの合理的配慮の提供となり得る具体例>

● 窓口対応・電話対応において

- 本人の希望を確認し、筆談や手話(手話通訳の配置)等で対応する(聴覚障害)。
- 早口でなく、ゆっくりと話す(聴覚障害)。
- 電話でなく、ファックスや電子メールでの連絡を基本とする(聴覚障害)。
- 文章が苦手な人に対して、説明内容の理解の確認を行う(聴覚障害)。
- ホームページや資料をご覧くださいではなく、読み上げて説明する(視覚障害)。
- あちら、こちらなどの指差しの言葉ではなく、具体的にあなたの右、後ろとどのように伝える(視覚障害)。
- どこに人がいるのか、その人が職員であるのかどうか分からないことが多いため、職員から声をかける(視覚障害)。
- 説明を分かりやすい言葉、表現で行う(知的障害)。

- 説明書類等にルビをふる（知的障害ほか）。
- 不安になることがあること、話したいことがまとまらないことなどがあることを理解して対応する。勝手に話が終わったことにしない（精神障害）。
- 文字だけでは理解が難しい人に対して、図や絵を書いて説明する（発達障害）。
- 話を聞くことが苦手であったり、分からないことを伝えられない人がいることを理解し、説明内容を理解していることの確認を行いながら説明する（発達障害）。

● 通知、説明書類等について

- 問合せ先にファックス番号、電子メールアドレスを記載する（聴覚障害）。
- ハガキや説明書類等にルビをふる（知的障害ほか）。
- 自ら署名することが困難な場合に、本人の了解を得て代筆をする（視覚障害、肢体不自由）。
- ホームページにPDFデータのみでなく、音声に変換できるよう、テキストデータ等も併せて掲載する（視覚障害）。

< 情報を「受ける」ことの合理的配慮の提供となり得る具体例 >

● 窓口対応・電話対応において

- 本人の希望を確認し、筆談や手話（手話通訳の配置）等で対応する（聴覚障害）。
- ファックスや電子メールでの連絡を基本とする（聴覚障害）。
- 用件、話を丁寧に聞く（肢体不自由（言語障害））。

『会議、講演会等のイベントの開催に関すること』

会議資料等については、8ページから9ページの『コミュニケーションに関すること』と同じですが、障害のある人の参加を前提として準備を進めたり、又は参加申込等の際に必要な配慮事項の申し出を受けるなどの工夫が必要となります。

また、会場を決めるときは、交通アクセスなどのほか、例えば、車いすの人が参加することを考え、会場のレイアウトや駐車場、エレベーター、トイレなどの状況を確認することも大切です。

< 会議等の開催に当たっての合理的配慮の提供となり得る具体例 >

- 会場の分かりやすい地図を事前に送ったり、当日に案内の人を配置する（精神障害ほか）。
- 審議会等の開催日を決めるに当たり、委員の透析の日程に配慮して決定する（内部障害）。

- 審議会等の委員である人が会議に出席する際に付き添い者の同席を認める。また、付き添い者の交通費は会議の主催者の負担とする（知的障害ほか）。
- 会議の進行に当たり、発言者はまず名乗ることをルールとする（視覚障害）。
- 手話通訳だけでなく、要約筆記による通訳を行う（聴覚障害）。
- 要約筆記は他の人の発言の全てをモニターに再現するものではないため、会議の進行状況を指差しで伝えるなどの個別の配慮を併せて行う（聴覚障害）。
- 要約筆記を行っている場合、会議が長時間にわたるときは途中で休憩を入れる（聴覚障害）。
- 審議会等の委員である人が会議を欠席した場合には、別に説明する機会を設けるなどにより丁寧なフォローを行う（精神障害ほか）。

「取組③ 職員対応要領の策定及び職員研修に関すること」

『職員対応要領の策定』

職員対応要領の策定は、障害者差別解消法においては、地方公共団体の努力義務となっていますが、市職員が障害者差別の解消に適切に取り組んでいくため、「取組① 不当な差別的取扱いの禁止に関すること」、「取組② 合理的配慮の提供に関すること」の内容を反映し、市の職員対応要領を策定してください。

また、策定後は、定期的に庁内の取組状況を確認し、職員対応要領の内容を必要に応じて変更できるような仕組みとしてください。なお、必要に応じて変更できるような仕組みとすることは、職員対応要領以外の取組についても同様です。

『職員研修』

合理的配慮の提供等、障害者差別解消の取組は、市役所の全ての部署で取り組んでいくことが必要です。障害のある人の対応は福祉の部門ということではなく、障害のある人の生活を支えるあらゆる部門、どの職員が対応しても対応内容が変わることがないようにしてください。

そのための職員研修については、法律の趣旨、職員対応要領の内容や障害の基本的な理解がそれぞれの職員に十分浸透するよう、継続的なシステムとして構築することが必要です。なお、障害の基本的な理解については、障害種別ごとに求められる配慮を明確に示すことが必要です。また、横浜市が実施した「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例に目を通すことも、障害者差別を考えていくに当たって役立つものと考えます。

障害者差別解消法は、障害のある人も障害のない人もお互いの人格と個性を尊重して共に生きる社会、共生社会の実現を目的としていますので、障害のある人もない人もこの横浜で暮らしている、同じ一人の市民であるということをしっかりと押

さえて取り組んでください。

「取組④ 区役所等の施設・設備の改善等に関すること」

区役所・市役所等の施設の設備等の改善については、障害者差別解消法では、行政機関と事業者の一般的な努力義務とされていますが、法律の趣旨に基づき、障害者差別解消の推進に合わせて取り組んでください。特に、聴覚障害者への非常通報（視覚情報による伝達）等、生命に関わるものについては、早急に設備の改善、又はそれに代わる措置（職員による対応等）が講じられていることの確認をしてください。

なお、障害のある人の利用を目的とした設備の設置や改善に当たっては、必ず対象となる障害のある人の意見を聴き、反映していくことが大切です。既に実践もされていると思いますが、改めてこの点について確認をお願いします。

また、設備については、設置をしたらそれで終了ということではなく、稼働後の管理も大切です。例えば、庁舎内エレベーターの音声案内の音量は適切であるか、多目的トイレの使用状況に問題はないかなど、障害のある人の立場に立って確認や検証を行ってください。

＜確認や検証の対象として考えられるものの例＞

- 庁舎内、敷地内の点字ブロック
- エレベーター（音声案内の音量等）
- 多目的トイレ（ベッドの使用状況、扉の開閉ボタンの設置場所等）
- 掲示板（掲示物）（車いすを使用している人への配慮）
- 庁内の案内表示（視覚障害、色弱のある人への配慮）
- 庁舎内の光量（明るさ）の確保（視覚障害のある人への配慮）

「取組⑤ 市民への啓発に関すること」

障害者差別解消法では、国と地方公共団体が、障害を理由とする差別の解消についての国民の関心と理解を深めることなどを目的として、啓発活動に取り組むこととされています。横浜市においても市民を対象とした啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

市民への啓発活動においては、まずは何よりも現状を知ってもらうことが大切です。横浜市が今年1月から2月まで実施した「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を改めて整理し、抜粋した事例をもとに市民向けのリーフレット（啓発資料）を作成したり、講演会やシンポジウムを開催するなど、計画を立てて継続的に行ってください。同時に、障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障害の理解を広げていくといった取組も有効である

と考えられます。そのような市独自の取組の実施も併せて検討してください。

啓発活動の対象としては、市民全体を対象とするものももちろん必要ですが、特に教育の場において、障害のある人と実際に接することなどを含め、障害者差別や障害の理解を深めるための継続的な取組を行うことを検討してください。

そのほか、地域の民生委員等を対象とした啓発についても検討をしてください。

また、啓発活動については、障害のある人たちへの啓発を忘れてはなりません。検討部会において、知的障害のある人が理解しやすいように双六やかかるたを作ることなどの提案もありましたが、それぞれの障害に合った啓発資料や手段を用意し、事例を交えながら法律の趣旨等を紹介し、丁寧に説明していくことが重要です。

なお、これらの啓発活動は、障害のある人の協力、参画の下で実施することが有効であると考えます。障害の種別ごとに、障害のある人はどのような場面でのどのようなことで困っているのかなどを直接伝えることで、より一層理解が深まることが期待できます。

一人ひとりの少しの気遣いが、障害のある人にとっても暮らしやすい横浜の実現につながっていくものと思います。市民の間にそのような輪が広がっていくよう継続的かつ積極的な取組をお願いします。

「取組⑥ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関すること」

障害者差別解消法や国の基本方針では、相談及び紛争の防止等のための体制の整備について、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要であるとしています。また、新たな機関は設置せずに、既存の機関等の活用・充実を図るとしており、国や地方公共団体においては、相談窓口を明確にするともに、相談や紛争解決等に対応する職員の業務の明確化、専門性の向上などを図ることとしています。

こうした考え方を踏まえつつ、横浜市における相談及び紛争の防止等のための体制の整備に当たっては、個別の相談の解決を目指すための明確な仕組みの構築を基本とした整備を検討してください。

障害を理由とする差別に関する相談は、さまざまな分野のものが想定され、それらの対応も広範囲な分野にわたることが見込まれますが、相談の解決を目指すための仕組みを整備しておくことが必要と考えます。障害者差別解消法では、具体的な仕組みの構築に関する定めはありませんが、相談窓口による解決が難しい事案について、解決を目指すための相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築することを検討してください。また、併せて、このような仕組みを明確にしておくため、条例の制定についても検討してください。障害のある人の生活は、障害のない人と同じく、福祉の担当部局のみでなく市の行政全般に関係しています。条例の制定は、障害者差別

解消の取組を全庁的に進めていくに当たっても意味のあるものではないかと考えます。

なお、相談の受付においても、障害に応じたコミュニケーションの手段は確保しておくことが必要であるため、電話のみでなく、ファックスや電子メールによる相談ができるよう対応をお願いします。また、8ページから9ページの『コミュニケーションに関すること』も参照してください。

『障害者差別解消支援地域協議会』

障害者差別解消法や国の基本方針では、地域のさまざまな関係機関のネットワークとして、地方公共団体に障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされており、期待される役割の想定としては、関係機関から提供された相談事例等についての適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有、紛争解決の後押しなどが挙げられています。

この協議会を横浜市において組織する場合は、相談への関わりなど、その役割を明確に定めてください。

(2) 市内の事業者に取り組んでほしいこと

障害者差別解消法では、事業者について、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に取り組むことを定めています。また、事業者については、医療機関や学校（私立）、金融機関、公共交通機関をはじめ、各省庁が事業分野ごとに「対応指針」（事業者向けガイドライン）を策定していますので、該当する「対応指針」の内容を理解し、それに沿って対応していくことになります。

なお、合理的配慮の提供については努力義務とされていますが、事業者は多くの顧客や利用者を対象に経済活動等を行っており、社会における役割を考えると、障害のある人に適切な配慮を提供していくに当たり、やはり一定程度の障害の理解は必要と考えられます。それぞれの事業者において、従業員への研修等に取り組むことが必要であり、横浜市には、障害者差別解消に取り組む事業者をサポートしていく活動をお願いします。

また、従業員への研修等においては、障害者差別解消法が障害のある人も障害のない人もお互いの人格と個性を尊重して共に生きる社会、共生社会の実現を目的としていることを踏まえ、例えば、必要がないにもかかわらず家族の同行や同席を求めるなど、無意識や無関心のうちに障害のある人の人格を傷つけることがないように伝えていくことも大切です。

合理的配慮の提供に関しては、7ページから10ページの市職員が取り組むべき「取組

② 合理的配慮の提供に関すること」も参考にしてください。なお、事業者のうち病院や学校については、そこを利用する障害のある人にとって選択の余地のない機関であるとも考えられるため、行政機関と同様の合理的配慮の提供に努めるようお願いいたします。

(3) 市民の皆さんにお願いしたいこと

11ページから12ページの「取組⑤ 市民への啓発に関すること」でも触れましたが、まずは横浜市における現状を知っていただきたいと思っております。横浜市が実施した「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を是非ご覧いただきたいと思っております。私としての個人、市民は、障害者差別解消法における障害者差別の禁止の直接の対象とはなっていませんが、障害のある人の声をごらんいただき、市民の皆さんの一人ひとりが普通のこととして少しの気遣いを実践し、障害のある人の暮らしにくさ、生きにくさが改善されるよう、取り組んでいく必要があると思っております。

障害者差別解消法は、共に生きる社会、共生社会の実現を目的としています。障害のある人も障害のない人も同じ一人の横浜市民です。障害のある人が差別をすることもあるかもしれません。障害の有無に関わらず、お互いを理解し、同じ一人の市民として同じ横浜の街で暮らしているということ、暮らしていくということを共に考えていく必要があります。

<お願いしたいことの例>

- 障害のある人を哀れんだり、特別視しないでください。
- 必要以上に障害のことを根掘り葉掘り聞かないでください。

(4) 制度に関する意見

障害者差別解消法は、基本的には、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象としており、さまざまな分野の既存の制度の見直しを一律に求めるものではありませんが、対象となる障害当事者等の視点から、次のことを制度に関する意見として記載します。

他の法律等との関係から、横浜市のみでは解決が難しいものもあり、法施行後にすぐに実施を求めるものではありませんが、それぞれの制度ごとに現状の課題を確認し、課題を解決するための検討をお願いします。

また、障害者差別解消法の施行後も、検討の必要が生じた制度については、この法律の前提である障害者権利条約や障害者基本法の趣旨に則り、具体的な議論をしていくことをお願いします。

- 精神障害者の介護者（付添い者）のバス・地下鉄等の運賃割引について、他の障害種別と同等の割引制度を設定していただきたい。
 - 視覚障害者について、点字版や音声版の選挙公報の提供が制度化されていない。情報の保障の観点から改善していただきたい。
 - 視覚障害者について、どのような媒体（点字、拡大文字、電子データ、電話など）で個人情報を含む通知等を発出すればよいのかを市として把握してほしい。
- また、金融機関の窓口等、個人情報の保護に特に配慮が必要な手続の場面において、

だいどく だいひつ おこなう ことができるもの しかく しんせつ しかくしゃ ようせいとう と く
代読や代筆を行うことができる者の資格の新設、資格者の養成等に取り組んでいただき
たい。

- いっぱんがっきゅう ざいせき ちょうかくしょうがい じどうせいと の ーとていく じゅうぶん
一般学級に在籍する聴覚障害のある児童生徒のノートテイクについて、十分な
じかんすう ほしょう
時間数を保障していただきたい。

4 障害のある人とない人が共生する横浜市の実現に向けて
 ～ 検討部会委員から全ての市民に伝えたいこと（主に障害のある委員から）～

私は視力0です。だから「視覚障害者」と呼ばれます。でも見えないから障害者なのでしょうか？
 確かに朝刊は読めませんが、ラジオやテレビのニュースで補えます。缶入り飲料の中身の区別は
 できないものの、点字や触れてわかる印があればわかります。着る服の色や柄もわかりませんが、
 形で区別したり音声タグというものを付ければ大丈夫です。タッチパネルで操作する券売機やATM
 も画面がつるつるなだけでどこにタッチすればいいかわかりませんが、数字キーのあるものなら操作
 できます。最近パソコン画面や書類を読み上げる装置もできました。点字ブロックやホームドアは、
 安全で確実な歩行を守ってくれています。街で声をかけてくださる方もたくさんいらっしゃいます。
 こう考えると、私の不便さは「今の社会が見て知る社会」になっているからで、何気ない援助や科学
 技術の進歩、制度の改善で「聞いたり触れたりして知る社会」になれば、私の不便さは軽くなり、
 障害者でなくなるかもしれません。「見えなくても障害のない社会」が早く来るよう、その日のために、
 皆様のご協力をお願いします。（視覚障害：神崎 好喜）

聴覚障害の内容は一律ではなく、聞こえに大きな幅があります。手話でないと分からない人、少し大
 きな声で言えば分かる人、補聴器を使えば分かる人、補聴器は使っているが言葉の判別ができない
 人など、いろいろな人がいます。手話、筆談、少し大きな声、ゆっくり、はっきり、マスクをとるなど、そ
 の人に合った方法で話をさせていただければと思います。
 聴覚障害イコール手話ではなく、聴覚障害者でも手話を知らない人が多いので、要約筆記も必要と
 なります。要約筆記は一般の市民の人たちには知られていないかもしれませんが、手話通訳だけで
 なく要約筆記などにも注目していただき、音声や文字化できるシステムの普及が進むことを願ってい
 ます。手話は若いうちなら習得できますが、高齢者には難しいです。
 また、小・中学校時代に、教育の場において、障害者やいじめなどについて考える機会をつくってい
 ただきたいです。実際に障害者と触れ合う場も必要だと感じています。特に低学年のうちにそのよう
 な機会があると有効だと思います。（聴覚障害：須山 優江）

「完全参加と平等」へ大きなステップに
 中学の時に車椅子生活へ、小学校の運動会はいつも見学で修学旅行にも参加できず、卒業後、
 仕事を覚えようと訓練所を探したが車椅子を受け入れる施設はなく、やっと全寮制の身体障害者
 職業訓練所に入れた。
 しかし、技術を身に付けても通勤ができないと会社に入らず運転免許証の必要性を痛感、運動能力
 が原因で適性検査に何度も落ちたが免許を取得、始めて路上に出た時、一般人と同じ道路を走行
 する自身に障害のない“交通社会の平等”を感じた。
 自立に向け“社会の扉”を開く度に障害への無理解が呼ぶ差別、制度上の壁が立ち塞がるが、その
 解決となってくれたのは周りの方々の障害への正しい理解と協力でした。来年の4月には障害者
 差別の解消を推進する「障害者差別解消法」が施行される時こそ市民に障害者理解を拡げる、国際

しょうがいしゃねん かか かんぜんさんか びょうどう じつげん おお すてっ ぶ おも したい ふじゆう くるまい す はまぎ
障害者年で掲げた「完全参加と平等」実現へ大きなステップにと思う。(肢体不自由(車イス): 浜崎
孝行)

わたしたちしょうがいしゃ あ まえ よこはましん そば く にんしき
私達障害者も当たり前前の横浜市民であること、そしてあなたの側で暮らしていることを認識してもら
こと にんしき
事です。認識することにより、徐々に障害者への理解が広がっていくのではないかと思います。ま
ず、相手の事を知ることです。前回の会議で視覚障害の神崎委員から「私は聴覚障害・難聴障害
こと し はつげん だいじ してき
の事を知らないのです」というような発言をされていましたが、これは大事な指摘です。
わたし てんじぶろく うえ ひと はな こと しかくしょうがいしゃ かた どうせん
私は、点字ブロックの上で人と話したりする事があります。これは視覚障害者の方にとっては動線を
うば 奪われることだと思えます。視覚障害に差別だと言われて当然だと思えます。このように人は皆、
むいしき だれ さいべつ い おも ひとりひとりじぶん だれ さいべつ
無意識のうちに誰かを差別して生きているのではないかと思います。一人一人自分も誰かを差別し
ている事を意識することが出来れば、少しずつ差別を減らしていけると思えます。(肢体不自由:
まつしま まさき
松島 雅樹)

こんにち しょうがいしゃさいべつ すく い にちじょう
今日では、あからさまな障害者差別は少なくなってきたと言えるかもしれません。かつては、日常
かいわ なか さいべつようご つか いま
会話の中においてもあたりまえのように差別用語が使われていましたが、今はそのようなこともなくな
りました。しかし、これらは表面的なとらえ方に過ぎないのです。障害者差別そのものがなくなったわ
けではありません。障害者差別の事例集をご覧ください。これが実状です。わたしたちの思
いは、わたしたち障害者ばかりではなく、もちろん 老人も、子ども、誰もが普通に、それぞれに 応じ
た配慮を受けながら、日々を過ごせる、自分で暮らしに必要なことを済ませることのできる横浜市に
なっしてほしい、おたがいに協力してそうしていきたい、ということです。
ちゅうい とくべつあつか ふうふう く
注意していただきたいのは、特別扱いをしてほしいということではありません。みんなが普通に暮ら
せる横浜市ということです。(内部障害: 佐藤 秀樹)

しょうがい しゅべつ こ おや かい れんごうたい ぶかい さんか しょうがい ひと ひと
障害の種別を越えた親の会の連合体からこの部会に参加をしました。障害のある人とない人が
きょうせい しゃかい しょうがいしゃ もんだい こうれいかしやかい をかえ いま すべ しみん かだい
共生する社会は障害者の問題ではなく、高齢化社会を迎える今、全ての市民の課題でもあります。
こんかい よ ぶんるいせいり さいべつじれい ひょうざん いったく だいぶぶん し こと
今回寄せられて分類整理をされた差別事例は氷山の一角であり、その大部分は知らない事によって
おこっています。それだけに障害者のことをもっと知ってもらいたいし、誤解や偏見がなくなれば、そ
れだけで差別は減っていくのだと思えます。
しょうがい りかい けいはつそくしん そうだんたいせい かくりつ もんだいかいけつ し く よこはまし
障害への理解、啓発促進、また相談体制の確立や問題解決の仕組みづくりのためにも、横浜市
どくじ しょうがいしゃさいべつつかいしょうじょうれい せいいてい よこはま く ひとびと ちが みと あ
独自の障害者差別解消条例を制定して、横浜に暮らす人々が、それぞれの違いを認め合う
きょうせいしゃかい じつげん ねが しょうがいじしや おや しみず たつお
共生社会の実現を願っています。(障害児者の親: 清水 龍男)

しょう も かた おお にちじょうせいかつ さまざま ぼめん せいかつ かん
障がいを持たれている方の多くは、日常生活の様々な場面で生活のしづらさを感じています。その
よういん ひと しょう しゃさいべつ
要因の一つに、障がい者差別があります。
こうてんてき しょう お かた かずおお かんが しょう しゃさいべつ じぶん かんけい
後天的に障がいを負う方も数多くいらっしゃることを考えると、障がい者差別を自分とは関係ない
たにんごと おも
他人事とは思えなくなります。
こんかい しんぎ なか しょう しゃさいべつ かん おお じれい よ しみん かた よ
今回 審議する中で、障がい者差別に関する多くの事例が寄せられました。市民の方には、寄せられ

た事例や本提言から障がい者差別について考えていただき、差別を許さない人権感覚、そして差別解消への意識を高めていただくことを切に願います。(支援者:中瀬 明德)

人はみな様々な場面で影響し合い、日々を過ごしています。
しかし、状況が異なると、「相手が何を必要としているか」「自分には何が出来るか」と、迷うことや分からないことも沢山あります。そのような時は、まず相手の気持ちや考え、困ったこと、嬉しいことを聞いたり、伝えたりすることが大切です。
自分の身に置き換え、想像し、相手の方の状況に応じて「聞く」「伝える」ための方法や工夫を考えることも相互理解に近づく一歩です。
今回の法施行を機に、一人一人がそのような意識を高め、互いに思い合える気持ちを育むことの出来るよう、市全体で取り組んでいければと思います。(支援者:前沢 奈美)

たくさん遊びたい！ゲーセンで好きな車のゲームをやりたいし、ライブにも行きたい、車のレースも見に行きたい。一人で行きたく所旅行に行きたいし、友達とも旅行に行きたい。そのためにはお金を稼ぎたいし、お金を稼ぐために仕事をしたい。
将来も安心できるようにしたいし、今はグループホームで生活しているけれど、いつか一人暮らしをしたい。そして、いつか車の免許が取れる世の中になるといいな。夢は自分でマイカーを買って湾岸を運転すること！
自分だけじゃなく、仲間の一人ひとりが同じように自分らしく楽しく生きていけるといいな。みんなおんなじだから、助け合って生きて行こう。(知的障害:井上 繁)

私がこの委員会をやってみて感じたことは新しい法律がつくる会議のレジメでは専門用語の言葉が多くて初めのうちはすごく大変で苦労しました。何回かやっていくうちに横浜市の担当職員さんが前日に仕事場などに来て明日の会議を説明をしてくれたけど委員さんたちはやっぱり専門用語で回議が話し合いました。時々には会議中で私にも理解ができる言葉で話し合ってくれました。話し合ってからまた専門用語で会議がやっていて理解ができませんでした。時には同じ委員の人たちが意見を出してくれたり差別で同じ意見の人が会議で話してくれたことが私にはとてもよかったと思いました。
この会議に参加して良かったことが2つあります。
①会議の前日に横浜市担当職員さんが仕事場などにきてくれて説明してくれた。
②いろんな障がい者たちが自分の経験のことや差別の意見を話してくれたことが良かったと思いました。今まで知らないことがいっぱいありました。他の障がい者たちの話を聞くことができて私には一番の勉強になりました。
自分が知的障がい者から意見があります。2つあります。
①知的障がい者がみんなが同じだと思わないで下さい。一人一人できることとできないことがあるので本人(知的障がい者)に聞いてほしいです。
②会議の時のレジメは一人一人にあったレジメを作ってほしいです。

最後にお願いがあります。2つあります。

①わかりやすいレジメを作ることが大切だけど自分だけでやらないで専門家や横浜市の職員といっしょになって作ってほしいです。

②いつも障がい者に関係ある委員は司会などが福祉の関係者でやることが多いので障がい者の本人たちにもやってほしいです。(知的障害:奈良崎 真弓)



検討部会に参加してみて、こんなにたくさん差別があると思わなかった。もっと早く市民の人にも知ってほしかった。差別があることをもっと知ってもらって、これから差別がないように、市役所、区役所、学校、病院などに資料を見てもらいたい。

私たちも、差別がなくなるように絵を描いたり、すごろくを作ったりしているので、みなさんに見てほしい。少しでも差別がなくなることを期待しています。(知的障害:永田 孝)

『お互いの自然な歩み寄り』

この『障害者差別解消法』により「障害者は特別扱いされて良いな」と思われたり、これまで以上に「心の隔たり」ができないことを願います。健康者同士の助け合い補い合いとなら変わらない特別なことではない、本来自然なことという感覚が広まることを願います。例えば、障害のある人を自分よりも下に見て「やってあげる」という感覚でいたり、障害のある人が必要以上に恐縮したり怠慢になったり、どちらか片方だけが歩み寄るのではなく、「お互いの歩み寄り」がより良い共生に繋がると思います。知らない、無関心、思い込みなどが、誤った認識や配慮に繋がってしまうと思います。特に、こうした助け合いや補い合い、交流と歩み寄りが、子供の頃から日常生活の中で繰り返されていくうちに、みんなにとって自然なことになっていくと私は思います。障害のある人もない人もお互いが尊重しあえますように。(発達障害:山下 優子)

まず精神障害者はキチガイではありません。本人に何らかの事情があって不可思議な動きをしているだけです。一人ごとを言ってる時は幻聴さんと話しているのかもしれない。具合が悪い時はへろへろになるコトもあります。それでもあくまで一人の人間なんです。わけもわからないのに「キチガイだから」という納得の仕方をしないで下さい。とにかく話を聞いて下さい。精神障害は目に見えにくい障害なので難しいと思います。それでも一般の人々に自分の障害についてわかるように話せる人も中にはいます。(私のように)

精神障害について、数多く、私は講演会をやっていますが、聞いている人がビックリするようです。1

にち じょう あるふあー くすり の わたし じぶん い しょうがい しょうめんむ い
日22錠+ α の薬を飲んでいる私が、いかに自分の生きづらさ(障害)と正面向いて生きている
か。精神障害はキツイです。ひどい時は話すコトもできなくなり、かたまったまま動けなくなります。
(精神障害:和田 千珠子)

しょうがいしゃ とくべつあつか おも りかい
障害者は特別 扱いをしてほしいとは思っていないことを理解してください。
しょうがいしゃ かわいそう ひと しょうがい せいかつじょう ふべん かか ふつう しみん
障害者は可哀想な人ではなく、障害による生活上の不便さを抱えている普通の市民です。
なに ふべん しょうがい しゅるい ちが しょうがいしゃ ちが しょうがいしゃ なか み
何が不便かは障害の種類ごとに違うし、障害者ごとに違います。障害者の中には見かけではわから
ない聴覚障害や精神障害、発達障害、内部障害などを持つ人もいます。障害を持ってみないとその
ふべん
不便さはなかなかわからないかもしれません。
しょうがい くろう かか ひと この よ いったい せいかつ おも
けれども、障害という苦勞を抱えている人たちがこの世にいて、みんなと一緒に生活したいと思っ
ていることを忘れないでください。ちょっとした氣遣いと援助の仕方が分かれば、共生できます。誰もが
わす
いつ しょうがいしゃ なるかはわかりません。(精神障害(家族):大羽 つぐあき 更明)

かん
卷

まつ
末

し
資

りょう
料

「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例(抜粋) ～検討部会において主に検討した事例～

※以下の内容は、検討部会において、抜粋した事例の検討・分類を試みたものです。各事例が障害者差別に該当することなどを断定するものではありません。

※「分類」：①「差別的取扱いをしたもの」になり得るもの、②「適切な配慮をしなかったもの」になり得るもの、③その他(①、②のいずれにも入らないもの)

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと	
<p>1 応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 視覚障害、聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 劇場のウェブサイトに「観劇サポート」のページはありますが、車いす対応のみで、聴覚障害、視覚障害への対応について書かれていませんでした。</p>	<p>手話通訳、台本貸し出し、字幕表示、磁気テープ、音声ガイドなどの準備を行う用意があることを当初より明記。問い合わせがあれば対応するのではなく、当初から明記することによって参加しやすくすることが大切と考えます。</p>	<p>誰によるものか 事業者、行政機関</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見 ○一般にはあまり知られていないが、聴覚障害については、手話通訳のみでなく要約筆記が必要である。</p> <p>考えられる改善の方向性 ○聴覚障害、視覚障害の対応についても記載する(過重な負担を要する場合を除く)。</p>
<p>2 応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 障害者同士のツアーを旅行代理店から断られる。</p>	<p>旅行代理店が責任を持って手話のできる人を雇い入れる。</p>	<p>誰によるものか 事業者</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの、②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見 ○障害のある人の参加を一律に断る取扱いをしている場合(障害のある人が参加できるとしているにも関わらず実際には断っている場合を含む)は「差別的取扱いをしたもの」。</p> <p>○障害のある人が参加できるツアーの設定や配慮を旅行代理店が可能な範囲で行っていないため、ツアーに参加できない場合は「適切な配慮をしなかったもの」。</p> <p>○手話のできる人がいなくても、筆談してくれることで楽しい旅行になることもある。</p> <p>考えられる改善の方向性 ○障害があることのみを理由として一律に断る取扱いをしない。</p> <p>○障害のある人が参加できるツアーの設定をしたり、本人の意向を確認した上で、できる配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</p>
<p>3 応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 市役所や区役所の火災報知機や庁内放送について、視覚による情報提供がない。</p>	<p>視覚による情報提供をする。</p>	<p>誰によるものか 行政機関</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見 ○生命に関わる重要な課題である。</p> <p>考えられる改善の方向性 ○視覚による情報提供を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</p>
<p>4 応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 精神障害</p> <p>事例 市内の消防団に加入したいと思ったところ、病気を理由に断られた。病気が回復したと伝えても、病歴を理由に断られた。</p>	<p>病気が回復したと伝えても、病歴を理由に断られた。</p>	<p>誰によるものか 行政機関</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性 ○病歴のみを理由として一律に断る取扱いをしない。</p> <p>○病歴、障害に関する理解を深めてもらう。</p>

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など	
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと	誰によるものか	行政機関
<p>5</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 発達障害</p> <p>事例 市内の中学校の個別支援級に通っていたと、個別支援級の生徒が参加できる機会を増やしてほしい。</p> <p>市内の中学校の個別支援級に通っていたと、運動会や文化祭では一般級が参加する大縄跳びや合唱コンクールに参加できなかった。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p> <p>〇障害のみを理由として一律に学校行事への参加を妨げることはしない。</p>	<p>行政機関</p> <p>①差別的取扱いをしたもの</p>
<p>6</p> <p>応募者 障害のある人の家族</p> <p>障害種別 知的障害</p> <p>事例 習字教室の入会を障害があることを理由に断られた。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの、②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p> <p>〇障害のある人の入会を一律に断る取扱いをしている場合(障害のある人が入会できるとしているにも関わらず実際には断っている場合を含む)は「差別的取扱いをしたもの」。</p> <p>〇障害のある人が入会できる準備や配慮を習字教室が可能な範囲で行っていないため、習字教室に入会できない場合は「適切な配慮をしなかったもの」。</p> <p>〇障害があることのみを理由として一律に断る取扱いをしない。</p> <p>〇障害のある人が入会できるよう準備をしたり、本人の意向を確認した上で、できる配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</p>	<p>事業者</p> <p>①差別的取扱いをしたもの、②適切な配慮をしなかったもの</p>
<p>7</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 知的障害</p> <p>事例 仕事内容をあまり教えてくれない。自分だけ名前を呼び捨てにされる。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 前半: ②適切な配慮をしなかったもの 後半: ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p> <p>〇前半: 仕事を教えることについての職場のルールがないなど、本人の障害に応じた配慮がない場合は「適切な配慮をしなかったもの」。</p> <p>〇後半: 障害を理由として、その人を呼び捨てにしている場合は「差別的取扱いをしたもの」。</p> <p>〇本人の意向を確認した上で、障害に応じた配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</p> <p>〇その人の名前を呼び捨てにしない。</p>	<p>事業者</p> <p>前半: ②適切な配慮をしなかったもの 後半: ①差別的取扱いをしたもの</p>
<p>8</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 クレジットカード会社からの連絡(若しくはクレジットカード会社への連絡)において、本人による電話しか認めず、本人が聴覚障害者であっても代理人による電話を認めない。及び、電話以外の方法を認めない。</p>	<p>聴覚障害者が連絡をとれる方法を確保しないのは差別に当たりませ。聴覚障害者が連絡できる手段を確保する必要があります。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p> <p>〇本人確認の他の方策を検討し、障害に応じた配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</p>	<p>事業者</p> <p>②適切な配慮をしなかったもの</p>

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など	
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと	誰によるものか	行政機関・事業者以外の者
<p>9</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 知的障害</p> <p>事例 10年以上前になりますが、障害者の福祉施設が何の説明もなく突然着工され、住民の反対を押しつけて住宅地に無理に建設されたため、現在でもなお近隣住民の障害者、特に知的障害者に対する偏見は容赦のないものがあります。自分が知的障害であることを隠さなければならぬ状態である。今後も隠し通さなければならぬのかと思うとつらいです。時間がかかって市外の施設に通所しているのはそういう理由です。まだまだ行政の方と住民との理解が追いついていないと思います。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見 ○直接的には地域住民によるものであるが、障害の理 解と建設についての十分な事前調整が必要である。</p> <p>考えられる改善 の方向性 ○地域住民に障害に関する理解を深めてもらう。 ○建設について、市、事業者による地域住民への説 明、事前調整を行う。</p>	
<p>10</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 市からの情報提供を行うテレビ番組に字幕若しくは手話通訳が付いているものと付いていないものがあつた。</p>	<p>すべての番組に字幕若しくは手話通訳を付けてほしい。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見 ○字幕など、聴覚障害への配慮を行う(過重な負担を要 する場合を除く)。</p> <p>考えられる改善 の方向性</p>	<p>事業者、行政機関</p>
<p>11</p> <p>応募者 不明</p> <p>障害種別 精神障害</p> <p>事例 脱水を起こして救急病院へ行ったとき、一応点滴はしてくれましたが、精神疾患の人は精神科病院へ行ってくださいと言われた。</p>	<p>精神疾患があつても、身体 の疾患の場合には、普通の人と同じよう に対応してもらえるよう にしてほしい。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見 ○精神疾患のみを理由として一律に診療を断る取扱い をしない。 ○病気、障害に関する理解を深めてもらう。</p> <p>考えられる改善 の方向性</p>	<p>事業者</p>
<p>12</p> <p>応募者 不明</p> <p>障害種別 精神障害</p> <p>事例 バス・地下鉄の割引(介護者)。身体・知的には 介護者は通常の半額になるが精神にはない。 精神の人は一人で乗車するのが困難な人がか なりいる。</p>	<p>精神の介護者にも、バ ス220円を110円にすべ きである。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見 ○法律上の障害者差別の範囲外と考えられるが、障害 当事者の側の視点から、検討部会としては障害種別間 の「差別」として整理する。</p> <p>考えられる改善 の方向性 制度についての検討が必要。</p>	<p>事業者</p>
<p>13</p> <p>応募者 不明</p> <p>障害種別 精神障害</p> <p>事例 身体障がい者の人は、就労のときに割と容易 に受け入れられるのに、精神障がい当事者は そうでないところに差別を感じる。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ③その他</p> <p>考え方、意見 ○具体的な場面が明らかでないため「その他」。</p> <p>考えられる改善 の方向性</p>	<p>事業者、行政機関</p>

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など	
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと		
<p>14</p> <p>応募者 不明</p> <p>障害種別 精神障害</p> <p>事例 美容院。たくさんの中にいることが苦手なので、事前に電話して精神科に通っているのので配慮してほしいと伝えたら、ハサミを扱っているのので精神科に通っている方はお断りしますと言われた。</p>	<p>精神障害者が安心して行ける施設がほしい。精神障害者も身なりは整えたい。社会からの偏見をなくしてほしい。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>事業者</p> <p>①差別的取扱いをしたもの</p> <p>○精神科への通院のみを理由として一律に入店を断る取扱いをしない。 ○病気、障害に関する理解を深めてもらう。</p>
<p>15</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 視覚障害、聴覚・平衡機能障害</p> <p>事例 家族や介助者と一緒にいると、自分のことでも家族らに聞く。本人に聞いてくれない。</p>	<p>本人に普通に聞いてほしい。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>行政機関、事業者、行政機関・事業者以外の者</p> <p>①差別的取扱いをしたもの</p> <p>○本人と話をする。 ○本人が家族等と話をすることを希望する場合は、希望に沿って対応する。</p>
<p>16</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 精神障害、視覚障害、肢体不自由</p> <p>事例 知人の住まいを不動産屋で探したことがあったが、障害があると断られる。</p>	<p>濃い色をバックにするなどの配慮を。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ①差別的取扱いをしたもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>事業者</p> <p>①差別的取扱いをしたもの</p> <p>○障害があることのみを理由として一律に断る取扱いをしない。 ○病気、障害に関する理解を深めてもらう。</p>
<p>17</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 視覚障害</p> <p>事例 病院の案内表示で、ピンク色のバックに白色の文字のものがあった。弱視の人にとって大変分かりにくい。</p>	<p>濃い色をバックにするなどの配慮を。</p>	<p>誰によるものか</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>事業者</p> <p>②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>○障害のある人にとっても分かりやすい色にする(過重な負担を要する場合を除く)。</p>
<p>18</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 視覚障害</p> <p>事例 自動券売機、セルフレジの普及が進んでいるが、視覚障害者にとっては困る。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ③その他</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>事業者</p> <p>③その他</p> <p>○具体的な場面が明らかでないため「その他」。</p>
<p>19</p> <p>応募者 障害のある人の支援者</p> <p>障害種別 知的障害</p> <p>事例 市役所や区役所の方の説明や説明書類が、知的障害の方や自閉症の方には分かりづらいことが多い。絵や文字等を使って分かりやすく説明するなど、一工夫お願いしたい。</p>		<p>誰によるものか</p> <p>分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>考え方、意見</p> <p>考えられる改善の方向性</p>	<p>行政機関</p> <p>②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>○分かりやすい説明、書類の作成をする(過重な負担を要する場合を除く)。</p>

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など														
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと															
20 <table border="1"> <tr> <td>応募者</td> <td>障害のある人</td> </tr> <tr> <td>障害種別</td> <td>聴覚・平衡機能障害</td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>労働組合の大会等で、「情報漏れは困る。」という理由で手話通訳を付けてくれなかった。さらに手話通訳者には「守秘義務」があることを説明しましたが、「そうは言っても現実とは違う。」と言われ、なかなか理解が得られませんでした。</td> </tr> </table>	応募者	障害のある人	障害種別	聴覚・平衡機能障害	事例	労働組合の大会等で、「情報漏れは困る。」という理由で手話通訳を付けてくれなかった。さらに手話通訳者には「守秘義務」があることを説明しましたが、「そうは言っても現実とは違う。」と言われ、なかなか理解が得られませんでした。	<p>当時は障害者基本法がなかったので、派遣元の職員より労働組合にご説明いただき、ようやく手話通訳が付くことになりました。労働組合には、聴覚障害者への情報保障をもっと学習してほしいと思い、機会のあるごとにこの事例を話しています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>誰によるものか</td> <td>行政機関・事業者以外の者</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>②適切な配慮をしなかったもの</td> </tr> <tr> <td>考え方、意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考えられる改善の方向性</td> <td>○手話通訳等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</td> </tr> </table>	誰によるものか	行政機関・事業者以外の者	分類	②適切な配慮をしなかったもの	考え方、意見		考えられる改善の方向性	○手話通訳等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。
応募者	障害のある人															
障害種別	聴覚・平衡機能障害															
事例	労働組合の大会等で、「情報漏れは困る。」という理由で手話通訳を付けてくれなかった。さらに手話通訳者には「守秘義務」があることを説明しましたが、「そうは言っても現実とは違う。」と言われ、なかなか理解が得られませんでした。															
誰によるものか	行政機関・事業者以外の者															
分類	②適切な配慮をしなかったもの															
考え方、意見																
考えられる改善の方向性	○手話通訳等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。															
21 <table border="1"> <tr> <td>応募者</td> <td>障害のある人の家族</td> </tr> <tr> <td>障害種別</td> <td>肢体不自由</td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>障害のある家族が幼稚園に申し込んだとき、手帳を持っているなら他に行ってほしいと園長に言われた。</td> </tr> </table>	応募者	障害のある人の家族	障害種別	肢体不自由	事例	障害のある家族が幼稚園に申し込んだとき、手帳を持っているなら他に行ってほしいと園長に言われた。	<p>障害者が通える園や学校の窓口を充実してほしい。</p>	<table border="1"> <tr> <td>誰によるものか</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>①差別的取扱いをしたもの</td> </tr> <tr> <td>考え方、意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考えられる改善の方向性</td> <td>○障害のみを理由として一律に申込を断る取扱いをしない。 ○障害に関する理解を深めてもらう。</td> </tr> </table>	誰によるものか	事業者	分類	①差別的取扱いをしたもの	考え方、意見		考えられる改善の方向性	○障害のみを理由として一律に申込を断る取扱いをしない。 ○障害に関する理解を深めてもらう。
応募者	障害のある人の家族															
障害種別	肢体不自由															
事例	障害のある家族が幼稚園に申し込んだとき、手帳を持っているなら他に行ってほしいと園長に言われた。															
誰によるものか	事業者															
分類	①差別的取扱いをしたもの															
考え方、意見																
考えられる改善の方向性	○障害のみを理由として一律に申込を断る取扱いをしない。 ○障害に関する理解を深めてもらう。															
22 <table border="1"> <tr> <td>応募者</td> <td>障害のある人</td> </tr> <tr> <td>障害種別</td> <td>視覚障害</td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>銀行では代読、代筆が金融庁でも認められているが、周知徹底されていない。</td> </tr> </table>	応募者	障害のある人	障害種別	視覚障害	事例	銀行では代読、代筆が金融庁でも認められているが、周知徹底されていない。	<p>金融庁でも認めていることを銀行に周知徹底してもらいたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td>誰によるものか</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>②適切な配慮をしなかったもの</td> </tr> <tr> <td>考え方、意見</td> <td>○銀行で代筆等の配慮がなかったのであれば「適切な配慮をしなかったもの」。</td> </tr> <tr> <td>考えられる改善の方向性</td> <td>○代筆等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。</td> </tr> </table>	誰によるものか	事業者	分類	②適切な配慮をしなかったもの	考え方、意見	○銀行で代筆等の配慮がなかったのであれば「適切な配慮をしなかったもの」。	考えられる改善の方向性	○代筆等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。
応募者	障害のある人															
障害種別	視覚障害															
事例	銀行では代読、代筆が金融庁でも認められているが、周知徹底されていない。															
誰によるものか	事業者															
分類	②適切な配慮をしなかったもの															
考え方、意見	○銀行で代筆等の配慮がなかったのであれば「適切な配慮をしなかったもの」。															
考えられる改善の方向性	○代筆等の配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。															
23 <table border="1"> <tr> <td>応募者</td> <td>障害のある人</td> </tr> <tr> <td>障害種別</td> <td>精神障害</td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>オペラを見に行ったとき、具合が悪くなりそうだったので頓服を飲むと、つらいびきをかいて寝てしまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んでる人はこういう所に来る資格はないの」と言われた。</td> </tr> </table>	応募者	障害のある人	障害種別	精神障害	事例	オペラを見に行ったとき、具合が悪くなりそうだったので頓服を飲むと、つらいびきをかいて寝てしまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んでる人はこういう所に来る資格はないの」と言われた。		<table border="1"> <tr> <td>誰によるものか</td> <td>行政機関・事業者以外の者</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>③その他</td> </tr> <tr> <td>考え方、意見</td> <td>○障害を理由とした発言であるのか、場面が明らかでないので「その他」。</td> </tr> <tr> <td>考えられる改善の方向性</td> <td></td> </tr> </table>	誰によるものか	行政機関・事業者以外の者	分類	③その他	考え方、意見	○障害を理由とした発言であるのか、場面が明らかでないので「その他」。	考えられる改善の方向性	
応募者	障害のある人															
障害種別	精神障害															
事例	オペラを見に行ったとき、具合が悪くなりそうだったので頓服を飲むと、つらいびきをかいて寝てしまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んでる人はこういう所に来る資格はないの」と言われた。															
誰によるものか	行政機関・事業者以外の者															
分類	③その他															
考え方、意見	○障害を理由とした発言であるのか、場面が明らかでないので「その他」。															
考えられる改善の方向性																
24 <table border="1"> <tr> <td>応募者</td> <td>障害のある人</td> </tr> <tr> <td>障害種別</td> <td>聴覚・平衡機能障害</td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区役所から「手帳ができた」と電話で連絡があった。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてくれるのは配慮に欠ける。このとき、たまたま夫が在宅していて電話を受けたので、取りに行くことができた。</td> </tr> </table>	応募者	障害のある人	障害種別	聴覚・平衡機能障害	事例	障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区役所から「手帳ができた」と電話で連絡があった。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてくれるのは配慮に欠ける。このとき、たまたま夫が在宅していて電話を受けたので、取りに行くことができた。	<p>区役所からなぜファックスで連絡をもらえないのか？</p>	<table border="1"> <tr> <td>誰によるものか</td> <td>行政機関</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>②適切な配慮をしなかったもの</td> </tr> <tr> <td>考え方、意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考えられる改善の方向性</td> <td>○ファックス又は郵送で連絡を行う。</td> </tr> </table>	誰によるものか	行政機関	分類	②適切な配慮をしなかったもの	考え方、意見		考えられる改善の方向性	○ファックス又は郵送で連絡を行う。
応募者	障害のある人															
障害種別	聴覚・平衡機能障害															
事例	障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区役所から「手帳ができた」と電話で連絡があった。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてくれるのは配慮に欠ける。このとき、たまたま夫が在宅していて電話を受けたので、取りに行くことができた。															
誰によるものか	行政機関															
分類	②適切な配慮をしなかったもの															
考え方、意見																
考えられる改善の方向性	○ファックス又は郵送で連絡を行う。															

寄せられた事例		検討部会としての考え方、意見など	
応募者・障害種別・事例	こうしてほしかったこと		
<p>25</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 肢体不自由</p> <p>事例 電動車で、電車に乗り、降りる際、駅員さんがお迎えに来てくれなかったので、次の駅まで行ってしまった。</p>	<p>駅員さんをお願いしなくても、自由に乗降できるように工夫してほしい。</p>	<p>誰によるものか 分類 ③その他</p> <p>かんが かんが いかん 考え方、意見</p> <p>かんが かんが かいぜん 考えられる改善の方向性</p>	<p>事業者</p> <p>③その他</p> <p>○障害を理由とした行為ではないと考えられるため「その他」。</p>
<p>26</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 肢体不自由</p> <p>事例 障害者用のトイレの数が少ない。健常者が30分以上入っていることが多く、外出のときに困っている。休日は特にひどくずっとガマンしている。</p>	<p>健常者用のトイレの数に対し、障害者用のトイレの数が少ないので増やしてほしい。健常者用トイレが使用できる人は、障害者用のトイレが使用できないように徹底してほしい。しかし、短い時間なら大丈夫です。</p>	<p>誰によるものか 分類 ③その他</p> <p>かんが かんが いかん 考え方、意見</p> <p>かんが かんが かいぜん 考えられる改善の方向性</p>	<p>行政機関・事業者以外の者</p> <p>③その他</p> <p>○障害を理由とした行為ではないと考えられるため「その他」。</p>
<p>27</p> <p>応募者 障害のある人</p> <p>障害種別 発達障害</p> <p>事例 市役所に電話をしても、話を理解してくれず、担当の係に電話を回してくれない。</p>		<p>誰によるものか 分類 ②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>かんが かんが いかん 考え方、意見</p> <p>かんが かんが かいぜん 考えられる改善の方向性</p>	<p>行政機関</p> <p>②適切な配慮をしなかったもの</p> <p>○用件を丁寧に伺い、担当の係に電話をつなぐ。</p>

よこはまし しょうがいしゃ さべつ かいしょう けんとう ぶかい いいん めいぼ
 横浜市障害者差別解消検討部会 委員名簿

けいしょうりやく ごじゅうおん じゅん
 (敬称略、五十音順)

No.	しめい 氏名	しよぞく 所属	かいちょうふくかいちょう 会長・副会長 びこう 備考
1	いしわた かずみ 石渡 和実	とうよう えいわ じやがくいん たいがく たいがくいん にんげんかがく けんきゆうか きようじゆ 東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授	かいちょう 会長
2	いのうえ しげる 井上 繁	よこはまし て いくせいかい 横浜市手をつなぐ育成会	
3	うちしま じゆんいち 内嶋 順一	よこはま べんご し かい こうれいしゃ しょうがいしゃ けんり かん いいんかい 横浜弁護士会 (高齢者・障害者の権利に関する委員会)	ふくかいちょう 副会長
4	おおの みき 大野 美樹	よこはま べんご し かい こうれいしゃ しょうがいしゃ けんり かん いいんかい 横浜弁護士会 (高齢者・障害者の権利に関する委員会)	
5	おおば こうめい 大羽 更明	よこはまし せいしん しょうがいしゃ かぞく れんごうかい ふくりじちよう 横浜市精神障害者家族連合会副理事長	
6	かんざき よしき 神崎 好喜	よこはまし しかく しょうがいしゃ ふくし きようかいふく かいちょう 横浜市視覚障害者福祉協会副会長	
7	さとう ひでき 佐藤 秀樹	よこはまし じんゆうかい ふく かいちょう 横浜市腎友会副会長	
8	しみず たつお 清水 龍男	よこはまし しんしん しょうがいじ しゃ まも れんめいふく だいひょうかんじ 横浜市中心身障害児者を守る会連盟副代表幹事	
9	すずき としひこ 鈴木 敏彦	いずみ たんき たいがく じどう ふくし がつか きようじゆ 和泉短期大学児童福祉学科教授	
10	すやま まさえ 須山 優江	よこはまし ちゅうと しつちよう なんちようしゃきようかいふく かいちょう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長	
11	なかせ あきのり 中瀬 明德	ひがしとつか ちいき かつどうほーむ そうだんいん 東戸塚地域活動ホームひかり 相談員	
12	ながた たか 永田 孝	よこはまし ぐるーぷほーむ れんらくかい にゆうきよしゃ ぶかい にゆうきよしゃ いいん 横浜市グループホーム連絡会入居者部会入居者委員	
13	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さんふらわー 本人の会 サンフラワー	
14	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしき がいしゃ ふあむろーど 株式会社ファムロード	だい かいけんとうぶかい 第5回検討部会 さんか まで参加
15	はまざき たかゆき 浜崎 孝行	よこはまし くるまいす かいふく かいちょう 横浜市車椅子の会副会長	
16	まえざわ なみ 前沢 奈美	ほどがや く せいかつしえん じりつ せいかつあしすたんと 保土ヶ谷区生活支援センター自立生活アシスタント	
17	まつしま まさき 松島 雅樹	よこはまし のうせい まひ しゃ きようかいかいちょう 横浜市脳性マヒ者協会会長	
18	やました ゆうこ 山下 優子	ちいき かつどう しえん せんたー 地域活動支援センターまなび	
19	わだ ちずこ 和田 千珠子	あさひく ちいき せいかつしえん きよてん 旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと	

しよぞく へいせい ねん がつ にちげんざい
 ※所属は平成26年11月4日現在

す けんとうぶかい けんとうないよう ほうこく
住まいの検討部会での検討内容の報告について

1 しゅし
趣旨

だい きよこはまししょうがいしゃ ぶらん では、しょうがいしゃ す てーま2 す
第3期横浜市障害者プランでは、障害者の住まいについて「テーマ2 住む、そして暮らす」の中で取り組んでいくことを掲げています。

これをうけて、よこはまししょうがいしゃ しきくすいしんきょうきかい ぶかい
これを受けて、横浜市障害者施策推進協議会の部会として、「知的障害者の住まい検討部会」を設置し、行動障害のある方の住まいに係る検討を進め、平成27年9月、ちゅうかんほうこくしよ ほうこく
中間報告書がとりまとめられましたので報告します。

なお、ひ つづ ちてきしょうがいしゃ す けんとうぶかい けんとう すす へいせい
なお、引き続き、知的障害者の住まい検討部会での検討を進めていただき、平成27年度末までに、けんとうけっか と めざ
検討結果を取りまとめることを目指しています。

2 けんとうぶかいいん
検討部会委員

じゅんふどう けいしりやく
(順不同) 敬称略

氏名	所属
しが としかず 志賀 利一 (部会長)	どくりつぎょうせいほうじん こくりつじゅうどちてきしょうがいしゃそうごうしせつ 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 事業企画局研究部長
あかがわ まこと 赤川 真	えぬびーおーほうじん あらた NPO法人 新 はーとっこ
いつうら ようすけ 五浦 洋輔	しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい 社会福祉法人 横浜共生会 しょう しゃしえんしせつ はな 障がい者支援施設 花みずき
うきかい あきのり 浮貝 明典	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ぴーていーていーさほーとせんたー ぐりーんふぉーれすと PDDサポートセンター グリーンフォーレスト
かんだ ひろし 神田 宏	しゃかいふくしほうじん よこはま 社会福祉法人 横浜やまびこの里 へるばーせんたー ヘルパーセンターやまびこ
さいとう ようすけ 齋藤 陽介	しゃかいふくしほうじん どうあいかい 社会福祉法人 同愛会 ちいきかつどうほーむ つづき地域活動ホーム くさぶえ
ししくら たかし 宍倉 孝	よこはましじへいしょうじ しゃおや かい 横浜市自閉症児・者親の会
やしま としあき 八島 敏昭	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめいだいひょうかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
わたなべ てつや 渡邊 哲也	しゃかいふくしほうじん しこうかい 社会福祉法人 試行会 しょうがいしゃしえんしせつ あおばめ ぞん 障害者支援施設 青葉メゾン

3 けんとうじょうきょう 検討状況

	ひにち	ぎだい 議題
だい かい 第1回	がつ にち 5月28日	よこはまし こうどうしょうがい げんじょうおよ かだい 横浜市の行動障害の現状及び課題について
だい かい 第2回	がつ にち 6月23日	ちいきいこう しえん およ ちいきせいかつ けいぞく 地域移行するための支援及び地域生活を継続 するための支援について
だい かい 第3回	がつ にち 7月29日	ちいきいこう しえん およ ちいきせいかつ けいぞく 地域移行するための支援及び地域生活を継続 するための支援について
だい かい 第4回	がつ にち 8月31日	ちゅうかんほうこくしよ 中間報告書のとりまとめについて
中間報告書取りまとめ		
だい かい 第5回	がつ にち 10月21日	ちいきいこう およ ちいきせいかつ しえん む しさくてんかん 地域移行及び地域生活支援に向けた施策転換 ほうこうせい の方向性について
だい かい 第6回 以降	—	さらにけんとう ふか さらに検討を深め、 ちゅう ちようきてきかだい せいり およ ほうこうせい けんとう 中・長期的課題の整理及び方向性の検討

4 ちゅうかんほうこくしよ 中間報告書

べってんさんしやう
別添参照

ちてきしょうがいしゃ す けんとうぶかい
知的障害者の住まい検討部会

ちゅうかんほうこくしょ
中間報告書

ちてきしょうがいしゃ す けんとうぶかい
知的障害者の住まい検討部会
へいせい ねん がつ
(平成27年9月)

はじめに

第3期横浜市障害者プランにおいて、どんな障害があっても、できる限り自らの「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことできるまち、ヨコハマを目指しています。

横浜市では、これまで“身近な地域で暮らす”という考えのもと、地域移行を促進するための仕組みづくりを行ってきており、平成4年以降に整備された障害者支援施設には、小舎制・ユニット制(個室化)を導入してきました。

また、グループホーム(以下「GH」という。)についても、障害の重い方も地域での生活が継続できるよう、国に先がけてGH整備に係る市独自の補助金を交付するなど、“地域で自立した生活を送るための場”として、仕組みを整えてきました。

しかしながら、障害者の生活を支える様々な障害福祉サービスは整ってきているものの、障害者が地域の中で希望に合った暮らしを選択することが十分にできているとは言えず、家族が中心となって、障害者の“住まい”を不安定ながらも支えている現状があります。

そのため、プランでは「行動障害のある方の住まいの検討」を取組項目に掲げました。これを受けて、「知的障害者の住まい検討部会」を平成27年5月に立ち上げ、行動障害のある方の“住まい”において、必要とされる支援を整理するとともに、その支援体制のある生活の仕組みづくり等について、8月までに計4回の検討を重ねてきました。

ここに、これまでの検討部会での検討内容を集約し、現時点での中間報告をとりまとめます。

1 横浜市の行動障害者数について

まず初めに、行動障害のある方の人数を正確に把握するのは、現状、困難な状況であるが、一つの指標として、障害者総合支援法における障害福祉サービスを受給している人の中で、“重度障害者支援加算”（※1）を受けている人数を用いる。（横浜市における当該受給状況：表1参照）

当該数値からは、入所施設利用者の約67%、GH利用者の約20%が加算等の対象となっていることが見てとれる。また、在宅の加算対象者数は、横浜市全体の重度障害者加算対象者数から、施設入所支援と共同生活援助の対象者数を差し引いて算出したものであるが、施設入所者の約2倍程度となっており、多くの方が在宅で生活している現状も伺うことができる。

表1：横浜市における当該受給状況

	施設入所	GH	在宅	合計
総人数 ① ※1	827	2,604	7,743	11,174
重度障害者支援加算対象者② ※2 (割合)	557 (24.2%)	514 (22.4%)	1,228 (53.4%)	2,299 (100.0%)
居住類型別割合 (②/①)	67.4%	19.7%	15.9%	20.6%

※1

施設入所 …平成27年3月31日現在の市内入所施設（身体障害者が入所している5施設を除く）における市内在住者

グループホーム …平成27年3月31日現在、知的障害者で共同生活援助の支給決定がされている市内在住者

在宅 …平成27年3月31日現在、知的障害者で障害支援決定がされている方から施設入所支援及び共同生活援助の支給決定がされている方を除いた市内在住者

※2

施設入所 …上記総人数のうち、重度障害者支援加算対象者

グループホーム …上記総人数のうち、判定基準表（行動関連項目）における点数が障害程度区分8点以上又は障害支援区分10点以上の者

在宅 …上記総人数のうち、判定基準表（行動関連項目）における点数が障害程度区分8点以上又は障害支援区分10点以上の者

2 “行動障害”について

本検討部会においては、行動障害に係る定義付けは行わず、いくつかの事例を通じて、支援者としての行動障害に関するイメージの共有を行った。

ただし、重度障害者支援加算という広い意味での定義を、“行動障害”の全てとして捉えるのではないことを確認した。

また、行動障害のある方の中には、緊急入院をしなければならない程の喫緊の課題を抱え、生活が破たんした方から、適切な環境の下で安定した生活を送っている方まで存在し、“多様性”があることも委員間で共有した。

3 人材育成における支援について

本検討部会の検討にあたっては、行動障害のある方への支援を考える上で、重要なファクターである支援者の人材育成に関する議論に多くの時間をかけた。

特に、今年度から、強度行動障害に係る研修が、国が作成したテキストを基に都道府県単位で実施されることとなり、その内容を支援の標準としていくべきとの認識が共有された。

委員からは、「地域で暮らすためには、強度行動障害への支援技術を有する支え手（支援者）をどう増やしていくか考える必要がある。」「個人的には30歳くらいまでは療育があつていいと思う。療育の積み上げが大切ではないか。」「上記の研修等により支援手法を獲得した人を増やしていくことが必要ではないか。」といった意見や、「研修を行うことで、共通の言語を持つことができるようになるので、言語の共通化に係る仕組みを検討していく必要がある。」といった意見が出された。

支援者への研修等を通じて、横浜市全体の行動障害に係る支援力の底上げを図っていく必要性は、委員全員の共通認識である。

ただし、研修の実施だけでは不十分であり、そこで得た知識や手法をどのように浸透させていくかという、“仕組み”の構築の難しさに係る意見が多く出され、今後、検討を進めていくべき事項である旨を確認した。

また、「短期入所などで、複数の施設を次々と利用した場合、法人ごとに支援手法が異なるために、結果として、行動障害が重度化してしまう。」といった意見が出されるなど、地方都市に比べて、地域で支える社会資源（法人）が多い都市部固有の課題も明らかになった。

これらの議論を受けて、本検討部会としては、行動障害に関わる研修において、支援手法及び知識定着に尽力するとともに、法人の枠に縛られないオール横浜市としての行動障害に関わる人材育成体系の構築を図ることが必要であると考えている。また、障害のある方への支援が困窮している現状を踏まえると、支援者への人材育成は、早期に取り掛かるべき課題であるということ、ここに付け加えておきたい。

【報告要旨】

- 市内の障害福祉に関わる人材の中で、行動障害に係る支援手法が確立・浸透していないため、国の強度行動障害研修などで支援の標準化に取り組み、共通の言語を持つ必要がある。
- 研修等を通じて、横浜市全体の行動障害に係る支援力の底上げを図っていく必要がある。
- 支援者が得た共通の言語を広く浸透させる「オール横浜市」としての人材育成体系を検討する必要がある。

4 各障害福祉サービスにおける支援について

(1) 施設入所支援

横浜市は、地域移行型の入所施設を整備してきたが、いまだに多くの入所待機者があり、その状況は深刻なものである。

検討部会の中では、「入所施設の職員が地域移行をゴールとした支援計画を作成・実践するような仕掛けがあると良いのではないかと」といった意見や、「本人の状況を把握し、地域移行の場の設定をする期間として、例えば「5年」と設定するなど、一定の期間を入所施設(法人)側にも意識させることを、行政として積極的に推進する必要があるのではないかと」と、いかにして、入所施設の意識を現実の地域生活と融合させるか等の議論を行った。

入所施設からの地域移行は、本人のみならず、家族にとっても大きな転機であり、入所施設(法人)個々の個別的な取組のみでは、一定の限界があるのも事実であるが、一方では、現に、生活が安定しない障害者が一定数、入所施設の待機者として存在している。さらに、市内の入所施設への入所が叶わず、県外の入所施設を利用している障害者が存在する現状にも目を向ける必要がある。

(2) グループホーム (GH)

GHにおける行動障害のある方への支援は、GH利用者の居宅介護のスポット利用が平成30年度までの期限付きではあるものの、サービスの組み合わせによっては、入所施設の支援よりも手厚く支援することができるとの意見があった。

事例を通して、今ある社会資源をできるだけ活用しながら、地域での生活を実現していくための方策を共有するとともに、「サービスの組み合わせ」とそれに関わる家族及び支援者間での支援を共有することで、障害者本人が安定化し、地域で暮らし続けられる可能性を感じる事ができた。

しかし、委員の中からは、「プロフェッショナルな人が進めたから、うまくいったようにも思う。」といった意見が出るなど、単なるサービスの組み合わせによって地域での生活を実現するのではなく、スーパーバイズする人間が参加する仕組みの重要性も確認された。

サービスの組み合わせができれば、地域で暮らすことできるわけではなく、これらのサービスを組み合わせるにあたっては、担い手の確保・育成に加え、GHと関係の事業者や入所施設等がどのように連携していくことが望ましいかなど、今後、全体的かつ長期的な仕組みを検討していく中で、十分に議論していくことが必要であると考える。

また、行動障害のある方の障害特性によっては、平成26年度に創設されたサテライト型住居での支援が有効となる事例もあるとの意見があった。

(3) 短期入所

横浜市の状況として、(1)で述べたとおり、入所施設に入所できず、短期入所による不安定な生活を送っている障害者も存在している。短期入所利用者の中には、一か所の利用に止まらず、複数の施設を転々と利用せざるを得ず、その支援の不安定さから、行動障害が悪化するといった現象も発生しており、早急な対策が求められる。

このような生活が破たんした方の短期入所利用は、本来の目的である一時保護やレスパイトとしての短期入所利用ではなく、地域での生活を送れる環境を整えるための中間的な支援が必要であり、日中活動を含めた生活全体をトータルにコーディネートできる施設を複数確保し、一定の期間、一か所の施設で安定的に支援していく方策を検討することが求められる。

(4) 日中活動

本検討部会では、議論の集中を図るため、あえて、日中の生活と“住まい”とを切り離し、日中活動に係る内容中心に議論してこなかったが、行動障害のある方の“住まい”を考える上において、日中活動が担う役割は極めて重要であり、欠かすことのできない視点であるということは、委員全員の共通認識である。

日々の日常は、日中の生活と住まいの連続性によって成り立っており、安定した日中活動環境を整備することは、行動障害のある方の“住まい”を構築する上で、必須条件と言える。

そのため、日中の支援が“住まい”に関わる支援と連続・連携したものであることは大変重要であり、今後の議論において、日中活動に係る議論のみを掘り下げるとは難しいものの、全体的な仕組みを構築するにあたって、非常に大きな役割を担うという認識を持っておく必要がある。

【報告要旨】

■施設入所支援

・生活を立て直し、地域移行を進めるとい入所施設の役割を再確認し、地域移行をゴールにした支援計画の作成を原則とする必要がある。

■GH

・計画相談・カンファレンスを通じて支援を共有し、その方にあったサービスを組み合わせることで、行動障害があっても、GHで生活することができるよう、支援の共有化(言語の共通化)を図るとともに、GH職員への専門的支援が行える仕組みを検討する必要がある。

・GHと関係の障害福祉サービス事業者や入所施設等が連携する仕組みについて、丁寧に議論を進めていく必要がある。

■短期入所

・一時保護やレスパイトとしての利用だけでなく、地域での生活を整えるための中間的な支援が必要である。

・日中活動を含めた生活全体をトータルにコーディネートできる施設を複数確保し、一定の期間、一か所の施設で安定的に支援していく方策を検討していくことが必要である。

■日中活動

・行動障害のある方が、地域で安定して生活するためには、日中活動と住まいに係る支援との連続性という視点が重要である。

5 今後の議論について

この検討部会では、行動障害のある方の支援において、日中・夜間を通じて様々な支援機関が関わっており、共通の言語・手法による支援及び人材育成の重要性に関わる議論が多く出された。

この人材育成に係る議論は、単なる研修の実施だけではなく、スーパーバイズできる人材の確保や、そのような人材のコンサルテーションを受ける仕組みの構築も必要であり、引き続き、議論を深めていく必要がある。

また、これら人材の育成に加えて、行動障害のある方の住まいの場として、在宅・入所施設・GHが連携し、“身近な地域で暮らす”ための地域移行に係る中長期的な仕組み等についても、引き続き、議論していく必要がある。

なお、在宅で生活する多くの行動障害のある方は、2次相談支援機関による総合的かつ専門的な相談支援や、指定特定相談支援事業者及び社会福祉法人型障害者地域活動ホーム等による身近な地域での相談支援に支えられている現状もあり、在宅生活の維持・向上にあたって、ご家族の意向を踏まえた相談支援も大変重要である。

さらに、それぞれの事業者の取組の質の高さが、客観的に見える形にしていくことで、サービスの水準の底上げを図っていくことが必要である。

これらの方向性について、今年度末に本検討部会として提言をする際に、改めて触れていきたい。

最後に、本検討部会は、行動障害のある方々が、自らの「住まいの場」を選択することの困難さに端を発している。そのため、検討部会としては、行動障害のある方々の意思表明の困難さ等を踏まえた中で、行動障害のある方の意思が具現化した検討となるよう、各委員が家族や支援者として積み上げてきた事例等を基に検討を進めてきた。

今後も、家族や支援者の思いに偏ることなく、地域で暮らすのは本人であるということをも十分に意識した議論を進めてまいりたい。

知的障害者の住まい検討部会委員名簿

(順不同) 敬称略

氏名	分野	所属
志賀 利一 (部会長)	学識経験者	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 事業企画局研究部長
赤川 真	福祉従事者 (GH)	NPO法人 新 はひとつこ
五浦 洋輔	福祉従事者 (相談)	社会福祉法人 横浜共生会 障がい者支援施設 花みずき
浮貝 明典	福祉従事者 (GH)	特定非営利活動法人 PDDサポートセンター グリーンプォーレスト
神田 宏	福祉従事者 (ヘルパー)	社会福祉法人 横浜やまびこの里 ヘルパーセンターやまびこ
齋藤 陽介	福祉従事者 (相談)	社会福祉法人 同愛会 つづき地域活動ホーム くさぶえ
宍倉 孝	家族	横浜市自閉症児・者親の会
八島 敏昭	家族	横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
渡邊 哲也	福祉従事者 (相談)	社会福祉法人 試行会 障害者支援施設 青葉メゾン

第3期横浜市障害者プラン 市民説明会

横浜市では、障害福祉施策の中・長期的な計画として、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」を市民の皆様とともに作り上げました。

このたび、将来にわたるあんしん施策を含めた「第3期横浜市障害者プラン」の取り組み状況について、市民説明会を開催しますので、ご参加ください。

1 日時・会場

回	日 程	時 間	場 所	定員
第1回	平成27年11月6日(金)	14時～15時30分	戸塚区役所 8階大会議室 AB	100名
第2回	平成27年11月15日(日)	11時～12時30分	横浜市健康福祉総合 センター4階ホール	250名
第3回	平成27年11月18日(水)	11時～12時30分	横浜ラポール 2階大会議室 AB	80名

※ 開場時間は、第1回が13時45分、第2回と第3回が10時45分です。

※ 手話・筆記通訳あります。

2 プログラム

- (1) 第3期横浜市障害者プランの取り組みについて
- (2) 会場の皆さまとの意見交換

3 お申込

お申込・参加費不要です。当日直接会場へお越しください。(先着順)

4 会場へのアクセス (裏面地図を参照)

- (1) 戸塚区役所
所在地：戸塚区戸塚町 16-17
アクセス：JR・市営地下鉄「戸塚駅」 徒歩2分
- (2) 横浜市健康福祉総合センター
所在地：中区桜木町1-1
アクセス：JR・市営地下鉄「桜木町駅」 徒歩2分
- (3) 横浜ラポール
所在地：港北区鳥山町 1752
アクセス：JR「新横浜駅」(北口)・市営地下鉄「新横浜駅」(8番出口) 徒歩10分
※ 新横浜駅前(北口)からリフト付き送迎バス(障害者優先)を運行(無料)

5 問合せ先

横浜市 健康福祉局 障害企画課

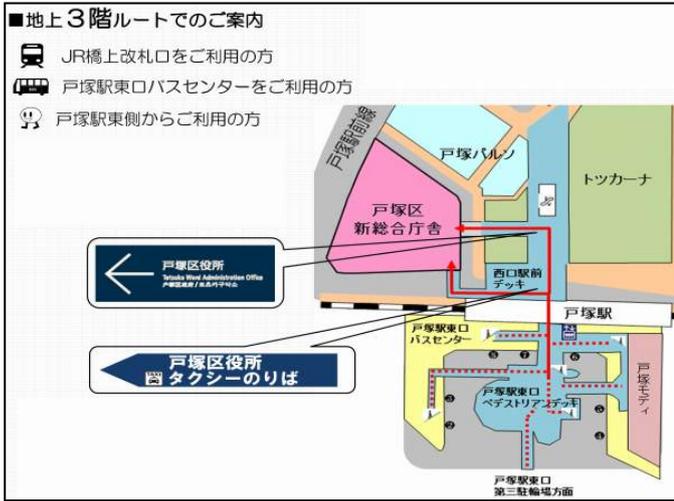
E-mail: kf-syoplan@city.yokohama.jp

電話 045 (671) 3603 FAX 045 (671) 3566

詳しくは下記URLをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/topics/plan/>

【戸塚区役所】



- JR・市営地下鉄「戸塚駅」から徒歩2分
- 駐車場：有り（60分無料。なお、障害のある方及び介護者の方は利用時間無料）
- ※ お越しの際は、可能な限り公共交通機関をご利用くださいますよう、ご理解・ご協力をお願いします。
- ※ 詳しくは、戸塚区役所ウェブサイト（<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/somu/access/>）をご覧ください。

【横浜市健康福祉総合センター】



- JR京浜東北・根岸線 横浜市営地下鉄（ブルーライン）「桜木町駅」から徒歩2分
- お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。（車不可）

※ 詳しくは、横浜市社会福祉協議会ウェブサイト（<http://www.yokohamashakyo.jp/sisyakyo/map.html>）をご覧ください。

【横浜ラポール】



- JR 横浜線「新横浜駅」（北口）・横浜市営地下鉄「新横浜駅」（8番出口）から徒歩約10分
- ※ 新横浜駅前（北口）からリフト付き送迎バス（障害者優先）を運行（無料）
- 駐車場：有り
- ※ お越しの際は、可能な限り公共交通機関をご利用くださいますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

※ 詳しくは、横浜ラポールウェブサイト（<http://www.yokohama-rf.jp/rapport/access/>）をご覧ください。

第3期横浜市障害者プラン 市民説明会



OPEN
YOKOHAMA



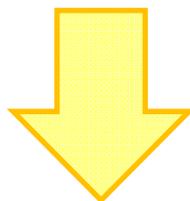
H27.11月

1 第3期の計画の全体像

(1) 計画の概要

《計画の趣旨》

- 障害者基本法：「障害者計画」
(障害福祉施策の方向性)
- 障害者総合支援法：「障害福祉計画」
(サービスの見込み量を定める)



- **障害福祉施策の方向性を示して目指すこと**

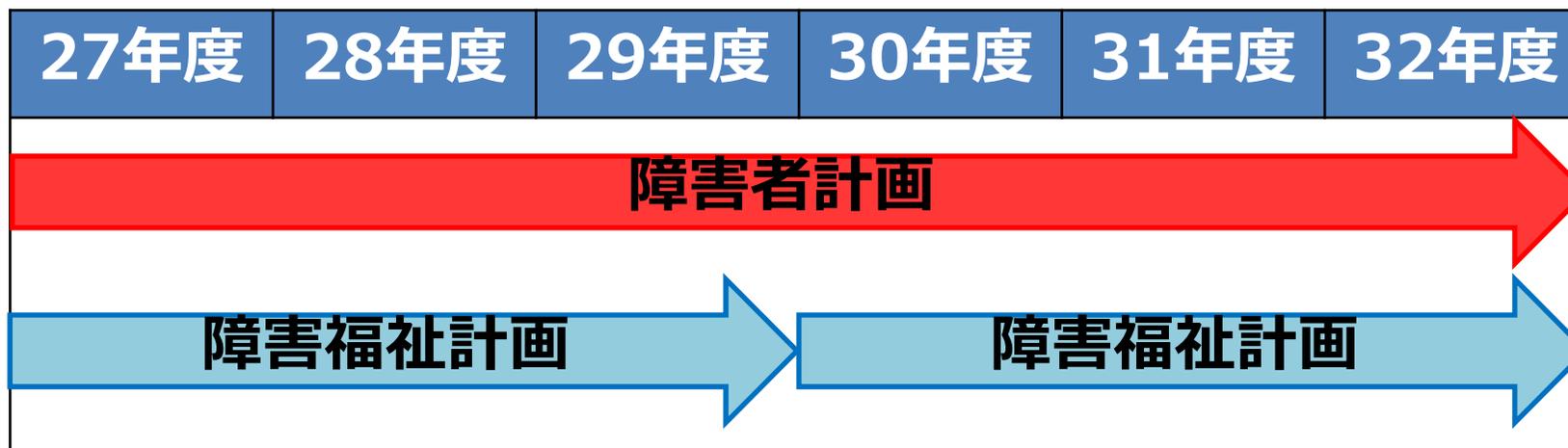
一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前のように生活していけるまちを実現していく

(2) 計画の期間

計画期間：平成27年度～32年度
(6年間)

見直しの実施

第3期横浜市障害者プラン



(3) 基本目標とテーマ



今後の施策推進の視点

○障害状況にあわせた支援やライフ
ステージを通じて一貫した支援

○障害者の高齢化・
重度化への対応

○将来にわたるあんしん
施策の継承

2 第3期の取組内容

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

1-1 普及・啓発 <主な取組の方向性>

- 幼少期及び学齢期から、健全者が障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた取組の推進 等

取組状況

- 普及啓発リーフレットの作成及び講演会の実施
- 学齢期への効果的な障害理解の手法を検討
- 副学籍による交流教育を実施
- 障害のある子どもたちの作品展開催に向けた調整 等

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

1-2 相談支援 《主な取組の方向性》

- 各相談支援機関等が連携して対応する取組の強化及び相談システムの整理 等

取組状況

- 相談支援に係る人材育成ビジョンの配付
- 自立支援協議会ブロック連絡会の開催
- 社会参加推進センター、発達障害者支援センター等との連携 等

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

1-3 情報の保障 《主な取組の方向性》

- ・ 関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化及びガイドライン等の作成 等

取組状況

- ・ コミュニケーションボードの活用

等

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

1-4 災害対策 《主な取組の方向性》

- 障害特性に応じた情報提供や避難所の要
援護者のためのスペース確保、環境整備
の推進 等

取組状況

- 地域防災拠点訓練にキャラバン隊を派遣する仕組みを
検討（セイフティネットプロジェクト横浜）
- 障害に応じた応急備蓄物資の検討 等

テーマ2 住む、そして暮らす

2-1 住まい 《主な取組の方向性》

- 多様な形態の住まいへの支援 等

取組状況

- 住まい検討部会の設置
 - 知的障害の住まい検討部会 5回開催
 - 精神障害の住まい検討部会 2回開催等

テーマ2 住む、そして暮らす

2-2 暮らし 《主な取組の方向性》

- 安心して暮らしていくための施策の推進、
本人の生活力を引き出す支援の充実 等

取組状況

- 生活支援センター
相談機能に重点を置いたモデル事業 3か所で開始
- 自立生活アシスタント事業
戸塚区（精神障害者）で開始 市内38か所で実施
- 後見的支援制度
新たに2区を選定 H28.3～16区で展開 等

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

3-1 健康・医療 <主な取組の方向性>

- ・ 障害特性を理解した対応ができる医療機関の整備 等

取組状況

- ・ 市内医療従事者を対象とした研修を開催
重症心身障害児者看護研修会 医療安全研修 他
- ・ 知的専門外来 市内2病院で実施
- ・ 法人型地域活動ホーム等に従事する看護師等への巡回相談を実施
- ・ 精神科救急医療対策事業の拡充 等

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

3-2 バリアフリー <主な取組の方向性>

・ ハード面のバリアフリー化の推進 等

取組状況

- ・ ノンステップバスの導入に係る補助
 - ・ 学校にエレベータを設置
7月現在 小中学校489校中、146校設置済み
- 等

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

3-3 権利擁護 <主な取組の方向性>

- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえた取組の推進及び普及啓発 等

取組状況

- 障害者差別解消検討部会で市が行うべき取組等を検討
9回開催
- 検討結果を踏まえて、本市の「取組指針」を策定予定
等

テーマ4 いきる力を学び・育む

4-1 療育 《主な取組の方向性》

- 地域療育センターを中心とした、療育体制の機能強化・地域関係機関の連携による支援体制の充実 等

取組状況

- 地域療育センターにおける初診までの待機期間を短縮
- 地域訓練会への運営費助成
- 放課後等デイサービス事業の事業者を対象とした研修の開催
- 学齢後期障害児支援事業 3か所で実施 等

テーマ4 いきる力を学び・育む

4-2 教育 《主な取組の方向性》

- 療育と教育機関の連携による切れ目のない支援、教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実 等

取組状況

- 学校支援担当者連絡会を開催
- 肢体不自由の特別支援学校（5校）に看護師を配置
- 就労指導員の高等特別支援学校への配置
- 特別支援教育のリーダーの育成 等

テーマ4 いきる力を学び・育む

4-3 人材の確保・育成 《主な取組の方向性》

- 民間事業者と協働した人材確保・育成施策の推進 等

取組状況

- 障害福祉の魅力を伝える取組を検討
障がい福祉のしごとフェア 開催
- 各種支援者向けの研修を開催
発達障害（基礎研修、応用研修）
ガイドヘルパーのスキルアップ研修 等

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5-1 就労 <主な取組の方向性>

- 就労支援センター等を中心とした就労支援及び定着支援の推進 等

取組状況

- 就労支援センターの相談支援機能を検討
- 障害者雇用を検討する企業等を対象とした「企業向けセミナー」を開催
- WEBページ等を活用して障害者雇用で優れた取り組みを行う企業を紹介 等

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5-2 福祉的就労 《主な取組の方向性》

- 優先調達推進法に基づく、庁内から障害者施設等への発注促進 等

取組状況

- 平成27年度の調達方針を策定
- 優先調達に係る対応を庁内に周知
- 「は～とオーダー通信」を庁内LANに掲載 等

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5-3 日中活動 <主な取組の方向性>

- 日中活動場所の拡充 等

取組状況

- 障害者本人の希望やその人の状態に合った日中活動場所の設置促進 等

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5-4 移動支援 <主な取組の方向性>

- さまざまな支援制度を円滑に利用でき、
社会参加が一層進むような移動支援の仕
組みの検討 等

取組状況

- 移動情報センター
H28.1～新たにの窓口を3区で開設
- カーシェアリングの仕組みを検討 等

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

5-5 文化・スポーツ・レクリエーション 《主な取組の方向性》

- ・ スポーツ・文化活動に参加しやすい環境整備 等

取組状況

- ・ ヨコハマ・パラトリエンナーレ
開催準備期間として、障害者の芸術活動の啓発活動及びワークショップの開催を計画中
- ・ パラトライアスロン
スポーツの競技団体が横浜ラポールを強化拠点として活動できるように支援 等

だい きよこはまししょうがいしゃ ぷらん とりくみ 第3期横浜市障害者プランにおける取組について

ひょう だい きよこはまししょうがいしゃ ぷらん だい しょう けいさい じぎょう へいせい ねんど もくひょう
この表は、「第3期横浜市障害者プラン」第3章(p.41～127)に掲載している事業の「平成27年度の目標」
しめ
を示したものです。

- てーま 1 であ つながる たす あ p.1
テーマ1 出会う・つながる・助け合う p.1
- てーま 2 す 住む、そして暮らす p.9
テーマ2 住む、そして暮らす p.9
- てーま 3 まいにち あんしん すこ やかに すごす p.15
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす p.15
- てーま 4 い ちから まな はぐく p.26
テーマ4 生きる力を学び・育む p.26
- てーま 5 はたら かつどう よか たの p.35
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ p.35

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

とりくみ 取組1-1 普及・啓発

◆持続的な普及・啓発の促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
とうじしゃ しょうがい ふく し 当事者や障害福祉 かんれんしせつ しみんだんたいどう 関連施設、市民団体等 による普及・啓発活動 への支援	せいふてい-ねつとぶろじえくとよこはま しょうがい セイフティーネットプロジェクト横浜や障害 ふくしかんれんしせつ しみんだんたいどう しょうがいりかい 福祉関連施設、市民団体等による障害理解のた め研修や講演、地域活動を支援・協働するな ど、様々な普及・啓発を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進	せいふてい-ねつとぶろじえくとよこはまなど セイフティーネットプロジェクト横浜等の しょうがいりかい かかわ ふきゅう けいはつ かつどう しえん 障害理解に係る普及啓発活動を支援し、 しょうがいりかい すいしん はか 障害理解の推進を図ります。
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進	しゃかいさんか すいしん せん たー ちゅうしん しょうがいしゃ 社会参加推進センターが中心となり、障害者 ほんにん かぞくおよ かくだんたい れんけい きょうどう しょうがいりかい 本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解 の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進	よこはまし しょうがいしゃしゃかいさんか すいしん せん たー どう 横浜市障害者社会参加推進センター等によ り、普及啓発リーフレットの作成及び啓発 こうえんかい じっし 講演会を実施します。
しっぺい しょうがい かん 疾病や障害に関する じょうほう はっしん 情報の発信	ほーむペーじ ばいたい かつよう しっぺい ホームページなどの媒体を活用して、疾病や しょうがい かん じょうほう しえん かなか かつどう しょうがい 障害に関する情報や支援に関わる活動を紹 し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	ひ つづ ほーむペーじ ばいたい かつよう 引き続き、ホームページなどの媒体を活用し て、疾病や障害に関する情報や支援に関わる かつどう しょうがい 活動を紹介していきます。
かくく ふきゅう けいはつかつどう 各区の普及・啓発活動 の促進	かくく じゅうみん たい しっぺい しょうがいたう たい 各区の住民に対して、疾病や障害等に対する りかい ふか けんしゅう けいはつかつどう しえん 理解を深めるための研修や啓発活動の支援を おこな 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	かくく やくしょ ちいき じつじょう あ 各区役所において、地域の実情に合わせた しょうがいりかい かなか ふきゅうけいはつかつどう きかく 「障害理解に関わる普及啓発活動」を企画・ じっし 実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
<p>ごうしゅ ずが こうさく 4校種 図画工作・ びじゅつ しやうどうさくひんてん とくべつ 美術・書道作品展 特別 しえん きやういふもん 支援 教育部門～つた えたい ぼくのおもい わたしのきもち～の かいさい 開催</p>	<p>ごうしゅ しやう ちゆう こう とくべつしえん ようじじどうせいと 4校種（小・中・高・特別支援）の幼児児童生徒 さくひん いちどう あつ しみんこうかい さくひんてん かいさい の作品を一堂に集め、市民公開の作品展を開催す しょうがい こ ぶんかかつどう かん ることで、障害のある子どもの文化活動に関す ふ きゅう けいはつ はか る普及・啓発を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>へいせい ねん がつ もく にち げつ 平成28年1月21（木）～25日（月） よこはましみんぎやらりー にて じっし 横浜市民ギャラリーにて実施します。</p>

がくれいき じゅうてんてき ふきゅう けいはつ
◆学齢期への重点的な普及・啓発

<p>がくれいき じどうおよ ほごしゃ 学齢期児童及び保護者 への しょうがい りかい けいはつ 障害 理解 啓発 しんき 【新規】</p>	<p>しな い どうじしゃだんたいどう きやうりよく え しょうがい 市内の当事者団体等の協力を得ながら、障害 りかい すす きやうざいどう きやういくいんかい れんけい 理解を進める教材等を、教育委員会と連携しな さくせい がら作成します。また、それとともに、がくれいき じどう と保護者が、障害児・者と一緒に関わる機会場の ほごしゃ しょうがいじ しゃ いっしょ かなか 場 について、実施方法を検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>きやういくいんかい ちょうせい がくれいき む しょうがい 教育委員会と調整し、学齢期に向けた障害 りかい しゅほう けんとう 理解の手法を検討します。</p>
<p>ふくがくせき こうりゅうきやう 副学籍による交流教 いくおよ きやうどうがくしゅう 育及び共同学習</p>	<p>とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせいと きよじゅうち 特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の しょう ちゅうがっこう じどうせいと いっしょ まな きかい かくだい 小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大 はか こうりゅうきやういふ きやうどうがくしゅう すす を図るなど、交流教育と共同学習を進めると とくべつしえんがっこう じどうせいと たい ひつよう ともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な きやういきてきしえん きよじゅうち がっこう おこな 教育的支援を、居住地の学校においても行いま しょう ちゅうがっこう じどうせいと しょうがいじ しゃ す。小・中学校の児童生徒には、障害児・者に たい りかい ふく こころ しょうへき 対する理解を含め、心の障壁をつくらない「心 ばりあふりー はぐく めざ のバリアフリー」を育むことを目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>ふくがくせきこう しえん たんとくきやういん しえん ・副学籍校への支援のため、担当教員が支援を おこな 行えるようにします。 さんか ないよう じゅうじつ じゅぎやうとう はか ・参加する内容の充実（授業等）を図ります。 ほごしゃとう じぎょう しゅうち すす ・保護者等への事業の周知を進めます。 てび かいてい すす ・手引きの改訂を進めます。</p>

とりくみ
取組1-2 相談支援

そうだしえん
相談支援

そうだしえんたいせい さいこうちく じゅうじつ
◆相談支援体制の再構築と充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
そうだしえん じぎょう じゅうち 相談支援事業の周知 およ ぶきゅう けいはつ 及び普及・啓発	しょうがいしゃ かぞく みちか きかん あんしん そうだん 障害者やその家族が身近な機関に安心して相談 することができるよう、身近な相談者を対象と して、相談支援事業の周知、啓発を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	く じりつしえんきょうぎかい かつよう そうだしえん じぎょう 区自立支援協議会を活用し、相談支援事業の 実施内容や相談窓口、活用方法等の周知に取り 組みます。
そうだしえん じゅうじしゃ じんざい 相談支援従事者の人材 いくせい 育成	よこはまし じりつしえんきょうぎかい い か し じりつしえんきょうぎかい 横浜市自立支援協議会(以下「市自立支援協議会」 といたします。)で作成した「横浜市相談支援従 事者人材育成ビジョン」に基づき、人材育成を すす 進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	し じりつしえんきょうぎかい じんざい いくせい ぶかい さくせい 市自立支援協議会人材育成部会で作成した 人材育成ビジョンを、各相談支援機関で活用し ていただけるよう普及・啓発に取り組みます。 また、作成した研修体系に基づいた研修を 実施し、相談員の養成及びスキルアップに取り 組みます。
とうじしゃ とうだん 当事者による相談の じゅうじつ 充実	しゃかい さんか すいしん せんたー せっち び あ そうだん 社会参加推進センターに設置するピア相談 センターでの当事者相談を検証し、当事者によ る相談支援を推進します。	じっせき 実績の けんしょう 検証	18区の しゃかいふく 社会福 しほうじん 祉法人 がたちかつ 型地活 ほーむ ホーム におい て派遣 そうだん 相談の かつよう 活用	び あ そうだん せんたー しゅうち とく ぐ ピア相談センターの周知に取り組みます。 また、ピア相談員のスキルアップ及び派遣相談 を含め活躍の場の拡大の可否を検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひよう 平成27年度の目標
きそん そろだんまどぐち ちいき 既存の相談窓口（地域 ケアプラザ等）による れんけい 連携	ひごろ かか なか なにげ かいわ ふく 日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれてい る相談を身近な相談者としてとらえ、必要に おほ いちじおよ にじ そろだんしえんきかん 応じて、一次及び二次相談支援機関につなげま す。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちいきけ あぶらざ しょうがい かん そろだん 地域ケアプラザは、障害に関する相談につい て、身近な相談者として受け止め、内容によつ て自主事業や活動団体を紹介、あるいは一次 および二次相談支援機関へつなげます。 また、地域ケアプラザにおいて、各担当地域の かだい おほ しょうがいじ しゃ たいしょう じしゅ 課題に応じた、障害児・者を対象とした自主 事業を実施します。
しじりつしえんきょうぎかい 市自立支援協議会と くじりつしえんきょうぎかい 区自立支援協議会の れんけい れんどう 連携・連動	かかく かいさい くじりつしえんきょうぎかい 各区で開催されている区自立支援協議会での とりぐみ けんどうないよう しじりつしえんきょうぎかい しさく 取組や検討内容を、市自立支援協議会での施策 てんかい れんけい れんどう しく せいり 展開にいかすため、連携・連動の仕組みを整理し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進	くじりつしえんきょうぎかい かつどうないよう ふ し 区自立支援協議会の活動内容を踏まえて、市 自立支援協議会での検討を行えるよう、委員 こうせい ぶく しじりつしえんきょうぎかい じゅうじつ はか 構成を含め、市自立支援協議会の充実を図り ます。
くいき こ おうだんてき 区域を超えた横断的な けんとう すいしん 検討の推進	くいき かいけつ かだい きょうゆう あら しゃかい 区域で解決できない課題の共有や、新たな社会 しげん そろせつ む けんどう しじりつしえんきょうぎかい 資源の創設に向けた検討、市自立支援協議会への しさくていあん じょうほうていきょう もくてき くいき 施策提案（情報提供）などを目的として、区域 をこえ けんどう ば せっち を超えた検討の場を設置します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ぶろくごと かいさい れんらくかい かつよう ブロックごとに開催している連絡会を活用し きんりんく れんけいきょうか はか た近隣区との連携強化を図ります。
なんびょう かんじゃ そろだん 難病患者への相談 しえん じっし ころもく 支援の実施（▷の項目）	いりよう ふくし せいかつどう かん ちしき え 医療、福祉、生活等に関する知識を得るための なんびょういりようこうえんかい せいかつじょう くふう 難病医療講演会や、生活上の工夫などについて じょうほうこうかん おこな ころりゅうかいどう ひ つづ 情報交換を行うための交流会等を、引き続き じっし 実施します。	—	—	なんびょういりようこうえんかい ころりゅうかいなど かかく じっし 難病医療講演会や交流会等を各区で実施し ます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひよう 平成27年度の目標
はったつ しょうがいしゃ しえん せん 発達障害者支援セン た ー うんえいじぎょう ター運営事業	はったつ しょうがいしゃ しえん せん た ー しょくいん かくく 発達障害者支援センターの職員が各区に で む く しょくいん いっしょ そろだん う とくてい 出向き、区の職員と一緒に相談を受ける特定 そろだん び もう 相談日を設けます。	とくてい 特定 そろだん び 相談日 じっし く 実施区 18区 (平成27 ねんど 年度)	すいしん 推進	かくく とくていそろだん び じっし む け た こべつちようせい ・各区と「特定相談日」実施に向けた個別調整 おこな がつまつ く じっし を行い、3月末までに18区で実施します。 れんけいかいぎ じっしないうとう けんとう ・連携会議の実施内容等を検討します。
こうじのうきのうしょうがい かが 高次脳機能障害に関 わる かんけい きかん れんけい わる関係機関の連携 そくしん こうちく 促進 (▷の項目)	こうじのうきのうしょうがい たい しえん に ー ず たいおう 高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応する ため、こうじのうきのうしょうがい しえん せん た ー ちいき ため、高次脳機能障害支援センターと地域の かんけい きかん れんけい そくしん 関係機関との連携を促進します。	—	—	こうじのうきのうしょうがい かがわ しえん に ー ず たいおう 高次脳機能障害に係る支援ニーズに対応す るため、ちゅうとしょうがいしゃ ちいきかつどう せん た ー どう るため、中途障害者地域活動センター等との れんけい せんもんそろだん しえんじぎょう じっしおよ さら 連携により、専門相談支援事業の実施及び更な る周知に努めます。

とりくみ じょうほう ほしように
取組1-3 情報の保障

ぎょうせいじょうほう ごうりてきはいりよ すいしん
◆ 行政情報における合理的配慮の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
こみゆにけーしょんぼ コミュニケーションボ ード・カードの活用 せくしん 促進	もじ ことば こみゆにけーしょん にながて 文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な ひと ぼーど かーど えが え きごう 人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を ゆび いし つた つーる 指さすことで、意思を伝えやすくするツールの かつよう けいぞく おこな 活用を継続して行います。	—	—	さいがいばん こみゆにけーしょんぼーど かつよう 災害版のコミュニケーションボードの活用・ ふきゅう かなか てんかい けんとう 普及に関わる展開を検討します。
ごうりてきはいりよ ふ 合理的配慮を踏まえた じょうほう はっしん るーるか 情報発信のルール化 しんき 【新規】	しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃおよ ちてきしょうがいしゃとう 視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等へ じょうほう ていきょう ぎょうせい じょうほう はっしん の情報提供について、行政情報発信の るーるか がいどらいんとう さくせい けんとう ルール化、ガイドライン等の作成を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進	さべつかいしょうほうけんとうぶかい ぎろん ふ 差別解消法検討部会での議論を踏まえなが ら、今後の展開を検討しています。

とりくみ さいがいたいさく
取組1-4 災害対策

さいがいじ じじよ きょうじよ こうじよ しんどう
◆災害時の自助・共助・公助の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど ちくひよう 平成27年度の目標
さいがいじ ようえんごしゃ しえん 災害時要援護者支援 じぎょう 事業	さいがいじ じりきひなん こんなん ようえんごしゃ あんびかくにん 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認 ひなんしえんどう かつどう えんかつ おこな や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「情 ほうきょうゆうほうしき じっしどう つう さいがい そな 報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた ひごろ ちいき じしゆてき ささ あ とりくみ 日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を しえん 支援します。	さいがいじ 災害時 ようえんご 要援護 しゃしえん 者支援 とりくみ の取組 を実施 してい る自治 会・町 内会の 割合 : 80 パーセント %	すいしん 推進	さいがいじ ようえんごしゃ しえん とりくみ じっし 災害時要援護者支援の取組を実施している ちくふ 地区を増やします。
しょうがいしゃ しえんしゃ 障害者・支援者による きやらばんたい はけんしえん キャラバン隊派遣支援 じぎょう しんき 事業【新規】	かかく じっし ちいきほうさいきよてんくんれん せいふて 各区で実施される地域防災拠点訓練に、セイフテ いーねつとぶるじえくとよこはま さんか イーネットプロジェクト横浜が参加しやすいよ うに支援し、障害特性を説明します。そして さんかしゃ たい しょうがいしゃ ぼらんてい あしえん 参加者に対し、障害者へのボランティア支援や しょうがいじ しゃ こみゆにけーしょん 障害児・者とのコミュニケーションについて、 りかい ほか 理解を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	せいふていーねつとぶるじえくとよこはま きょう セイフティーネットプロジェクト横浜と協 りよく ちいきほうさいきよてん きやらばんたい 力しながら、地域防災拠点へキャラバン隊を はけん しゅく けんとう 派遣できる仕組みを検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひよう 平成27年度の目標
しょうがいしゅべつさいがいじたいおう 障害種別災害時対応 メニューの作成 【新規】	さいがいはっせいちよくご ふっこうき いた きかん 災害発生直後から復興期に至る期間において、 しょうがいしゅべつ たいおうまにゅある さくせい 障害種別ごとの対応マニュアルを作成します。	たいおうま 対応マ ニユア ルの内 容検討	たいおうま 対応マ ニユア ルの 作成	きやらぼんたいはけんしえんじぎょう ようす ふ キャラバン隊派遣支援事業の様子を踏まえ、 今後の展開を検討します。
ちいきほうさいきよてん 地域防災拠点における 障害者体験【新規】	かくちく ねん かいがいさい ちいきほうさいきよてんくんれん 各地区、年1回開催される地域防災拠点訓練の めにゅーとして、しょうがいしやたいけん じっし メニューとして、障害者体験を実施できるよう しえん 支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進	きやらぼんたいはけんしえんじぎょう ようす ふ キャラバン隊派遣支援事業の様子を踏まえ、 今後の展開を検討します。
くきょく しょうがいしや さいがい たいさく 区局 障害者 災害対策 会議【新規】	さいがいはっせいじ くぶくし ほけんせんたー けんこう 災害発生時における区福祉保健センター、健康 ふくしきょく やくわりおよ れんけいほうほう 福祉局のそれぞれの役割及び連携方法について、 けんとう 検討します。 しいき こ れんけい はんそうほうほう けんとう 市域を越えた連携・搬送方法についても検討しま す。	くきょく 区局 しょうがいしや 障害者 さいがいたい 災害対 さくかいぎ 策会議 の実施	すいしん 推進	ゆうこう れんけいしゅほう けんとう 有効な連携手法について、検討します。
しょうがいしや さいがい たいさく かいぎ 障害者 災害対策 会議 【新規】	しょうがいしや しえんしや じぎょうしや ちいきおよ ぎょうせいとう 障害者、支援者、事業者、地域及び行政等が さいがいじ きょうじょ けんとう ぼ 災害時における共助について、検討する場を もう けんとう なか じじょ やくわり 設けます。また、その検討の中で自助の役割も めいかく 明確にします。 しいきない そうごれんけいおうえんたいせい こうちく けんとう 市域内の相互連携応援体制の構築を検討します。	しょうがいしや 障害者 さいがいたい 災害対 さくかいぎ 策会議 の実施	すいしん 推進	やくわり ぎょうせいないぶ せいり それぞれの役割について、行政内部で整理し ます。
しょうがいしゅべつおうきゅうびちくぶつ 障害種別応急備蓄物 資連携事業【新規】	すとまようそうぐ しょうがいとくせい おう おうきゅうびちく ストマ用装具など障害特性に応じた応急備蓄 ぶつし ほかんぼしよ かのう しせつ 物資について、保管場所が可能な施設をそれぞれ こうぼ ほかん む けんとう おこな 公募するなど、保管に向けた検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	じつげんかのう しゅほう けんとう 実現可能な手法を検討します。

テーマ2 住む、そして暮らす

とりくみ 取組 2-1 住まい

◆ 障害状況に合わせた住まいの充実

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
行動障害のある方の 住まい検討 【新規】	必要とされる支援などを整理し、支援体制のある生活の仕組みづくりについて、検討を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	「知的障害者の住まい検討部会」を設置し、行動障害のある方の住まいに係る検討を進めます。
サポートホーム事業 ㊦ (発達障害者に対する生活支援の推進)	発達障害のある入居者に対し、生活支援を行うことで、地域での一人暮らしに向けた準備を支援する「サポートホーム」について、効果を検証しながら進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	・地域移行などの実施状況及び厚生労働省動向を把握します。 ・市内グループホーム等向けの研修（発達障害者の地域移行に向けた支援方法等）を実施します。
養護老人ホーム整備事業（視覚障害者の入所）【新規】	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する民設民営の養護老人ホーム（平成27年度末開所予定）を港南区野庭町の旧野庭小学校跡地に整備します。その一部居室において、視覚障害者を受け入れます。	しかくしょう が い し や の 入 所 実 施	すいしん 推進	平成28年2月1日の開所に向けて、運営法人との調整を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひよう 平成27年度の目標
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付などの住宅改造を実施します。	推進	推進	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付などの住宅改造を実施します。
障害者支援施設の再整備	耐震基準を満たしていない、または老朽化している障害者支援施設について、ユニット化・個室化を進めつつ建て替えを行います。	工事完了 2か所	施設状況等により検討	・障害者支援施設「恵和青年寮」等の再整備について、建築工事を行います。 ・障害者支援施設「偕恵」等の再整備について、建築工事を行います。（出来高20%）
障害児施設の整備・再整備 ㊤	市所管3か所目の重症心身障害児施設を整備するとともに、老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備・ユニット化を進めます。	工事完了 4か所	施設状況等により検討	次のとおり整備を進めます。 ・新重症心身障害児施設 しゅん工 ・白根学園児童寮 しゅん工 ・ぽらいと・えき 着工 ・横浜療育医療センター 設計
公立障害者支援施設（横浜市松風学園）の再整備の検討	障害者支援施設である横浜市松風学園の担うべき役割や求められる機能について、検証しながら、再整備を検討します。	推進	推進	入所施設に求められる役割を勘案しながら、横浜市松風学園の再整備の方針について検討を進めます。
民間住宅あんしん入居事業	家賃等の支払能力はあるものの、連帯保証人が確保できないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居に困窮している障害者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社を利用した家賃保証により入居の機会を増やします。	推進	推進	・入居者、オーナー、不動産店の制度利用促進に繋がるよう、着実に制度を運営し、障害者の居住安定の確保に努めていきます。 ・周知活動を行うことで、制度の認知度を高めていきます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひよう 平成27年度の目標
みんかんじゅうたくにゆうきよ そくしん 民間住宅入居の促進 【新規】	ぐるーぶほーむとう みんかんちんたいじゅうたく てんきよ グループホーム等から民間賃貸住宅への転居 や、その後の単身生活が安心して送れるための仕 組みについて検討し、実施します。	みんかん 民間 じゅうたく 住宅 にゆうしょ 入所の しづく 仕組み けんとう 検討・ じっし 実施	すいしん 推進	せいしんしょうがいしゃ す けんとうぶかい せっち 「精神障害者の住まい検討部会」を設置し、 みんかんじゅうたく にゆうきよそくしんさく けんとう 民間住宅への入居促進策を検討します。

◆ 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

こうれいか じゅうどか たいおう 高齢化・重度化対応の ぐるーぶほーむの けんしょう けんとう 検証・検討（▷の こうもく 項目）	げんざいじっし じゅうどかたいおう ぐるーぶほーむ 現在実施している重度化対応グループホームや もてるじぎょう こうれいかたいおう ぐるーぶほーむ けんしょう モデル事業の高齢化対応グループホームの検証 を行い、今後も進んでいくことが見込まれる しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか みす いちにち とお 障害者の高齢化・重度化を見据えて、一日を通 して安心できる住まいの確保を目指して、持続的 に実現可能な住まいの形を構築します。	—	—	こうれいかたいおう ぐるーぶほーむ もてるじぎょう 高齢化対応グループホームのモデル事業につい ては平成26年4月から実施しており、持続可能 な仕組みについて検証を進めます。 また、重度化対応グループホームのモデル事業 の事業結果の検証を元に、グループホームの じゅうどかたいおう しゃかいしげん かつよう さまざま 重度化対応について社会資源の活用など様々な せんたくし ふく けんとう 選択肢も含めて検討していきます。
こうれいか じゅうどか たいおう 高齢化・重度化対応 ばりあふりーかいしゅうじ バリアフリー改修事 ぎょう 業	ぐるーぶほーむ りよう しょうがいしゃ こうれい グループホームを利用する障害者が高齢にな り、それに伴う身体機能の低下等により、従来 のホームの設備で生活することが困難となる 場合でも、居住しているホームで安心して生活 し続けることができるよう、バリアフリー等改 修に係る経費を補助します。	すいしん 推進	すいしん 推進	こうれいか しんたいきのう ていかとう 高齢化にともなう身体機能の低下等があっても 居住しているホームで安心して生活し続ける ことができるよう、バリアフリー等改修に係 る費用（5か所分）を補助します。

とりくみ
取組 2-2 暮らし

◆地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	平成29 ねんど 年度	平成32 ねんど 年度	平成27年度の目標
ちかつほーむ うんえい 地活ホームの運営	ちかつほーむ ちいき きよてん せっち 地活ホームは、地域における拠点として設置して きました。これからも、障害福祉に関わる社会 しげん ちゅうしん りよう きよてん 資源の中心として、より利用しやすい拠点とな るよう、社会福祉法人型・機能強化型地活ホーム りようほう ちいき やくわり いちづ の両方について、地域における役割や位置付け めいかく あらた けんとう きのう じゅうじつ を明確にするため、改めて検討し、機能の充実 はか を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちいき やくわり いちづ めいかく 地域における役割や位置付けを明確にするた め、障害福祉に関わる他の社会資源を含め、 けんとう 検討します。
せいかつ しえん せんたー 生活支援センターの うんえい 運営	せっちとうしょ いぼしょきのう きそん 設置当初の居場所機能だけではなく、既存の さーびす せいり さいこうちく うえ そうきたいおう せい サービスを整理・再構築した上で、早期対応や生 かつしえん せんたー こ かた せいしん 活支援センターに来られない方など、精神 しょうがいしゃ そうだんきのう じゅうてん お しえん じゅうじつ 障害者の相談機能に重点を置いた支援の充実 はか を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	そうだん きのう じゅうてん お しえん じゅうじつ もくてき 相談機能に重点を置いた支援の充実を目的 として、モデル事業を実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
たきのうがたきよてん せいび 多機能型拠点の整備・ うんえい 運営 ㊦	じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ つね いりょうてきけ あ 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが ひつよう ひと かぞく ちいき く しえん 必要な人やその家族の地域での暮らしを支援す るため、相談支援、生活介護、訪問看護サービス および短期入所などを一体的に提供できる たきのうがたきよてん せいび しないほうめんべつ すす 多機能型拠点の整備を市内方面別に進めます。	かいしょ 開所 2か所 (累計4 か所)	かいしょ 開所 2か所 (累計6 か所) (整備 完了)	せいび 【整備】 しない かんめ せいぶ ほうめん たきのうがたきよてん ・市内3館目である西部方面多機能型拠点 かしょう (仮称) について、実施設計を完了させ、建築 こうじ おこな できだか 工事を行います。(出来高10%) しない かんめ せいびよていち せんてい すす ・市内4館目の整備予定地の選定を進めます。 うんえい 【運営】 すで かいしょ しせつ うんえいじょうきょう み 既に開所している2施設の運営状況を見な がら、3館目の開所に向けて現状の課題等 かんめ かいしょ む げんじょう かだいとう について整理していきます。 せいり
めでいかるしょーとす メディカルショートス ていしすてむ テイシステム ㊦	いりょうてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、 ざいたく かいご かぞく ふたん けいげん ざいたく せいかつ 在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の あんてい もくてき いちじてき ざいたく せいかつ こんなん 安定を目的として、一時的に在宅生活が困難とな った場合などに、病院での受け入れを実施しま す。 ばあい びょういん う い じっし	すいしん 推進	すいしん 推進	ひ つづ すいしん 引き続き、推進します。
せいしんしょうがいしゃ かぞく し 精神障害者の家族支 えん じぎょう 援事業 ㊦	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つた め、緊急滞在場所を準備するとともに、家族が せいしんしつかん りかい ふか きかい ていきょう 精神疾患について理解を深める機会を提供しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進	せいしんしょうがいしゃ かぞく かんけい あつか ばあい 精神障害者とその家族の関係が悪化した場合の かぞく きんきゅうたいざいばしょ うんえいおよ ぎょうじゅうかい じっし 家族の「緊急避難場所」運営及び「講習会」を実施 します。(市内4地区) しない ちく

ほんにん せいかつりよく ひ だ しえん じゅうじつ
◆本人の生活力を引き出す支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
じりつ せいかつ あしす たんと 自立生活アシスタント ㊤	ちいき たんしんとう せいかつ しょうがいしゃ たい じりつ 地域で単身等で生活する障害者に対して、自立 せいかつ あしす たんと しょうがいとくせい ふ 生活アシスタントが、その障害特性を踏まえ ぐたいてき せいかつ ぼめん しゃかいてきおうりよく たか て、具体的な生活場面での社会適応力を高める じよげん ちゅうしん しえん おこな 助言を中心とした支援を行います。	じぎょうしよすう 事業所数 40 か所 (全区 ぜんく 実施) げんじょう (現状:3 しょ 6カ所)	すいしん 推進	へいせい ねん がつ せいしん しょ とつかく かいし 平成27年4月に精神1か所(戸塚区)開始 けんしゅうじっし じぎょうしよほうもん つう じぎょう しつ 研修実施や事業所訪問を通じて、事業の質の い じこうじょう はか 維持向上を図ります。
こうけんてきしえんせいど 後見的支援制度 ㊤	しょうがいしゃほんにん しょうがいふくし さーびす かが しえん 障害者本人に障害福祉サービスに係る支援が ひつよう とされてい ないとき から かんけいせい も 必要とされていない時から関係性を持つことに おや な あと あんしん ちいきせいかつ おく より、「親亡き後も安心して地域生活を送れる し く こうちく おこな 仕組みの構築」を行います。	ぜんくじっし 全区実施 (げんじょう 現状 :14区)	すいしん 推進	じっし く かくだい 実施区を拡大します。(新規2区、計16区)
しょうひしゃきょういくじぎょう 消費者教育事業 ㊤	しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ しょうひん さーびす 障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの りようおよ けいやく かが とらぶるとう まな 利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことに あんしん にちじょうせいかつ おく いしき より、安心した日常生活を送れるよう、意識 けいはつ はか 啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	がっこう れんけい きんせん かんり けんしゅう じっし 学校と連携した金銭管理の研修を実施しま す。

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

とりくみ けんこう いりょう 取組3-1 健康・医療

いりょうかんきょう せいび ◆医療環境のさらなる整備

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
じゅうど しんけい なんびょう かんじゃ 重度 神経 難病 患者 ざいたく しえん しすてむ 在宅 支援 システム の こうちく しんき 構築【新規】	はつびょう すうねん きゅうそく しんこう しんけい なんびょう 発病 から数年で急速に進行する神経難病 かんじゃ たい ざいたく しえん しすてむ せんもん いりょう き 患者に対する在宅支援システムを、専門医療機 かん ざいたく しえん しすてむ ほんけん いりょう き 関・在宅リハビリテーション等の保健・医療 かんけいしゃ しやうがいふくし さーびす じぎょうとう れんけい 関係者と障害福祉サービス事業等との連携に より、構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進	こうちく む かんけいきかん ちょうせい おこな 構築に向けて、関係機関と調整を行います。
なんびょう かんじゃ ざいたく りょう よう 難病 患者 在宅 療 養 けいかくさくてい ひょうかじぎょう 計画策定・評価事業	ざいたく なんびょう かんじゃ たい ほけん いりょう ふくし かく 在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各 さーびす てきせつ ていきょう かんけいしゃ サービスを適切に提供するために、関係者が ごうどう さーびす ないよう けんとう 合同でサービス内容を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちゃくじつ すいしん 着実に推進します。
なんびょう かんじゃ いちじにゅういん 難病患者一時入院 じぎょう 事業	いりょう いそんど たか なんびょう かんじゃ かいじょしゃ じじょう 医療依存度の高い難病患者が介助者の事情に より、在宅で介助を受けることが困難になった ばあい いちじてき にゅういん 場合、一時的に入院できるようにします。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちゃくじつ すいしん 着実に推進します。
けんこう の ーと 健康ノート	しやうがいじ しや じぶん す ちいき いりょうきかん じゆしん 障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診 さい かつよう けんこう の ーと する際に活用できる「健康ノート」について、 かた けんとう あり方を検討します。	かた あり方 けんとう の検討	けんとう 検討 けっか 結果 による	かた けんとう あり方を検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
いりょう じゅうじしゃ けんしゅう じぎょう 医療従事者研修事業 ㊤	しっぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしょうしんしんしょうがい じ 疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・ しゃ しえん ひつよう ちしき ぎじゆつ こうじょう はか しょうがい 者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害 とくせい りかい いりょうじゅう じしゃ いくせい 特性を理解した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	びょういんとう きんむ いりょうじゅうじしゃ む しょうがい 病院等に勤務する医療従事者向けに、障害 とくせい りかい しえん ひつよう ちしき ぎじゆつこうじょう 特性の理解や支援に必要な知識・技術向上を もくてき けんしゅう じっし 目的とした研修を実施します。
しょうがいふくししせつとう はたら 障害福祉施設等で働 く かんごし しえん 看護師の支援 ㊤	しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちゃく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向け しえん おこな かくほ ほうさく けん た支援を行うとともに、確保の方策について検 とう 討します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ほうじんがたちいきかつどう ほーむ たきのうがたきよてん じゅうじ 法人型地域活動ホームや多機能型拠点で従事す かんごしとう たい いしとう はけん じゅんかいそうだん る看護師等に対して、医師等を派遣し、巡回相談 じっし を実施します。
じゅうどしょうがいしゃとうにゅういん じ 重度障害者等入院時 こみゆにけ しよん コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業 ㊤	にゅういんさききりょうきかん いし かんごしとう いし そつう 入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通 じゅうぶん はか しょうがいじ しゃ たいしょう にゅういん が十分に図れない障害児・者を対象に、入院 さき こみゆにけーしよん しえんいん はけん 先にコミュニケーション支援員を派遣します。	すいしん 推進	すいしん 推進	かねんどじっせき けんしょう おこな つか 過年度実績の検証を行い、より使いやすい せいど けんとう ちゃくしゅ 制度にするための検討に着手します。
はいえん きゅうきん わくちん せつ 肺炎球菌ワクチン接 しゅじよせいじぎょう 種助成事業 ㊤	はいえん かん ばあい きけんせい たか ないぶしょうがい 肺炎にり患した場合に危険性が高い内部障害 しんたいしょうがいしゃてちようしよじしゃ たい ひ つづ か の身体障害者手帳所持者に対し、引き続き23価 はいえんきゅうきん わくちん せつしゅひよう いちぶ じよせい 肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進	りようじっせき けんしょう おこな つか せいど 利用実績の検証を行い、より使いやすい制度 けんとう ちゃくしゅ にするための検討に着手します。
いりょうき かんれんけいじぎょう 医療機関連携事業 ㊤	しょうがいじ しゃ みぢか ちいき てきせつ いりょう う 障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けら かんきょう ずくり すいしん しょうがいとくせいとう れる環境づくりを推進するため、障害特性等 りかい てきせつ いりょう ていきょう いりょうきかん を理解し適切な医療を提供できる医療機関を ふ 増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進	びょういんとう きんむ いりょうじゅうじしゃ しょうがいりかい 病院等に勤務する医療従事者への障害理解 およ ちてきせんもんがいらい びょういん かくだい む 及び知的専門外来（2病院）の拡大に向けた とりくみ すいしん 取組を推進します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど ちくひょう 平成27年度の目標
めでいかるしょー メディカルショー とすていしすてむ トステイシステム 【再掲】㊤	いりょうてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、 ざいたく かいご かぞく ふたん けいげん ざいたくせいかつ 在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の あんてい もくてき いちじてき ざいたくせいかつ こんなん 安定を目的として、一時的に在宅生活が困難と なった場合などに病院での受け入れを実施し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま2 とりくみ く ないよう けいさい テーマ2 取組2-2の暮らしに内容を掲載して います。
ざいたくりょうようじ ちいき せいかつ 在宅療養児の地域生活 を支えるネットワーク れんらくかい 連絡会	しょうがいじ しゃ いりょう にゅういん ざいたく かか いりょう 障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療 かんけいしゃ ちゅうしん ふくし きょういくかんけいしゃ たいしょう 関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象と して、在宅支援に必要な情報交換や人的交流 を通じて、障害理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進	じぎょう けんしょう おこな ひ つづ すいしん 事業の検証を行いつつ、引き続き、推進しま す。
いりょうきかん ねっ とわ ーく 医療機関ネットワーク とう こうちく 等の構築 【新規】	しょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ きさ いりょうきかん 障害児・者の在宅生活を支えるための医療機関 の支援体制とネットワークを検討し、構築を 図ります。	じつたい 実態 はあくおよ 把握及 び医療 び医療 ネット ワーク ネット ワーク 検討と 構築	すいしん 推進	いりょうきかん ねっ とわ ーく こうちく けんとう 医療機関ネットワークの構築を検討します。
し か ほ けん いりょうすいしん じ 歯科保健医療推進事 業 （心身障害児・者歯科診 療）	し か しんりょう きかい めぐ しんしんしょうがいじ しゃ 歯科診療の機会に恵まれない心身障害児・者に たい し か ちりょう かくほ ひ つづ はか 対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	ひ つづ し か しんりょう きかい めぐ しんしん 引き続き、歯科診療の機会に恵まれない心身 しょうがいじ しゃ たい し か ちりょう かくほ はか 障害児・者に対する歯科治療の確保を図って いきます。

◆参加しやすい健康づくり施策の推進

事業名 <small>じぎょうめい</small>	事業内容 <small>じぎょうないよう</small>	平成29 年度 <small>へいせい ねんど</small>	平成32 年度 <small>へいせい ねんど</small>	平成27年度の目標 <small>へいせい ねんど もくひょう</small>
参加しやすい健康づくり事業の検討（▷の項目） <small>さんか けんこう じぎょう けんとう こうもく</small>	本市が目指す健康寿命日本一に向けて、健康スタンプラリーのように障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力しながら、障害特性等にも配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。 <small>ほんし めぎ けんこうじゆみょうにほんいち む けんこう すたんぷらりー しょうがいしゃ たの けんこう とく しょうがいしゃだんたい きょうりょく しょうがいとくせいとう はいりょ けんこう かいごよぼうじぎょう けんとう</small>	—	—	既存の健康づくり施策への参加しやすい仕組みを検討します。 <small>きそん けんこう じさく さんか しく けんとう</small>
健康づくり環境の整備（▷の項目） <small>けんこう かんきょう せいび こうもく</small>	障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。 <small>しょうがいとくせい りかい よこはまらぽーる すたっぷ どう じんてきしげん せんようせつび ゆう かんれんしせつ い しょうがいしゃ ひつよう たいりょく りはびりてーしょん ちいき おこな ちいき じんざいいくせい ふく かんきょう せいび すず</small>	—	—	横浜ラポールにおいて地域支援事業を実施します。 <small>よこはまらぽーる ちいきしえんじぎょう じっし</small>

きゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ
◆ 救 急 医療体制の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
せいしん か きゅうきゅう 精神科 救 急 いりょうたいさく じぎょう 医療 対策事業	せいしんしつかん きゅうげき はっしょう せいしんしょうじょう あっか 精神疾患の急 激な 発症や精神 症 状の悪化な どで、早 急に適切な精神科医療を必要とする ばあい せいしんほけんふくしほう もと しんさつ びょういん 場合に、精神保健福祉法に基づく診察や病院の しょうかい おこな ひつよう いりょうしせつ かくほ 紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保 すること等により、救 急患者の円滑な医療及 び保護を図ります。	83.5 ばーせんと % (市内 病院に 対する 3次 救急 移送先 病院の 割合)	85.0 ばーせんと % (市内 病院に 対する 3次 救急 移送先 病院の 割合)	かんじゃ かんじゃかぞく ふたん けいげん あら 患者や患者家族の負担を軽減するために、新た へいじつゆうがた やかん しないびょういん しゅう に平日夕方から夜間にかけて市内病院を週 2 かいていど かくほ じぎょう じっし じ きゅうきゅう 回程度確保する事業を実施し、3次 救 急 いそうさき びょういん しない びょういん わりあい 移送先 病院の市内 病院 割合として、82.5 ばーせんと め ざ % を目指します。
せいしんしつかん がつべい しん 精神疾患を合併する身 たいきゅうきゅうかんじゃ きゅうきゅう 体救 急患者の救 急 いりょうたいせいせいび じぎょう 医療 体制整備事業	せいしんしつかん がつべい しんたいきゅうきゅうかんじゃ てきせつ 精神疾患を合併する身体 救 急患者を適切な いりょうきかん えんかつ はんそう きゅうきゅういりょう 医療機関へ円滑に搬送できるよう、救 急 医療 たいせい こうちく 体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進	せいしんしつかん とくていしょうじょう しんたいきゅうきゅう 精神疾患のうち特定 症 状をもつ身体 救 急 かんじゃ たいおう びょういんぐん せいび いっぱんきゅうきゅう 患者に対応する病院群を整備し、一般 救 急 びょういん たい ぼく あっ ぷ たいせい かくほ 病院 対するバックアップ体制を確保しま す。

とりくみ
取組3-2 バリアフリー

ばりあふりー ふきゅう けいはつ そくしん
◆バリアフリーの普及・啓発の促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねん 年度	へいせい 平成32 ねん 年度	へいせい ねん 平成27年度の目標
しみん じぎょうしゃ む 市民や事業者へ向け た普及・啓発（▷の こうもく 項目）	こうれいしゃ しょうがいしゃ とう ふく すべ ひと そうご 高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に こうりゅう ささ あ あんぜん えんかつ 交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に たても の せつび りよう 建物や設備を利用するためには、障害への正し りかい ひつよう ひろ しみん じぎょうしゃ む い理解が必要なため、広く市民や事業者へ向け た普及・啓発を進めます。	—	—	てーま 1 とりくみ 1-1 ふきゅう けいはつない たいおう テーマ1 取組1-1の普及・啓発内で対応して いきます。

ばりあふりー すいしん
◆さらなるバリアフリーの推進

ふくし 福祉のまちづくり じょうれいすいしんじぎょう 条例推進事業	よこはま かか すべ ひと たが そんちょう たす 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助 け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を じつげん はーど しせつ せつび せいび 実現するため、ハード（施設・設備の整備）と そふと おもいやり の ころこ いくせい いたいてき と ソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り くみ、福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進	こ ども む け りー ふ れ っ と はいふ しょくいんとう 子ども向けリーフレットの配布や、職員等を たいしょう けんしゅう かいさい 対象とした研修の開催などにより、福祉のま ちづくりを推進します。
--	---	------------	------------	--

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
こうきょうこうつう き かん 公共交通機関の ばりあふりーか バリアフリー化	だれ いどう かんきょうせいび いつかん 誰もが移動しやすい環境整備の一環として、 てつどうえきしゃ えれべーたーとう せっちおよ のん 鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノン すてっぶ ばす どうにゅうそくしん はか ステップバスの導入促進を図ります。	すいしん 推進	てつどうえきしゃ 鉄道駅舎 への えれべーたー エレベーター とう せっち 等の設置： ばーせんと 100 % たいしよう (対象は いちにち 1日の りようしゃ 利用者 3,000人 いじよう えき 以上の駅) のんすてっぶ ノンステップ どうにゅうりつ 導入率： ばーせんと 70 %	みんえい ばす じぎょうしゃ のんすてっぶ ばす どうにゅう 民営バス事業者にノンステップバス導入に かかわ けいひ いちぶ ほじよ 係る経費の一部を補助することにより、 どうにゅうりつ こうじよう はか 導入率の向上を図ります。
ばりあふりー バリアフリーの すいしん 推進 ばりあふりー (バリアフリー きほんこうそう けんとう さくてい 基本構想の検討・策定)	えき ちゅうしん ちく たいしよう 駅を中心とした地区などを対象として、 ばりあふりーほう もと ばりあふりー バリアフリー法に基づき、まちのバリアフリー か ほうしん けいかく ばりあふりーきほんこうそう 化の方針・計画である「バリアフリー基本構想」 さくてい ひ つづ すす の策定を、引き続き、進めます。	かかく 各区の しゅようえき 主要駅 への さくてい 策定(18 ちく 地区) かんりよう 完了	みさくてい 未策定 ちく 地区の しんきさくてい 新規策定 とう すいしん 等を推進	つぎ とりく 次のとおり取組みます。 いち おえきしゅうへん ちく きほんこうそうさくてい ・市が尾駅周辺地区：基本構想策定 とおかいちばえきしゅうへん ちく てんけんじっし ・十日市場駅周辺地区：まちあるき点検実施

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
ぼりあふりー バリアフリーの すいしん 推進 (バリアフリー ほこうくうかん せいび 歩行空間の整備)	えきしゅうへん ぼりあふりー か すいしん 駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 ぼりあふりー きほん こうそう ちと どうろ ぼり バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ あふりーか ひ つづ すす アフリー化を、引き続き、進めます。	ぼりあふ バリアフ りーかせい リー化整 びえんちよう 備延長 るいけい 累計36 きろめーとる k m	ぼりあふ バリアフ りーかせい リー化整 びえんちよう 備延長 るいけい 累計42 きろめーとる k m	えきしゅうへん ぼりあふりーか すいしん 駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 ぼりあふりー きほん こうそう ちと どうろ バリアフリー基本構想に基づき道路の ぼりあふりーか せいびえんちよう バリアフリー化整備延長32.0kmを目標に進 めめます。
よこはまし こうきょう さ い ん が 横浜市公共サインガ いどらいん かいてい イドラインの改訂	こうきょうきかん せっち ほ こうしやようあんない ゆうどう 公共機関により設置される歩行者用案内・誘導 さ い ん きかく ひょうじないようとう どういつ はか サインの規格や表示内容等の統一を図るための がいどらいん かいてい ガイドラインを改訂します。	かいてい 改訂 が い ど ガイド らいん ライン うんよう の運用	かいてい 改訂 が い ど ガイド らいん ライン うんよう の運用	た と し せんしんじれい ふ どうが いどらいん 他都市の先進事例を踏まえて、同ガイドライン きてい ひつようせい おう みなお の規定について、必要性に応じて見直します。
がっこうしせつ ぼりあふり 学校施設のバリアフリ ー ー	え れ べー たー せいび がっこう しせつ エレベーターの整備など、学校施設の ぼりあふりーか すす しょうがいじ まな バリアフリー化を進め、障害児が学びやすい かんきょう せいび 環境を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進	くるまいす しょう せいと ざいせきじょうきょう ちと 車椅子を使用する生徒などの在籍状況に基 づき、がっこう きょうぎ うえ やさん はんいなし せいび 学校と協議の上で予算の範囲内で整備を すす 進めていきます。

とりくみ けんりようご
取組 3-3 権利擁護

しょうがいしゃぎやくたいぼうし とりくみ しんとう
◆ 障害者虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
しょうがいしゃぎやくたいぼうし 障害者虐待対策事業 (普及・啓発)	しみんむりーふれつとさくせいとう 市民向けのリーフレット作成等により広報を おこな 行います。 また、これまでの虐待事例を検証した上で、 しょうがいふくしきさーびす 障害福祉サービスの事業者等を対象とした けんしゅうじっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	しょうがいふくしきさーびす 障害福祉サービス事業者等への啓発として、 しょうがいしゃぎやくたいかん 障害者虐待に関する研修を実施します。

しょうがいしゃさべつかいしょうほうし もと とりくみ
◆ 障害者差別解消法に基づく取組

しょうがいしゃさべつかいしょうほうし 障害者差別解消法施 行に向けた対応【新規】	ほんしこんごとりくみ 本市の今後の取組について、障害当事者、学識 けいけんしゃとう 経験者等で構成する会議において検討します。 また、会議の検討結果をもとに、具体的な取組を すいしん 推進します。	へいせい 平成27 ねんど 年度 けんとう 検討の うえ 上、 とりくみ 取組を すいしん 推進	—	がいぶいいん 外部委員で構成する検討部会において、今後 ほんしとりくみけんとう の本市の取組を検討します。 ほんしこんごとりくみしん 本市の今後の取組指針を策定します。
ししよくいんたいおう 市職員対応要領の さくていおよ 策定及び周知【新規】	ほんししよくいん 本市職員が適切な対応を行っていくための しんしん 指針として、差別的取扱いとなり得る事例や、 ごうりてき 合理的な配慮の好事例等を さくてい 策定し、市職員への周知及び浸透を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	ししよくいんたいおう 市職員対応要領の検討、策定、市職員への しゅうち 周知を行います。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねん 年度	へいせい 平成32 ねん 年度	へいせい ねん ども 平成27年度の目標
しみん ふきゅう けいはつ 市民への普及・啓発 【新規】	しょうがい りゆう さべつ かいしょう あ 障害を理由とする差別の解消に当たっては、 しみん かたがた かんしん りかい ふか 市民の方々に関心と理解を深めていただくこと が何よりも大切であることから、市民向けの こうほうおよ けいはつかつどう こうかてき じっし 広報及び啓発活動を効果的に実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん こうほう ・ 障害者差別解消法に関する広報をします。 しょうがいしゃさべつ かん じれい ぼしゅう けっか ・ 障害者差別に関する事例の募集の結果を こうひょう 公表します。 こんご ほんし とりくみ しゅうち ・ 今後の本市の取組を周知します。
そうだんたいせいと せいび 相談体制等の整備 【新規】	しょうがいしゃさべつ かん そうだん ぶんそう ぼうしどう 障害者差別に関する相談、紛争の防止等のため の体制を整備するとともに、そのしゅうち はか の体制を整備するとともに、その周知を図りま す。また、相談及び紛争の防止等を地域におい すいしん ちいききょうぎかい そしき て推進するための地域協議会を組織します。	すいしん 推進	すいしん 推進	しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいせい けんとう せいび 障害者差別に関する相談体制の検討、整備を します。
ほうしこうご じっし 法施行後の実施 状況の検証 【新規】	ほんし とりくみ じっしじょうきょう かくにん 本市の取組の実施状況をj確認するとともに、 かだい かくにんおよ ごと とりくみ ほうこうせい かん 課題の確認及びその後の取組の方向性に関する けんとう ていきてき おこな しく こうちく 検討を定期的に行う仕組みを構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ほうしこうご とりくみ じっし じょうきょう はあく かん 法施行後の取組の実施状況を把握に関する けんとう 検討をします。

せいねんこうけんせいど りようそくしん
◆ 成年後見制度の利用促進

よこはまし しみん こうけんじん 横浜市 市民 後見人 ようせい かつどうしえんじぎょう 養成・活動支援事業	ちいき けんりようご しみんさんかく す 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、 よこはましえんじぎょう せんたー ぜんく しみんこうけんじん 横浜生活あんしんセンターが全区で市民後見人 ようせい じっし くやくしよ し くしゃかいふくしきょうぎ の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議 かい せんもんしよくだんたいどう れんけい かつどうしえん たいせい 会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を こうちく 構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進	しみん こうけんじん ばんく どうろくしゃ こうほしや ちゅうした 市民後見人バンク登録者を候補者とした申立 てが、しんないぜんいき おこな 市内全域で行えるようにします。
---	--	------------	------------	---

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
ほうじんこうけんしえんじぎょう 法人後見支援事業	よこはませいかつ 横浜生活あんしんセンターが、これまでの法人 こうけんじゆにんじつせき 後見受任実績を踏まえて、市内の社会福祉法人等 ほうじんこうけんじつし への法人後見実施に向けた支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	よこはましな 横浜市内において法人後見事業を実施する ほうじんおよ かつどうじゆんび 法人及び活動準備を進めている団体を支援す るため連絡会を開催します。 また、しょうがいしゃ また、障害者の成年後見制度へのニーズを はあく 把握するため、ヒアリング等を実施します。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の利用 そくしん 促進に向けた関係団体 との検討【新規】	けんしゅう 研修や事例などを通じて、弁護士、司法書士及び ぎょうせいしよしどう 行政書士等と、障害者の成年後見制度の利用促 しん 進に向けた検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	せいねんこうけんせいど 成年後見制度利用促進に向けた検討をします。
けんりようごじぎょう 権利擁護事業	けんり 権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理 さーびす サービスなどの日常生活の支援を、区あんしん せんたー センターが、契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ひ 引き続き、権利擁護にかかわり取る取組を推進します。 (けんやくけんすう 契約件数：715件)

て ま ちから まな はぐく
テーマ4 いきる力を学び・育む

とりくみ りょういく
取組 4-1 療育

そう きりょういくたいせい じゅうじつ
◆早期療育体制の充実

事業名	事業内容	平成29 ねんど 年度	平成32 ねんど 年度	平成27年度の目標
ちいき りょういく せんたー 地域療育センター うんえいじぎょう 運営事業	しょうがい うたが じどう 障害がある、またはその疑いのある児童の ちいき りょういくたいせい じゅうじつ もくてき 地域における療育体制の充実などを目的とし うんえい おこな て運営を行います。 また、くふくしほけんせんたー りょういくそうだん 区福祉保健センターの療育相談への すたっふはけんかんけいきかん じゅんかいほうもん ぎ スタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技 じゅつしえん しょうがいじそうだんしえんとう おこな 術支援、障害児相談支援等を行います。	しょうしんたいき 初診待機 きかん 期間 3.0月 がつ (現状 げんじょう 3.5月) がつ	すいしん 推進	しょうしん たいきまかん げつ ・初診までの待機期間を3.3か月にします。 そうだんたいせい じゅうじつ ・相談体制を充実します。
ちいきくんれんかい うんえいひじょせい 地域訓練会運営費助成 じぎょう 事業	しょうがいじ ぼごしゃとう じしゅてき そしき ちいき 障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で きのうかいふくくんれん ほいく おこな ちいきくんれんかい うんえい 機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営 ひ じょせい 費を助成します。	すいしん 推進 げんじょう (現状 だんたい 69団体)	すいしん 推進	ひ つづ すいしん 引き続き、推進します。

がくれいしょうがいじ しえん じゅうじつ
◆学齢障害児の支援の充実

事業名	事業内容	平成29 年度	平成32 年度	平成27年度の目標
ほうかご とう 放課後等における いばしょ じゅうじつ 居場所の充実 (▷の項目)	ほうかご とう で、い きー び す じぎょうしょ たい けんしゅう 放課後等デイサービス事業所に対し研修を じっし とう しょうがいじしえん しつ こうじょう む とり 実施する等、障害児支援の質の向上に向けた取 くみ じゅうじつ 組を充実します。	—	—	しんきしていじぎょうしよけんしゅう かいさい ・新規指定事業所研修を開催します。 ねっとわーくじぎょう もでる じっし ・ネットワーク事業をモデル実施します。
がくれい こうき しょうがいじ しえん 学齢後期障害児支援 じぎょう 事業	いし そーしゃるわーかーとう すたっふ はいち 医師、ソーシャルワーカー等のスタッフを配置 し、がくれいこうき しゅ はったつしょうがい じどう 学齢後期の主として発達障害のある児童を たいしょう かしだい 対象として、思春期におけるそれぞれの課題の かいけつ む しんりょう そうだん およ かんけい 機関との 解決に向けた診療、相談及び関係機関との ちょうせいとう おこな 調整等を行います。	4か所 (現状 3か所)	すいしん 推進	じぎょうしゅうち はか 事業周知を図るとともに、じっしせつ かくじゅう 実施施設を拡充し ます。

とりくみ きょういく
取組4-2 教育

りょういく きょういく れんけい き しえん
◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねん 年度	へいせい 平成32 ねん 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
よこはまがた せんたー てききのう 横浜型センター的機能 の充実	ちいきりょういく せんたー とくべつ しえんがっこう つうきゅうしどう 地域療育センターや特別支援学校、通級指導 教室等の担当者が専門性を活用して支援を行 う学校支援体制（横浜型センター的機能）の 充実を図ります。そして、小・中学校からの 相談や児童生徒、保護者からの相談に対応する など、特別な支援が必要な児童生徒を的確に支 援します。	すいしん 推進	すいしん 推進	よこはまがた せんたー てききのう じゅうじつ がっこう 横浜型センター的機能の充実のため、学校 支援担当者連絡会を開催します。
とくべつ しえん きょういく 特別支援教育におけ る幼保小の連携 【新規】	しょうがっこう ようちえん ほいくしょどう きょうりよく 小学校が、幼稚園・保育所等と協力して、 研究実践を行い、特別支援教育における幼保 小の連携と情報の共有化に関する研究を 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	かくほうめん しょうがっこう こう けい こう けんきゅう ・各方面の小学校1校ずつ、計4校を研究 協力校に指定し、近隣の幼稚園や保育園と 協力を得ながら、切れ目のない支援の充実 に向け、連携の在り方を考えていきます。 ・研究報告会を開催します。（年度末を予定） ・研究成果の発信をします。
しゅうがく せつめいかい 就学説明会	とくべつ しえん きょういく きぼう ようじ しゅうがく かん 特別支援教育を希望する幼児の就学に関する 説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ほごしゃ しゅうがく なが りかい 保護者に就学の流れを理解してもらい、 小学校へのスムーズな入学を目指します。
しゅうがく きょういく そうだん 就学・教育相談の 体制強化	ひとりひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速 で適正な就学・教育相談を行うために関係機 関が相互に連携しながら、就学前から卒業後ま でを見通した相談体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	そうだん ま きかん げつていど い じ 相談待ち期間3～4か月程度を維持します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
聴覚障害児支援事業	横浜市立小・中学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノートテイクによる情報の保障を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	可能な限り要請に応じて派遣できるよう執行管理に努めます。
保護者教室開催事業	横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	保護者に障害に対する理解を深めてもらうことで、学校生活が円滑に進むことを支援します。
夏休み支援事業 (旧学齢障害児夏休み支援事業)	特別支援学校幼児児童生徒の夏休み期間中における余暇活動の充実、保護者の介護負担の軽減及び地域との連携を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	プール指導、部活動、レクリエーション活動、施設見学等に延べ7,500人の参加を予定しています。
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。	すいしん 推進	すいしん 推進	平成27年度特別支援教育費補助の対象園児数は793人、補助金額は158,600千円を見込んでいます。

◆ 教育環境・教育活動の充実

特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ (旧発達障害児等支援事業)	特別支援教育コーディネーター養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーターを対象に、さらなるスキルアップを目指して、事例研究などを中心とした研修を進めると共に、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進	特別支援教育において重要な役割を果たす、特別支援教育コーディネーターを養成する研修を充実することで、機能の強化を図ります。
---	---	------------	------------	---

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
<p>ユニバーサルデザイン の視点に基づく授業 の展開</p>	<p>一般学級の教科学習において、特別支援教育 で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての 子どもたちの授業に対する意欲を高めたり、 理解を深めたりすることを目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>「ユニバーサルデザインの視点に基づく授業 づくり」の実践的な方法について、特別支援 教育総合センター研修生と共同で検討しま す。</p>
<p>特別支援学校における ICT機器の活用 【新規】</p>	<p>主体的な学習のための効果的なタブレット 端末の活用について、特別支援学校全校で実践 研究を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>特別支援学校4校で、タブレット端末の活用 について実践研究を行います。</p>
<p>特別支援学校の 再編整備</p>	<p>入学者増に伴う狭隘化のため、対応が必要な 特別支援学校(肢体不自由)を再編整備し、環境 の改善と教育内容の充実を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>さいへんせいび 再編整備 しゅうりょう 終了</p>	<p>特別支援学校(肢体不自由)の再編整備に向け た調査を検討します。</p>
<p>特別支援学校スクール バスの運行</p>	<p>児童生徒の登下校の安全確保と精神的・身体的 負担の軽減による学校教育の充実を図るた め、スクールバスを運行します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>通学援助のため、特別支援学校8校、40コースを 運行します。夏休みの余暇支援の充実を図る ため、夏季休業中も運行を実施します。 減価償却により5台を更新します。</p>
<p>特別支援学校医療的 ケア体制整備事業 (旧肢体不自由特別支援 学校医療的ケア体制 整備事業)</p>	<p>特別支援学校(肢体不自由)5校に看護師を配置 しています。児童生徒の主治医等の指示に基づ き、看護師と教員が連携して、医療的ケア実施 体制の整備を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看護師を配置します。(肢体5校に14名) 医療的ケア懇談会を開催します。 教員および看護師の研修を実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
こうないけんしゅう じっし 校内研修の実施	いっぱんがくきゅう とくべつ しえん よう じどう 一般学級においても特別な支援を要する児童 せいと そうか しえん に ーず たようか 生徒が増加し、支援のニーズが多様化している じょうきょう ぶ すべ きょういん しょうがい じょうたい 状況を踏まえ、全ての教員が障害の状態や とくせい おう じどう しえん おこな け すす 特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケースス た でい じゅうし けんしゅう じゅうじつ せんもんせい タデイを重視した研修を充実させ、専門性の こうじょう めざ 向上を目指します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ぜんこう とくべつ しえん きょういく かん こうないけんしゅう 全校で特別支援教育に関する校内研修を じっし 実施します。
とくべつ しえんきょういく しえんいん 特別支援教育支援員 じぎょう 事業 (旧障害児 学校 生活 しえんいんじぎょう 支援員事業)	しょう ちゅうがっこう しょうがい がくしゅうめん せいかつめん 小・中学校で障害により学習面、生活面や あんぜんめん しえん ひつよう じどうせいと たい こうない 安全面への支援が必要な児童生徒に対し、校内 し えんたいせい とどの あいだ とくべつ しえん きょういく 支援体制が整うまでの間、特別支援教育 しえんいん はいち 支援員を配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進	しょう ちゅうがっこう しえん ひつよう じどうせいと たい 小・中学校で支援が必要な児童生徒に対し、 とくべつしえんきょういくしえんいん はいち 特別支援教育支援員を配置します。
とくべつしえんきょういく 特別支援教育の りーだー いくせい リーダーの育成 しんき 【新規】	だいがくとうせんもんきかん はけん おこな 大学等専門機関への派遣を行うことにより、 とくべつしえんきょういく にな きょういん りーだー ようせい 特別支援教育を担う教員のリーダーの養成を おこな 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	へいせい ねん めい とくべつしえんきょういく にな ・平成30年までに50名の特別支援教育を担う りーだー きょういん ようせい かくきかん リーダーとなる教員を養成するため、各機関 きょういん はけん へ教員を派遣します。 けんきゅう ないよう ひろ きょうゆう はけんきょういん ・研究の内容を広く共有するため、派遣教員 けんきゅうほうこくかい かいさい の研究報告会を開催します。

◆ 教育から就労への支援

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
特別支援学校 就労支援事業	企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職場定着支援を行うため、高等特別支援学校(若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む)に就労支援指導員を配置します。	推進	推進	就労支援指導員及び外部派遣講師の配置により、実習先等の開拓や卒業生の定着支援等を推進します。
特別支援学校 進路担当者連絡会の 開催【新規】	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別をこえて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるようにします。	推進	推進	市立特別支援学校の進路担当者連絡会を開催します。

とりくみ じんざい かくほ いくせい
取組 4-3 人材の確保・育成

しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
◆ 障害福祉従事者の確保と育成

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねん 年度	へいせい 平成32 ねん 年度	へいせい ねん ど もくひょう 平成27年度の目標
がくせいとう たいしやう 学生等を対象とした 人材の確保事業 ⑤	せんもんがっこう しないだいがくとう れんけい がくせい む 専門学校や市内大学等と連携し、学生向けに せつめいかい せみ なー けんがくつ あーとう おこな 説明会やセミナー、見学ツアー等を行い、 しょうがいふくし ぶ きかい ぶ しょうがい 障害福祉に触れる機会を増やすなど、障害 ふくし じんざいかくほ む とりくみ おこな 福祉への人材確保に向けた取組を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進	しないだいがくとう ほうもん れんけいしゅうほう けんとう ・市内大学等を訪問し、連携手法を検討しま す。 がくせい たい ちよくせつ しょうがいふくし みりよく つた ・学生に対して、直接、障害福祉の魅力が伝 えられる手法を検討します。
しょうがい とくせい おう 障害特性に応じた 支援のための研修	こうどうしょうがい はつたつしょうがいとう しょうがいとくせい おう 行動障害や発達障害等の障害特性に応じた けんしゅう しょくほうしょうがいしゃ かん けんしゅう けん 研修や、触法障害者に関する研修などを検 とう じっし 討・実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	はつたつしょうがいしゃ そうだんしえん かかわ き そけんしゅう 発達障害者の相談支援に係る「基礎研修」 と「応用研修」を実施します。
いりやう じゅうじしゃ けんしゅう じぎょう 医療従事者研修事業 【再掲】⑤	しつべい しょうがい しょうにおよ じゅうしょうしんしんしょうがい 疾病や障害のある小児及び重症心身障害 じ しゃ しえん ひつやう ちしま ぎじゅつ こうじやう はか 児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図 しょうがいとくせい りかい いうじゅうじしゃ いくせい り、障害特性を理解した医療従事者を育成 するのための研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま とりくみ けんこう いりやう ないやう テーマ3 取組 3-1 の健康・医療に内容を けいさい 掲載しています。
しょうがいふくししせつとう はたら 障害福祉施設等で働 く看護師の支援 【再掲】⑤	しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちゃく 障害福祉施設等で働く看護師の定着に む しえん おこな かくほ ほうさく 向けた支援を行うとともに、確保の方策につい けんとう て検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま とりくみ けんこう いりやう ないやう テーマ3 取組 3-1 の健康・医療に内容を けいさい 掲載しています。
しゅうろうしえんきかん 就労支援機関の 人材育成【新規】	しゅうろうしえんきかんしよくいん しえん す きる こうじやう 就労支援機関職員の支援スキルを向上させ じんざいいくせい し く けんとう るため、人材育成の仕組みづくりを検討しま す。	けんとう ぶ 検討を踏 まえた けんしゅうとう 研修等 じっし の実施	すいしん 推進	しゅうろうしえんせんたー かたけんとうじっし なか 就労支援センターのあり方検討実施の中で、 じんざいいくせい けんとう かたいかいけつ む 人材育成についても検討、課題解決に向けた ほうこうせい う だ 方向性を打ち出します。

事業名	事業内容	平成29 年度	平成32 年度	平成27年度の目標
障害福祉サービス 事業所等職員向けの 研修	事業所の職員が、障害者雇用を行っている 企業での「就業体験」などを通じて、就労 支援スキルの向上や、就労に向けた意識付け を行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人	就労移行支援事業所と就労継続支援B型 事業所の事業所職員を対象とした「就業 体験」を実施し、就労支援スキルの向上を 目指します。(参加者数：30人)
ガイドヘルパー等 研修受講料助成 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修 受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進	引き続き、推進します。(助成対象者数：250 人)
ガイドヘルパー スキルアップ研修 ㊤	より質の高いサービスが提供できるよう、 移動支援事業の従業者を対象に研修を 実施します。	推進	推進	サービス提供責任者研修を年4回(前期2 回・後期2回)、現任者研修を年6回(前期 3回・後期3回)実施します。

◆当事者による支援体制の充実

社会参加推進セン ターによる団体 活動支援機能の 充実	障害者本人の活動を支える人材の育成を すすめるとともに、同じ障害がある人たちの 交流やコミュニケーションの機会を拡充し、 各団体活動を促進する取組を推進します。	推進	推進	障害者の自立や社会参加等を促進するため の当事者による事業を実施します。(10事業 以上実施)
障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進 【再掲】	社会参加推進センターが中心となり、障害者 本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害 理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進しま す。	推進	推進	テーマ1 取組1-1の普及・啓発に内容を 掲載しています。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

とりくみ 取組5-1 就労

◆一般就労の促進と定着支援の充実

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
就労支援センター（9か所）	働くことを希望する障害のある方やすでに働いている方が安心して働き続けるための支援を、企業や関係機関と連携して行います。	支援対象者数（9か所計） 3,400人	平成29年度までの状況等を基に設定する。	就労支援センターのあり方検討を実施する中で、よりきめ細やかな支援の進め方について支援手法、人員体制等の視点から検討、課題解決に向けた方向性を打ち出します。
就労支援機関の人材育成【新規】 【再掲】	就労支援機関職員の支援スキルを向上させるため、人材育成の仕組みづくりを検討します。	検討を踏まえた研修等の実施	推進	テーマ4 取組4-3の人材の確保・育成に内容を掲載しています。
働きたい！あなたのシンポジウム	働く障害者や、雇用を進める企業などの「生の声」を聴くことで、障害者雇用の理解促進や啓発を進めます。	参加者数（累計） 600人	参加者数（累計） 1,200人	「働きたい！あなたのシンポジウム」を開催（年1回）し、当事者・ご家族等に対して就労意欲の向上を図ります。（参加者数：200人）
企業と福祉をつなぐセミナー	障害者雇用を検討する企業等を対象に、福祉の支援機関等をつなげることや雇用に関する制度の情報提供を行います。	参加企業数（累計） 120社	参加企業数（累計） 240社	障害者雇用を検討する企業等を対象に、「企業向けセミナー」を開催し、雇用啓発や障害理解の促進を進めます。（参加企業数：40社）

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
障害者雇用事例の紹介	障害者雇用で優れた取組を行う企業等データベースにして市のWEBページ等で広く紹介します。	紹介企業数(累計) 90社	紹介企業数(累計) 150社	WEBページ等を活用し、障害者雇用で優れた取組を行う企業の紹介件数を増やします。
中小企業への障害者雇用支援【新規】	市内企業の大半を占める中小企業に対する雇用啓発に向けて検討します。	検討を踏まえた事業の実施	推進	中小・零細企業の障害者雇用の状況を把握し、雇用啓発に向けて事業内容を検討します。

◆ 福祉的就労から一般就労への移行

地域における就労支援ネットワークの構築【新規】	関係機関同士の連携・協力体制を構築することで、企業就労の促進、就労後の定着支援及び生活支援の充実を図ります。	関係機関との連携ガイドラインの策定等	推進	就労支援センターと各関係機関との連絡会の開催や研修会での周知等により連携を進めます。
-------------------------	--	--------------------	----	--

◆ 障害福祉サービス事業所等職員の人材育成

障害福祉サービス事業所等職員向けの研修【再掲】	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識付けを行います。	参加人数(累計) 90人	参加人数(累計) 180人	テーマ4 取組4-3の人材の確保・育成に内容を掲載しています。
-------------------------	--	--------------	---------------	---------------------------------

とりくみ 福祉的就労
取組5-2 福祉的就労

さぎょう じゅうじつ こうちんこうじょう
◆作業の充実と工賃向上

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 年度	へいせい 平成32 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
しょうがいしゃきょうどう よこはま障害者共同 受注総合センターの運 営 【新規】	しない しょうがいしゃしせつとう じょうほう しゅうやく 市内の障害者施設等の情報を集約するとと もに、企業等からの作業受注における窓口及 びコーディネート等を行います。	かめいしせつ 加盟施設に おける 「月額平均 工賃」 が10% 以上上昇	へいせい ねん 平成29年 度までの 状況等を 基に 設定する。	しないしょうがいしゃしせつとう とうろく すず しせつ さぎょうないよう 市内障害者施設等の登録を進め、施設の作業内容 などの情報を集約し、WEBページ等で広く周知 します。 また、企業等への営業活動を実施するほか、 連絡会等を設置し、関係機関等とのネットワー クを構築します。(登録事業者数：130社)
ゆうせんちようたつすいしん 優先調達推進のための 庁内への啓発	ちやうないらん ちやうないほう かつよう ゆうせんちようたつ 庁内LANや庁内報などを活用し、優先調達 における区局等の優れた発注事例を広く 周知・啓発を行います。	すいしん 推進	へいせい ねん 平成29年 度までの 状況等 を基に 設定する。	くきよく すく はっちゅうじれい おーだー 区局における優れた発注事例を「は～とオーダー 通信」として庁内LANに掲載し、広く周知し庁内 からの発注を促進します。
たいしょうじぎょうしょ かくだい む 対象事業所の拡大に向 けた検討【新規】	とくれい こがいしゃ じゅうどしょうがいしゃ たすう こようじぎょうしよおよ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所及び 在宅就業障害者等、法律の対象範囲である 企業等への対象拡大に向けて検討を行いま す。	くだい 課題の 検証を 踏まえた 検討	すいしん 推進	しょうがいしゃきょうどうじゅうちゅうそうごうせんたー とくれい よこはま障害者共同受注総合センター、特例 子会社、重度多数雇用事業所及び在宅障害者等、 法律の対象範囲である企業等への対象拡大に向 けて、財政局等と協議し、検討を進めます。
しゃかいさんか きかい 社会参加する機会の 確保 (▷の項目)	きぎょう はたら しせつ にちちゅうかよ 企業で働くことや、施設に日中通うことが 困難な在宅の方でも、社会参加する機会を確保 できるような仕組みを検討します。	—	—	ざいたく かた しかくしょうがいしゃ かたとう じょうきょうはあく 在宅の方や視覚障害者の方等の状況把握 や社会参加するための課題整理を行います。

とりくみ につちゅうかつどう
取組 5 - 3 日中活動

につちゅうかつどうばしょ かくじゅう
◆ 日中活動場所の拡充

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねん 年度	へいせい 平成32 ねん 年度	へいせい ねん どもくひょう 平成27年度の目標
につちゅうかつどうばしょ やくわり 日中活動場所の役割の 明確化及び設置促進 (▷の項目)	げんざい につちゅうかつどう かなか さまざま しゃかいしげん 現在の日中活動に関わる、様々な社会資源の やくわり いちづ めいかく しょうがいしゃほんにん 役割や位置付けを明確にし、障害者本人が きぼう かつどうばしょ せんたく ほうほう いりょうてき 希望する活動場所を選択できる方法や医療的 けあとうせんもんてき しえん ひつよう かつた しえんほうほう ケア等専門的な支援が必要な方への支援方法 について、けんとう 検討します。 あわ とくべつしえんがっこう そつぎょうせいとう い さき 併せて、特別支援学校の卒業生等の行き先と につちゅうかつどうばしょ せっち そくしん なる日中活動場所の設置を促進します。	—	—	かくしせつ やくわり めいかくか けんとう すす 各施設の役割を明確化するための検討を進め ます。

とりくみ
取組 5 - 4 移動支援

いどうしえん じゅうじつ しゃかいさんか そくしん
◆移動支援の充実による社会参加の促進

事業名	事業内容	平成29 ねん 年度	平成32 ねん 年度	平成27年度の目標
いどうじょうほうせんたー 移動情報センター うんえいとうじぎょう すいしん 運営等事業の推進 ㊤	いどうしえん かん じょうほう しゅうやく ひとり 移動支援に関する情報を集約し、一人ひとり に合った適切な情報を提供することや、移動 しえん ささ じんざい はくくつ いくせい おこな いどう 支援を支える人材の発掘・育成を行う移動 じょうほうせんたー ぜんく かいせつ しんない 情報センターを全区で開設し、市内のどの ちいき いどうしえん しゅく こうかてき りよう 地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用で きるようにします。	そうだんけんすう 相談件数 2,500件	そうだんけんすう 相談件数 3,600件	いどう じょうほう せん たー まどぐち あら 移動情報センターの窓口を新たに3区で かいせつ じ き へいせい ねん がつ かしよ 開設します。(時期：平成28年1月、箇所： あおばく いずみく さかえく るいけい く 青葉区、泉区、栄区) (累計12区)
がいどへるばー ーどうけんしゅう ガイドヘルパー等研修 じゅこうりょうじよせい さいけい 受講料助成【再掲】 ㊤	がいどへるばー ーどう しかくしゅとく けんしゅう ガイドヘルパー等の資格取得のための研修 じゅこうりょう いちぶ じよせい じんざいかくほ はか 受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま 4 とりくみ じんざい かくほ いくせい テーマ4 取組4-3の人材の確保・育成に ないよう けいさい 内容を掲載しています。
ガイドヘルパースキルア ップ研修【再掲】 ㊤	しつ たか さーびす ていきょう より質の高いサービスが提供できるよう、 いどう しえん じぎょう じゅうぎょうしゃ たいしやう けんしゅう 移動支援事業の従業者を対象に研修を じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま 4 とりくみ じんざい かくほ いくせい テーマ4 取組4-3の人材の確保・育成に ないよう けいさい 内容を掲載しています。
こうりつてき しゃりよう りよう 効率的な車両利用の しくみ けんとう 仕組みの検討 ㊤	つうじょう しゃかいさんか いっそうすす のりあい 通所等の社会参加が一層進められるよう、乗合 けいしきとう こうりつてき しゃりよう りよう しゅく 形式等による効率的な車両利用の仕組みを けんとう 検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進	かーしえありんぐ のりあいそうげい しゅく カーシェアリング(乗合送迎)の仕組みにつ いて、へいせい ねん けんとうけっか ふ 平成26年度までの検討結果を踏まえた モデル走行等を実施します。
なんびやう かんじゃ がいしゅつ しえん 難病患者外出支援 さーびす じぎょう サービス事業	いっぱん こうつうきかん りよう がいしゅつ こんなん 一般の交通機関を利用したの外出に困難を ともな くるま りようしゃとう ふくししゃりよう 伴う、車いす利用者等に福祉車両による さーびす ていきょう サービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちゃくじつ すいしん 着実に推進します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
ざいたくじゅうしょうかんじゃがいしゅつ 在宅重症患者外出 しえんじぎょう 支援事業	くるま いどう こんなん すとれっチャ-たい 車いすによる移動が困難でストレッチャー対 おつしゃ しよう え なんびょうかんじゃ つういん 応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院 とう さい しよてい かんじゃとうはんそうようじどうしゃ りよう 等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した ばあい いそうひ いちぶ じよせい 場合に、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進	ちゃくじつ すいしん 着実に推進します。
ふくしゅうしょうらんそうじぎょう 福祉有償運送事業	いどう かいじょ ひつよう しんたいしやうがいしやとう たいしやう 移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、 とうろく えぬぴーおーほうじんとく じかようじどうしゃ 登録されたNPO法人等により、自家用自動車 しやう ゆうしやう ゆそう さーびす そくしん を使用して有償で輸送するサービスを促進し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進	あんぜん あんしん ふくしゅうしょうらんそう じっし しえん 安全・安心な福祉有償運送の実施を支援しま す。

とりくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

ぶんか げいじゆつかつどう すいしん
◆文化・芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい 平成29 ねんど 年度	へいせい 平成32 ねんど 年度	へいせい ねんど もくひょう 平成27年度の目標
さんかがたあーといべんと 参加型アートイベントの 開催	しな い さまざま かいじょう かつよう さんかがた 市内の様々な会場を活用して、参加型の あーといべんと けんどう かいさい ねん いちど アートイベントを検討・開催します。3年に一度 かいさい ぼらとりえんなーれ きぼん 開催するパラトリエンナーレへの基板づくりとし て、しょうがいしゃ げいじゆつかつどう かんきょう けんどう て、障害者の芸術活動の環境づくりを検討しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進	よこはま らぼーる げいじゆつ いちば 横浜ラポールでの芸術市場における わーくしょっぷ じっし けんどう ワークショップの実施を検討します。
よこはま ぼらとりえん ヨコハマ・パラトリエ ナーレの開催	しょうがいしゃ げいじゆつかつどう そくしん しょうがいしゃ 障害者の芸術活動を促進することや、障害者と げいじゆつかつ ぎょうどう さくひんづく おこな 芸術家の協働による作品作りを行うことなどに しょうがいしゃじしん いっそう じりつ より、障害者自身の一層の自立につなげていくた め、げんたいあーとこくさいてん よこはま ぼらと りえんなーれ かいさい りエンナーレ」を開催します。	かいさい 開催	かいさい 開催	よこはま とりえんなーれ れんどう ねんごと ヨコハマ・トリエンナーレと連動し3年毎に かいさい じゅんびきかん しょうがいしゃ 開催するため準備期間として、障害者の げいじゆつかつどう けいはつかつどうおよ わーくしょっぷ 芸術活動の啓発活動及びワークショップを かいさい 開催します。
こうしゆ ずがこうさく びじゆつ 4校種 図画工作・美術・ 書道 作品展 特別 支援 教育部門～つたえたい ぼくのおもい わたしの きもち～の開催 【再掲】	こうしゆ しょう ちゅう こう とくべつしえん ようじじどうせいと 4校種（小・中・高・特別支援）の幼児児童生徒 さくひん いちどう あつ しみんこうかい さくひんてん かいさい の作品を一堂に集め、市民公開の作品展を開催す ることで、しょうがい しょうがい ることで、障害のある子どもの文化活動に関する ふきゅう けいはつ ほか 普及・啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進	てーま1 とりくみ ふきゅう けいはつ ないよう テーマ1 取組1-1の普及・啓発に内容を けいさい 掲載しています。
しょうがいしゃ げいじゆつかつどう しえん 障害者の芸術活動支援 ネットワークの構築 【新規】	しょうがいしゃ びじゆつかつどう ささ じんざい だんたいどう かんけい 障害者の美術活動を支える人材、団体等の関係 きかん ネットワーク はか げいじゆつかつどう 機関によるネットワーク化を図り、芸術活動の じょうほうしゅうしゅう はっしん おこな きよてん せっち 情報収集、発信を行う拠点を設置します。	こうちく 構築	すいしん 推進	ちいき じしゆてき げいじゆつかつどう すいしん だんたい 地域で自主的に芸術活動を推進する団体の きぼんきょうか む ネットワーク 構築 めざ 基盤強化に向けたネットワーク構築を目指し ます。

◆スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度	平成27年度の目標
パラトリアスロンの強化	横浜ラポールにおいて、パラトリアスロン競技の普及・強化に向けた取組を推進します。	推進	推進	競技団体が強化拠点として活動できるよう支援します。
特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化事業	オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機として、特別支援学校で行うスポーツで世界を目指す児童生徒を支援することにより、障害のある子どもたちの自立と社会参加に役立ちます。	推進	推進	市立特別支援学校において障害のある幼児児童生徒が、世界大会において日本代表として活躍するための支援として、国際的大会出場奨励費、外部講師の招聘等を行います。

◆レクリエーション活動の推進

障害者スポーツの啓発	他都市における取組の情報収集と、具体的な啓発方法の検討を行います。	啓発方法の検討	推進	他都市取組の情報を収集します。
身近な地域における障害者スポーツの推進	身近な地域にあるスポーツセンター等を活用して、障害者スポーツにいつでも取り組むことができるよう、地域人材の育成を進め、障害者スポーツ活動の推進を図ります。	推進	推進	地域で自主的に推進する団体の基盤強化に向けたネットワーク構築を目指します。

第2期横浜市障害者プランの検証評価（確定版）

進行状況の説明

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

1 将来にわたるあんしん施策

親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築			
事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績	進行状況
1 後見的支援推進事業	拡充	累計14区	○
2 後見的支援を要する障害者に関する支援事業	推進	申立費用助成件数 18件 報酬助成件数 53件	△
3 多機能型拠点の整備	拡充	2か所開所 ・多機能型拠点「郷」(栄区桂台中) (平成24年10月開所) ・多機能型拠点「つづきの家」 (都筑区佐江戸町)(平成25年10月開所) 1か所整備開始 ・西部方面多機能型拠点(仮称)(瀬谷区二ツ橋町)	△
4 緊急時ホットライン	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組み	部内で検討を行い、本事業としての実施は見送り	×

しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう 障害者の高齢化・重度化への対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいしゃぐるーぷほーむせっち 5 障害者グループホーム設置 うんえいひほじよじぎょう 運営費補助事業	すいしん 推進	じゅうどかたいおうもてるじぎょう ・重度化対応モデル事業 へいせい ねんど ほうていくるーぶほーむへ ※平成26年度から法定グループホームへ いこう 移行 こうれいかたいおうもてるじぎょう ・高齢化対応モデル事業	△
みんかんじゅうたくきよじゅうしえんじぎょう 6 民間住宅居住支援事業	すいしん 推進	けん へいせい ねんど へいせい ねんど 1件 (平成26年度) (平成22年度から へいせい ねんど けい けん 平成26年度 計9件)	△
しょうがいしゃしせつ はたら かんごし 7 障害者施設で働く看護師のた め巡回相談等事業 じゅんかいそうだんとうじぎょう きゅう ひりょうしよく いりょうてき (旧 非医療職のための医療的 ケア研修等実施事業)	すいしん 推進	しょうがいしせつ はたら かんごし ・障害施設で働く看護師のための じゅんかいそうだん じっし かい じっしせつすう 巡回相談の実施 13回 (実施施設数 しせつ 12施設)	○

ちいきせいかつ ための きめこま たいおう 地域生活のためのきめ細かな対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいじしゃ いりょうかんきょうすいしん 8 障害児者の医療環境推進 じぎょう 事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じっし ・知的障害者対応専門外来の実施 びょういん (2病院) けんこうのーと かくく はいふ ・健康ノートを各区で配布	△
はいえんきゅうきんわく ちんせつしゅじよせい 9 肺炎球菌ワクチン接種助成 じぎょう 事業	すいしん 推進	けん へいせい ねんど へいせい ねんど 676件 (平成26年度) (平成22年度以降 の延べ接種者数 9,257件)	○
せいしんかきゅうきゅうきんわく びょういんきのう 10 精神科救急基幹病院機能 きょうかじぎょう 強化事業	せってい 設定なし	しみんせんようびょうしやうせいび 市民専用病床整備 へいせい ねんど よこはましりつだいがくふぞくしみん 平成22年度 横浜市立大学附属市民 そうごういりょうせんたー しょう 総合医療センター 3床 へいせい ねんど しょうわだいがくよこはましほくぶ 平成24年度 昭和大学横浜市北部 びょういん しょう 病院 3床	○
せいしんか きゅうきゅう きょうりよく びょういん 11 精神科救急協力病院 ほごしつせいびじぎょう 保護室整備事業	せってい 設定なし	いりょうきかん いこう はあく しゅほう 医療機関の意向を把握するための手法 けんとう を検討した	△
じゅうどしょうがいしゃとうにゅういんじ 12 重度障害者等入院時 こみゆにけーしょんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業	すいしん 推進	けん へいせい ねんど へいせい ねんど 43件 (平成26年度) (平成22年度か ら平成26年度の派遣件数 計142件)	△
きゅうきゅうしゅわつうやくしゃはけん 救急手話通訳者派遣	すいしん 推進	けん 33件	○

じぎょうめい 事業名	どうしよちくひよう 当初目標 (だい きかいていじ 第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じようきよう 状況
13 障害者移動支援事業 <small>しょうがいしゃいどうしえんじぎょう</small>	すいしん 推進	がいどへる ぶじぎょう ガイドヘルプ事業 ・平均月利用者数：4,601人 ・平均月利用時間数：51,159時間 がいどぼらんていあじぎょう ガイドボランティア事業 ・支援回数：58,071回	○
14 福祉特別乗車券交付事業・ タクシー料金助成事業 <small>ふくしとくべつじようしゃけんこうふじぎょう たぐしーりようきんじよせいじぎょう</small>	すいしん 推進	ふくしとくべつじようしゃけん こうふしゃ 福祉特別乗車券 交付者：53,038人 (平成26年度末) ふくしたぐしーけん こうふさつずう 福祉タクシー券 交付冊数：18,572冊	○
15 自動車運転訓練・改造費助成 事業 <small>じどうしゃうんてんくねんれん かいぞうひじよせい じぎょう</small>	すいしん 推進	じどうしゃうんてんくねんれんひ けん 自動車運転訓練費 78件 じどうしゃかいぞうひ けん 自動車改造費 71件	○
16 移動情報センター運営等 事業 <small>いどうじょうほうせんたーうんえいとう じぎょう</small>	かくじゅうく 拡充9区・ けんとう 検討	るいけい く 累計9区	○
17 入所施設等による地域生活 支援機能強化 <small>にゅうしよしせつとう ちいきせいかつ しえんきのうきようか じぎょう</small>	すいしん 推進	しょくいんいくせいけんしゅう じっし 職員育成研修を実施	△
18 障害者自立生活アシスタント 事業 <small>しょうがいしゃじりつせいかつあしすたんと じぎょう</small>	じゅうじつ 充実	じぎょうしよ 38事業所	○
19 福祉人材の確保・育成 <small>ふくしじんざい かくほ いくせい</small>	すいしん 推進	らいじようしやすう じん ・来場者数：130人 さいようにんずう じん へいせい ねんど ・採用人数：3人 (平成26年度)	△
障害者ガイドヘルパー研修 受講料助成 <small>しょうがいしゃがいどへるぱーけんしゅう じゅこうりょうじよせい じぎょう</small>	すいしん 推進	じっし けん 実施 (228件)	○
ガイドヘルパースキルアップ研 修 <small>がいどへるぱーすきるあっぷけん しゅう</small>	すいしん 推進	さーびす ていきようせきにんしやむ ・サービス提供責任者向け るいけい じん 累計685人 がいどへるぱーげんにんしやむ ・ガイドヘルパー現任者向け るいけい じん 累計1,123人	○

じぎょうめい 事業名	どうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつせき 平成26年度末実績	しんごう 進行 じょうきょう 状況
20 せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじぎょう 精神障害者の家族支援事業	すいしん 推進	きんきゅうたいざいばしょ るいけい にち ・緊急滞在場所：累計489日 こうしゅうかい こうざじっし こうざ ・講習会：4講座実施、1講座につき 5回開催（平成26年度）	○
21 しょうがいしゃちいきかつどうほーむじよせい 障害者地域活動ホーム助成 じぎょう 事業	じゅうじつ 充実	9 じぎょうしょ せいかつしえんじぎょう かくじゅう 事業所で生活支援事業を拡充して じっし 実施	△
22 こうじのうきのうしょうがいしゃしえんじぎょう 高次脳機能障害者支援事業	かくじゅうけんとう 拡充検討	せんもんそうだんしえんじぎょう るいけい く 専門相談支援事業：累計6区	○
23 はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいび 発達障害者支援体制整備 じぎょう 事業	すいしん 推進	・「世界自閉症啓発デーin横浜」の開催 さぽーとこーちじぎょう じっし ・サポートコーチ事業の実施 さぽーとほーむじぎょう かいし ・サポートホーム事業を開始	○
24 しょうがいじいばしょ じぎょう 障害児居場所づくり事業 じどうでいさーびす すいしん (児童デイサービスの推進)	かくじゅう 拡充	すべての居場所づくり事業所について、 くにじぎょう ほうかごとうでいさーびす すいしん 国事業（放課後等デイサービス）に移行	○
25 しょうがいじしせつせいびじぎょう 障害児施設整備事業	-	8 しょめ ちいきりょういくせんたーせいびかんりょう 8か所目の地域療育センター整備完了	○
26 ちいきせいかつしえんけんきゅうじぎょう 地域生活支援研究事業	すいしん 推進	もにたりんぐじぎょう モニタリング事業 30か所実施	○
27 せいかつえんごじぎょう 生活援護事業	すいしん 推進	じんこうこうとう うめぐみがたようじんこうはな じゅうどちてき 人工喉頭（埋込型人工鼻）、重度知的 しょうがいしゃ かみ おむつ ぽーたブルおんすい 障害者の紙おむつ、ポータブル温水 せんじょうべんざ しんきひんもく ついか にちじょう 洗浄便座の新規品目を追加し、日常 せいかつようぐきゅうふじぎょう じゅうじつ 生活用具給付事業の充実	○
き そうだんじぎょう 聞こえの相談事業	すいしん 推進	へいせい ねんど 平成26年度 ・「聞こえの相談窓口」の設置 の 延べ32件 ・講座「聞こえと補聴器」の実施 かいじっし の めいさんか 4回実施、延べ120名参加	○
28 さいがいじ しょうがいしゃしえんじぎょう 災害時障害者支援事業	かくじゅう 拡充	とくべつひなんばしょ しょうがいしゃしせつとう ふくし ・特別避難場所（障害者施設等）への福祉 ようぐ びちく るいけい しょうせいび 用具の備蓄：累計80か所整備。 ちいきぼうさいきょてん たちくてきと いれ ・地域防災拠点の多目的トイレ るいけい しょうせいび 累計17か所整備	○

じゅうてんしさく
2 重点施策

(1) 普及・啓発のさらなる充実

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
とうじしゃ しみん だんたい による 普及・ 啓発活動への支援	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネットプロジェクト横浜への活動支援 まちのパン屋さん実施 夏休み期間を利用した小学生への体験学習 障害者週間に合わせたイベント開催 	△
さいがい じ における 要援護者 支援の 推進	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 「黄色」・「緑」バンダナの推進 特別避難場所への備蓄実施 	○
しっぺい しょうがい かん じょうほうはっしん 疾病や障害に関する情報発信	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報掲載 研修の実施 	○
ふくかくせき により 交流の推進	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 副学籍の実施（平成26年度） 小学生205人（42 %） 中学生 17人（7 %） 	○

(2) 相談支援システムの機能強化

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
そうだんしえんしすてむ により 普及（広める） 相談支援システムの普及（広める）	すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> 区自立支援協議会での本人・家族関係者への普及活動の展開 区自立支援協議会での相談支援事業に関する説明実施 	△

じぎょうめい 事業名	どうしょもくひょう 当初目標 <small>だい さいかいていじ</small> (第2期改定時)	<small>へいせい ねんどまつじっせき</small> 平成26年度末実績	しんこう 進行 <small>じょうきょう</small> 状況
<small>そうだんしえんじぎょうしゃ ようせい ふ か</small> 相談支援事業者の養成 (深める)	<small>すいしん しょうがいじ しゃ</small> 推進：障害児・者 <small>に ー ず</small> のニーズにあった <small>けんしゅう かだいぶんせき</small> 研修、課題分析	<small>そうだんしえんじゅうじしゃしよにんしゃけんしゅうおよ</small> ・相談支援従事者初任者研修及び <small>げんにん けんしゅう くわ すきる あっ ぶ</small> 現任研修に加え、スキルアップ <small>けんしゅうどう じっし</small> 研修等の実施 ・ <small>しよにんしゃけんしゅう けい にん</small> 初任者研修 計201人 ・ <small>げんにんしゃけんしゅう けい にん</small> 現任者研修 計63人 ・ <small>き そけんしゅう じん</small> 基礎研修 49人 ・ <small>すきる あっ ぶ けんしゅう</small> スキルアップ研修 <small>けい にん</small> 計42人 ・ <small>けいかくあんさくせい けんしゅう にん</small> 計画案作成の研修 19人 ・ <small>しえんかいぎどう けんしゅう じん</small> 支援会議等の研修 21人 ・ <small>けんしゅうたいけい さくてい かいし</small> 研修体系を策定し、運用を開始	○
<small>じりつしえんきょうぎかいきょうか ぎじゅつ</small> 自立支援協議会強化のための技術 <small>しえん ふ か</small> 支援 (深める)	<small>すいしん</small> 推進	<small>く じりつしえんきょうぎかい しじりつしえん</small> ・区自立支援協議会から市自立支援 <small>きょうぎかい けんどうないよう かだい ほうこくどう</small> 協議会に検討内容や課題の報告等 <small>しく うんよう</small> ができるような仕組みづくりの運用 <small>に じ そうだんしえんきかん く じりつ</small> ・二次相談支援機関による、区の自立 <small>しえんきょうぎかい じれいけんどう おこな さい</small> 支援協議会での事例検討を行う際 <small>す ー ば ー ばい ず じっし</small> のスーパーバイズの実施	△
<small>けあまねじめんと じゅうじつ ふ か</small> ケアマネジメントの充実 (深める)	<small>すいしん かんけいきかん</small> 推進：関係機関と <small>れんけい そうだん</small> 連携した相談 <small>しえん</small> 支援	<small>いちぶじっし</small> 一部実施	△
<small>とうじしゃ そうだん すいしん ふ か</small> 当事者相談の推進 (深める)	<small>すいしん とうじしゃ</small> 推進：当事者 <small>そうだんいんけんしゅう</small> 相談員研修、 <small>こうかてき そうだんしえん</small> 効果的な相談支援 <small>たいせい かくりつ</small> 体制の確立	<small>とうじしゃ そうだん ぴ あ そうだん せん た ー</small> ・当事者相談のピア相談センター <small>しゅうやくか</small> 集約化 <small>そうだんいん はんけんじっし</small> ・相談員の派遣実施	○
<small>そうだんしえんじぎょうひょうかきじゆん さくてい</small> 相談支援事業評価基準の策定 <small>い</small> (活かす)	<small>すいしん じぎょうひょうか</small> 推進：事業評価	<small>そうだんしえんじぎょう じっし きかん</small> ・相談支援事業を実施している機関へ <small>ひょうかじゅうりょう</small> の評価終了	○
<small>なんびょうかんじゃ いりょうこうえんかい こうりゅう</small> 難病患者への医療講演会・交流 <small>かい じっし</small> 会の実施	<small>すいしん</small> 推進	<small>かくく ねんかん かい せんもんい</small> ・各区で年間2回ずつ専門医による <small>いりょうこうえんかい じっし</small> 医療講演会を実施 <small>しんけいなんびょう こうげんびょう しつかんべつ</small> ・神経難病や膠原病など疾患別の <small>こうりゅうかい じっし</small> 交流会の実施	○

(3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

事業名 <small>じぎょうめい</small>	当初目標 <small>とうしよもくひよう</small> (第2期改定時) <small>だい 2きかいていじ</small>	平成26年度末実績 <small>へいせい ねんどまつじつせき</small>	進行 <small>しんこう</small> 状況 <small>じようきよう</small>
地域生活を支援する拠点施設の 整備と機能拡充 <small>ちいきせいかつ しえん きょてんしせつ せいび きのうかくじゅう</small>	推進 <small>すいしん</small>	生活支援センター 18か所整備 <small>せいかつしえんせんたー かしよせいび</small>	○
安心できる住まいの確保 <small>あんしん す かくほ</small>	推進 <small>すいしん</small>	グループホーム 646か所 (3,551人分) <small>ぐるーぷほーむ かしよ にんぶん</small>	○
安心できる生活支援の体制づくり <small>あんしん せいかつしえん たいせい</small>	推進 <small>すいしん</small>	自立生活アシスタント：38か所 重度化対応モデル事業の実施 <small>じりつせいかつ かしよ じゅうどかたいおうも でる じぎょう びじょう</small>	○
障害者支援施設の再整備等 <small>しょうがいしゃしえんしせつ さいせいびとう</small>	推進 <small>すいしん</small>	再整備について、2か所工事完了、2 か所推進 <small>さいせいび しょうごうじかんりよう しますいしん</small>	○
グループホームの設置促進 <small>ぐるーぷほーむ せっちそくしん</small>	680か所 3,400人 <small>しよ かしよ にん</small>	646か所 (3,551人分) <small>しよ にんぶん</small>	○
保育所・幼稚園 <small>ほいくじよ ようちえん</small>	推進 <small>すいしん</small>	・私立幼稚園等で障害児利用に対して 経費助成：930人 ・保育所で障害児の受け入れを実施。 障害児入所保育所数：328か所 (平成26年度) <small>しりつせいかつ しょうがいじりよう たい けいひじよせい にん ほいくじよ しょうがでじょう う い じっし しょうがいじにゆうしよ ほいくじよすう へいせい ねんど</small>	○
横浜生活あんしんセンター <small>よこはませいかつ せんたー</small>	推進 <small>すいしん</small>	金銭管理等に課題を抱える市民の支援 620人 <small>きんせんかんりとう かだい かか しみん しえん にん</small>	○
地域ケアプラザ <small>ちいきけあぷらざ</small>	132か所 <small>しよ</small>	累計133か所 <small>るいけい しよ</small>	○
公共交通機関のバリアフリー化 <small>こうきょうこうつうきかん ばりあふりーか</small>	推進 <small>すいしん</small>	・段差解消済み駅数：143駅 ・ノンステップバス導入促進事業 助成件数：38台 ・民営バス事業者の市内営業所に おける導入台数：542台 (平成26年度) <small>たんさがいしょうす えきすう えき のんすてっ ばす どうにゆうそくじつじぎょう じよせいけんすう だい みんえいばす じぎょうしゃ しないえいぎょうじよ どうにゆうだいすう だい へいせい ねんど</small>	○
中途障害者地域活動センター <small>ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどうせんたー</small>	18か所511人 <small>しよ にん</small>	18か所・513人 <small>しよ にん</small>	○

じぎょうめい 事業名	どうしよもくひょう 当初目標 だい 第2期改定時	へいせい ねんどもつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
なんびょうかんじゃ きょたくせいかつしえんじぎょう 難病患者への居宅生活支援事業 の充実	すいしん 推進	なんびょうかんじゃとうほーむへるばーはけんじぎょう 難病患者等ホームヘルパー派遣事業、 なんびょうかんじゃとうにちじょうせいかつじょうぐきゅうふじぎよ 難病患者等日常生活用具給付事業、 なんびょうかんじゃとうたんきにゅうしよじぎょう 難病患者等短期入所事業は、 しょうがいしやく どうよう じぎょう なか じっし 障害施策にある同様の事業の中で実施 がいしゆつしえん かん じぎょう じゅうしよかんじゃ 外出支援に関する事業と重症患者 を対 象とした一時入院事業の実施	○
ぼりあふりー かすいしんちようさ まちなりのバリアフリー化推進調査	すいしん 推進	ぼりあふりー きほんこうそう さくていちくすう バリアフリー基本構想の策定地区数： るいけい ちく 累計16地区	○
えきぼらんてい あじぎょう 駅ボランティア事業	すいしん 推進	かくえき えれべーたしせつ 各駅においてのエレベータ施設など、 ぼりあふりーしせつ せいびしんてん ともな バリアフリー施設の整備進展に伴い、 こうれいしや しょうがいしや りようしえん ひりつ 高齢者、障害者への利用支援の比率が ていか きやくさまに ーず へんか かつどう 低下、お客様ニーズの変化により活動 ないよう かだい しょう 内容に課題が生じていることから、 へいせい ねんど かつどう きゆうし 平成25年度から活動を休止	×
しょうがいしや ちかつほーむ 障害者地活ホーム	41 か所	しゃかいふくしほうじんがたちかつほーむ しょ 社会福祉法人型地活ホーム18か所、 きのうきよかがたちかつほーむ しょ けい 機能強化型地活ホーム23か所の計41 か所で相談支援事業（社会福祉法人型 のみの）、日中活動事業、生活支援事業 を実施 しゃかいふくしほうじんがたちかつほーむ ・社会福祉法人型地活ホーム 8か所整備完了	○

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
せいかつしえんせんたー 生活支援センター	18か所	せいかつしえんせんたー 生活支援センター 18か所整備	○
しえいじゆうたく きょうきゅう 市営住宅の供給 (バリアフリー化対応の修繕)	すすしん 推進	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度実績 じゆうたくがいぞう けん しやうがいしゃたいおう けん 住宅改造65件(障害者対応38件・ こうれいしゃたいおう けん 高齢者対応27件) もようがえしやうにん けん 模様替承認165件	○
しょうきぼつうしよしせつ せつちそくしん 小規模通所施設の設置促進	すすしん 推進	へいせい ねんどまつじぎょうしよすう 平成26年度末事業所数 ちいきさぎょうしよ しんたい ちてき しよ ・地域作業所(身体・知的):1か所 ちいきかつどうしえんせんたーきぎょうしよがた ・地域活動支援センター作業所型 しんたい ちてき しよ (身体・知的):120か所 ちいきかつどうしえんせんたーきぎょうしよがた ・地域活動支援センター作業所型 せいしん しよ (精神):68か所	○
たんきにゆうしよ にちちゆういちじしえんじぎょう 短期入所・日中一時支援事業	すすしん 推進	じぎょうしよ へいせい ねんど じぎょうしよ へいせい 2事業所(平成25年度)、1事業所(平成 ねんど 26年度)	○
しょうがいしゃしえんしせつ ちいきせいかつしえん 障害者支援施設の地域生活支援 きのう きょうか 機能の強化	すすしん 推進	じぎょうしよ へいせい ねんど 2事業所(平成25年度)	○

(4) いりょうかんきょう いりょうたいせい じゅうじつ
医療環境・医療体制の充実

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
いりょうじゆうじしや しやうがいりかい そくしん 医療従事者の障害理解の促進	すすしん 推進	しやうがいじ しやしせつ かんごしどう ・障害児・者施設の看護師等への けんしゆうじっし がつ 研修実施(6~10月) へいせい ねんど いりょうじゆうじしやとう ・平成25年度に医療従事者等への こうえんかい じっし 講演会を実施 い がくぶせい しやうがいりかいけんしゆう じっし ・医学部生への障害理解研修の実施	△
しよ ききゅうきゅういりょうたいせい せいび 初期救急医療体制の整備	すすしん 推進	かながわけんせいしんしんけいかしんりょうじよきょうかい 神奈川県精神神経科診療所協会に きょうりよくようせい せいしんほけんしてい い かくほ 協力要請し、精神保健指定医の確保 とく に取り組んだ	○
に じききゅうきゅういりょうたいせい かくじゆう 二次救急医療体制の拡充	すすしん 推進	さんじきゅうきゅう きょうよう びょうしやうすう 三次救急との共用の病床数を かくほ どにち ごご しんや たいおう 確保し、土日・午後・深夜に対応でき びょういん ふ る病院を増やした	○
ききゅうきゅうびょうしやう せいび 救急病床の整備	すすしん 推進	よこはましだいせんたーびょういん ほくびょういん 横浜市大センター病院と北部病院 よこはましんせんしやうびょうしやう かくほ に横浜市民専用病床を確保した。 へいせい ねんどまつ かく しやう けい しやう 平成25年度末:各3床 計6床	○

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
せいしんかしのたいがつべいしやうてんいんじぎょう 精神科身体合併症転院事業	すいしん 推進	せいしんかびやういんにゆういんちゆう しんたいがつべい 精神科病院入院中の身体合併 しょう かた せんようびやうしやう てんいん ひつ 症の方を専用病床に転院し、必 よう いりやう じっし 要な医療を実施 へいせい ねんど けん 平成26年度：52件	△

(5) しょうがいじしえん たいせいきやうか
障害児支援の体制強化

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
ちいまりやういく せん たー せいび 地域療育センターの整備	8 かしよ	しよめ せいびかんにやう 8か所目の整備完了	○
ちいまりやういく せん たー きのうかくじゆう 地域療育センターの機能拡充	8 かしよ	ぜんせんたー じどうはつたつしえん 全センターにおいて児童発達支援 きゆうじどうでいさーびす じっし (旧児童デイサービス) を実施	○
ちいまりやういく せん たー がっこうしえん すい 地域療育センターの学校支援の推 しん 進	ほいくしよとうほうちんしえん 保育所等訪問支援 として推進	252校で実施 (学校支援事業として じっし 実施)	○
がくれいしやうがいじ い ぼしよ かくじゆう 学齢障害児の居場所づくりの拡充 じどうでいさーびす すいしん 児童デイサービスの推進	ほうかごとう 放課後等 でいさーびす デイサービスへの いごう すいしん 移行を推進	じどうはつたつしえん かしよ ほうかごとうでい 児童発達支援55か所、放課後等デイ さーびす じま じっし サービスを93か所で実施	○
しょうがいじそうだんしえん すいしん 障害児相談支援の推進	すいしん 推進	しょうがいじ そうだん しえん じぎょう じよ 障害児相談支援事業を42か所で じっし 実施	△
ちゅうがっこうまいごう しえん じゆうじつ 中学校期以降における支援の充実	すいしん 推進	ほつたつしやうかいしや そうだんしえんたいせい けん 発達障害者の相談支援体制と研 しゅう しいき れんけい けんどう 修、市域での連携について検討を じっし 実施	○
ちゅうがっこうまいごう しえん じゆうじつ 中学校期以降における支援の充実	4 かしよ	しよめ そうだんきかん じぎょうじっし 3か所目の相談機関で事業実施	△
じゅうしやうしんしんしやうがいじしせつ 重症心身障害児施設における支 えん きのう きやうか かくじゆう 援機能の強化・拡充	3 かしよ	しよめ せいびけいかく じちど 3か所目の整備計画について地元の りかい え せつけい じっし ちゃっごう 理解を得て、設計を実施、着工	△
しょうがいじしせつ しえん きのう きやう 障害児施設における支援機能の強 か かくじゆう 化・拡充	すいしん 推進	きかくえん みんえいか さいせいび ・「なしの木学園」の民営化・再整備に む ほうじんせんてい うんえいひきつ せつけい 向け、法人選定、運営引継ぎ、設計 じっし を実施 みんかんしせつさいせいび じよすいしん ・民間施設再整備1か所推進	○
はつたつしやうがいじどうしえんじぎょう 発達障害児等支援事業	すいしん 推進	とくべつしえんきやういく こーでいねーたー ・特別支援教育コーディネーターを ふくすうはいち 複数配置 こう がくしゅうしえんいん はいち ・20校に学習支援員を配置 し みる む はつたつしやうがいりかいけんしゅう ・市民向けに発達障害理解研修 こうざ ねんかん かいかいさい 講座を年間14回開催	○

じぎょうめい 事業名	どうしよもくひょう 当初目標 <small>だい さいかいていじ</small> (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績	しんこう 進行 <small>じょうきょう</small> 状況
<small>つうきゅうしどうきょうしつせいびじぎょう</small> 通級指導教室整備事業	すいしん 推進	<small>にし おかしやがっこうじょうしよしよしよがけい げんご</small> ・西が岡小学校情緒障害・言語 <small>しやうがいつうきゆう しどう きやうしつ こうじ かんりやう</small> 障害通級指導教室工事完了 <small>ねん がつかいきゆう</small> (26年4月開級) <small>しやうがっこう こう ちゆうがっこう こう とくべつ</small> ・小学校15校、中学校4校、特別 <small>しえんがっこう こう せっち</small> 支援学校2校に設置	○
<small>とくべつしえんがっこう さいへんせいび</small> 特別支援学校の再編整備	すいしん 推進	<small>したいふじゆうとくべつしえんがっこう さいへんせいび</small> 肢体不自由特別支援学校再編整備に <small>む けいかく りつあん</small> 向けた計画の立案	○
<small>したいふじゆうとくべつしえんがっこういりようまけ</small> 肢体不自由特別支援学校医療的ケア <small>あたいせいせいびじぎょう</small> 体制整備事業	すいしん 推進	<small>こう したいふじゆうとくべつしえんがっこう</small> ・5校の肢体不自由特別支援学校に、 <small>こう</small> 1校あたり2～3名、計14名の <small>かんごし はいち かくたんきゆうういんどうじぎょう</small> 看護師を配置し、喀痰吸引等事業を <small>すいしん いりようてき じゆうじぎょうしよくいんすう</small> 推進（医療的ケア従事教職員数 <small>にん</small> 278人） <small>いりようきかん かんごし きやうゆとう</small> ・医療機関での看護師、教諭等の <small>けんしゆうじぎょう かんごし めい きやうゆ じやうご</small> 研修事業（看護師2名、教諭・養護 <small>きやうゆ めい</small> 教諭16名）	○
<small>しやうがいじがっこうせいかつしえんじぎょう</small> 障害児学校生活支援事業	すいしん 推進	<small>しえん ねんど</small> ・トータルな支援のために26年度より <small>はつたつしやうがいじどうしえんじぎょう がっこうせいかつ</small> 発達障害児等支援事業と学校生活 <small>しえんいじぎょう どうごう</small> 支援員事業を統合 <small>しやうがっこう にん ちゆうがっこう にん じどう</small> ・小学校598人、中学校96人の児童 <small>せいと たい とくべつしえんきやういくしえんいん</small> 生徒に対して特別支援教育支援員を <small>はいち</small> 配置 <small>しみん む とくべつしえんきやういくしえんいん</small> ・市民向けに特別支援教育支援員 <small>けんしゆうこうぎ ねんかん がいかいぎ</small> 研修講座を年間8回開催	○
<small>がくれいしやうがいになつやすしえんじぎょう</small> 学齡障害児夏休み支援事業	すいしん 推進	<small>ふーるじどう こう ふーるかいはつ</small> プール指導（5校）、プール開放 <small>こう ぶかつどう こう れくれー</small> （3校）、部活動（4校）、レクレー <small>しよんかつどう こう どう じっし</small> ション活動（3校）等を実施	○
<small>がっこうしせつ ばりあふりーか</small> 学校施設のバリアフリー化	すいしん 推進	<small>へいせい ねんど こうせつち</small> ・平成26年度：9校設置 <small>しやうちゆうがっこうせつちこうすう</small> ・小中学校設置校数：146校	○

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績	進行 状況
企業への雇用支援の強化	雇用事例紹介 企業（累計） 40社	雇用事例紹介企業 累計：22社	△
働き続けるための定着支援の強化	就労支援 センター 利用登録者数 3,500人	就労支援センター利用登録者： 4,311人	○
体験実習や訓練事業等の拡充	職場実習 利用者 80名	職場実習利用者：153人	○
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	精神障害者の 新規就労者数 240名	精神障害者の新規就労者数 241人	○
福祉的就労の一層の充実	障害者施設等へ の作業斡旋件数 130件	障害者施設等への作業斡旋件数 104件	○

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績	進行 状況
関係機関の連携の促進	推進	地域の相談支援機関に向けた研修を 実施	○
具体的な支援策の開発と普及	推進	支援開発事業（就労移行支援事業）を 実施（～平成25年）	○
発達障害児への支援の充実	推進	地域療育センター8か所で知的に遅 れのない発達障害児を対象とした 通所支援事業（旧児童デイサービス 事業）を実施	○
特別支援教育の推進	「個別の指導計画」 について、対象と なる全ての児童 生徒について作成	全小中学校で支援が必要な児童生徒 に対して「個別の指導計画」を作成 作成率100%（平成26年度）	○

障害者施設と企業や団体のかけはし

企業や団体のみなさまからの作業や商品のご依頼を
障害者施設へコーディネートして、障害者の社会参加の機会を
拡大するとともに、工賃向上や自立促進のお手伝いをします。

障害者施設へご依頼をお願いいたします。

障害者施設はさまざまな障害者が地域の中で商品の製造、販売や軽作業などを通して社会の一員として活躍する場です。障害者が自ら声をあげることが大切で、施設はその声に応え、障害の程度を問わず利用者一人ひとりにあった活動を行っています。

連絡先

よこはま障害者共同受注総合センター

(運営法人：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会)

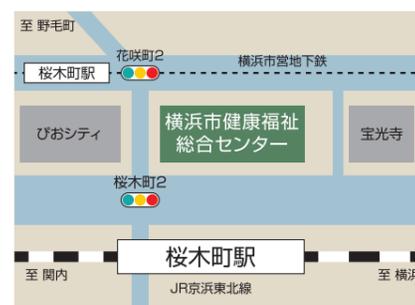
住所：〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1
横浜市健康福祉総合センター9階
横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター内

TEL：045-306-9910

FAX：045-306-9911

HP：<http://www.yokohama-juchuu.jp>

MAIL：juchuu@yokohamashakyo.jp



よこはま障害者共同受注総合センター

(運営法人：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会)

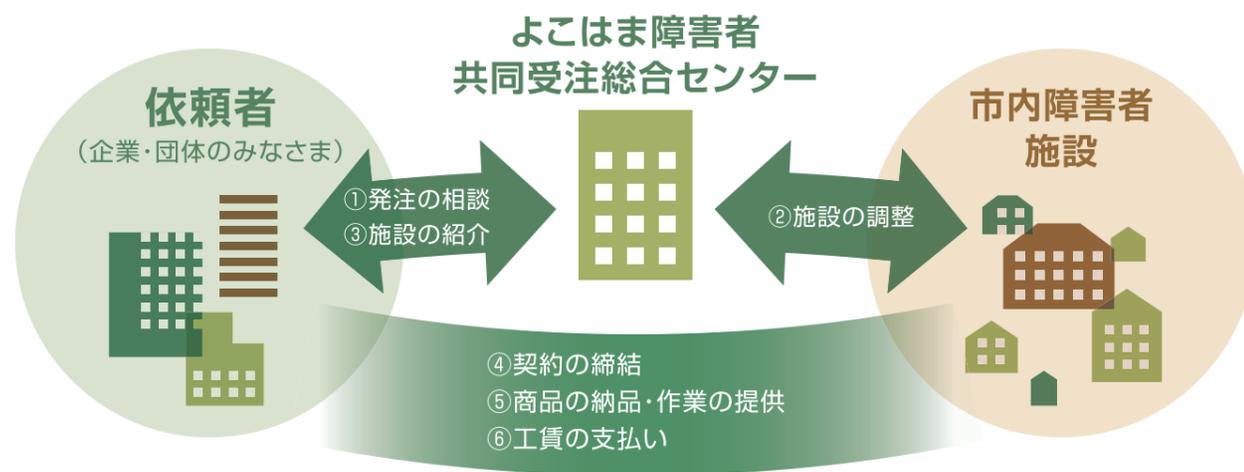
企業・団体のみなさまへ

障害者施設で行われている、菓子類、工芸品などの製作や部品の組立てなどの軽作業は、施設を利用している障害者の工賃となります。

障害者施設へのご依頼について、ぜひ、この機会にご検討いただき、よこはま障害者共同受注総合センターにご相談ください。

ご相談の流れ

「よこはま障害者共同受注総合センター」では、次のように企業のみなさまからのご依頼を障害者施設へつなぐお手伝いをいたします。



障害者施設のできること

障害者施設では次のことができます。

- パンやクッキーほか、食品の製造と販売
- 布製品、紙・革工芸などの手作り品の製作と販売
- 冊子や名刺等の簡易な印刷
- 部品の組立
- 文書などの封入・仕分け・発送作業等の請負
- クリーニング、洗濯ものたたみ
- ビルや公園などで清掃や草とり

その他にもご紹介できることがあります。

まずはご相談をお願いいたします。



こんな時にご利用いただけます

●パン販売



お祭りや研修会の参加者の昼食にパンの販売をいたします。

●封入作業

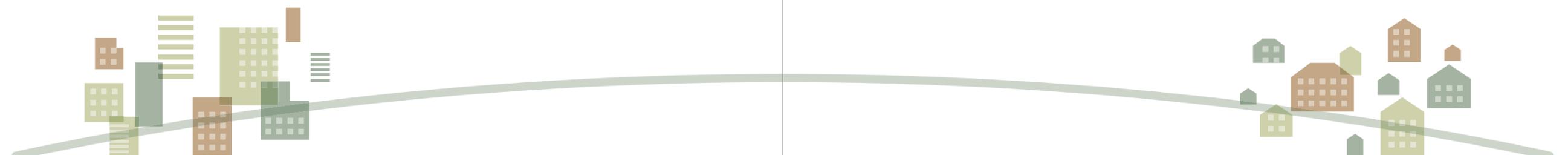


イベントの開催案内発送や会議資料の準備など封入作業をいたします。

●簡易な清掃



駐車場や建物内の清掃作業をいたします。



しょうがいふくしけいかく ねんど ねんど しんちよくじょうきょう 障害福祉計画(24年度～26年度)の進捗状況について

だい 2 期 障害者プランの障害福祉計画 (24年度～26年度) に掲げている数値目標について、
しんちよくじょうきょう かき ほうこく
進捗状況を下記のとおりご報告いたします。

1 施設入所者の地域生活移行実績

(1) 入所型施設からグループホーム等での地域生活に移行した人数

しょうがいふくしけいかくすうちもくひょう 障害福祉計画数値目標	H17.10.2～H26.10.1 までの地域 せいかついかうしやすう るいけい 生活移行者数の累計	H25.10.2～H26.10.1 (1年間) ちいきせいかついかうしやすう の地域生活移行者数
ねんどまつ るいけい にんいこう 26年度末までに累計366人移行	3 2 2 人	2 0 人

※H17.10.1 の入所者数 1,605人

(2) 目標達成に向けた取り組み

ちいきいこう そくしん とりくみ ぐるーぷほーむとう せいび か こしつか む
地域移行を促進する取組として、グループホーム等の整備やユニット化・個室化に向け
た障害者支援施設の再整備、日中活動の場となる事業所への必要な助成等を実施してき
ました。今後も障害特性を踏まえた、きめ細やかな施策を検討していきます。

2 福祉施設利用者の一般就労への移行

しょうがいしやせつせつ たいしよ いっぱんしゅうろう にんすう
障害者施設を退所し、一般就労した人数です。

しょうがいふくしけいかくすうち 障害福祉計画数値 もくひょう 目標	1 7 年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ねんど ねんど 26年度には、17年度 じっせき ばい 実績の4.7倍 (200人)	42人	3.3倍 (142人)	3.6倍 (155人)	5.9倍 (251人)	7.6倍 (320人)

なお、障害者就労支援センター利用者で新規に就労した人数は次のとおりです。

(参考) 障害者就労支援センターの新規就労者数実績

2 3 年度	2 4 年度	25年度	26年度
3 4 6 人	3 9 7 人	3 9 7 人	4 0 8 人

※障害者就労支援センター数 9箇所

3 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

(1) 地域生活への移行実績

個別支援の実績は次のとおりです。

		25年度	26年度
障害福祉計画数値 目標	対象者数	68名	69名
26年度には22 年度実績の2.3倍 (30人)	地域移行者数	合計 19名 <内訳> ・グループホーム 12名 ・居宅 4名 ・生活訓練施設等 3名	合計 24名 <内訳> ・グループホーム 7名 ・居宅 15名 ・生活訓練施設等 2名

(2) 目標達成できなかった理由、課題

24年度より、障害者総合支援法において、「地域移行支援」という新しい給付事業が開始されたことで、利用見込みであった対象者の一部が「地域移行支援」を利用し地域生活への移行の支援を受けているため、当初の目標よりも少ない実績となっています。

現在は、「地域移行支援」の対象とならない精神障害者を対象に事業を実施しています。

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例に基づく事業の報告について

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例第7条に、後見的支援を要する障害者に対する施策の実施状況を、横浜市障害者施策推進協議会に報告することになっておりますので、下記のとおりの報告いたします。

1 成年後見制度利用支援事業

＜事業内容＞

成年後見制度の利用に際しては、原則として親族が家庭裁判所に申立てを行います。親族に申立てできるものがない知的障害者や精神障害者・高齢者については、区長が行うことができます。

申立てにかかる費用は、いったん横浜市が立て替え、後にご本人にその分を請求します（「求償」といいます）。しかし中にはその費用負担が困難な人もいます。

そこで、成年後見制度利用支援事業では、費用負担が困難な人など、横浜市成年後見制度利用支援事業第2条に該当する人に対して、次の費用を助成しています。

- ・ 区長申立てを行った際の「申立てにかかる費用」の助成
- ・ 後見人等への報酬助成（全部もしくは一部）

※後見人等への報酬助成の対象は、従来区長申立てによる審判請求をした人に限っていましたが、平成21年4月以降の報酬については区長以外の申立てについても対象としています。

◆ 実績 (単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区長申立て	助成(利用支援事業適用)	2	9	11	18	26	18
	求償	8	3	8	8	4	7
合計		10	12	19	26	30	25
報酬助成(利用支援事業)		10	11	14	24	37	53

2 緊急対応事業

＜事業内容＞

後見的支援を要する障害者を養護する親等が養護を行えなくなった場合に備え、あらかじめ対応者及び対応方法を事前登録することにより、障害者本人やその擁護者の将来の不安を解消します。

- ① 養護を行っている親等は、区福祉保健センター長にあらかじめ緊急時の対応者及び対応内容を登録します。
- ② 緊急時に通報を受けた区福祉保健センター（休日・夜間は横浜市リハビリテーションセンター）は、対応者へ連絡し、事前の登録内容に沿った対応を依頼します。
- ③ 予定された対応が不可能な場合には、優先枠指定施設において保護を実施します。
- ④ 区福祉保健センターは、当該障害者が早期に安心して生活を送ることができるよう、あらゆる施策・社会資源の活用を図ります。
- ⑤ 緊急対応に要した経費について、対応者に対し本市が助成します。

◆登録者数

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	4	4	4	5	5	5
知的障害者	19	21	22	21	22	22
精神障害者	3	3	3	3	3	3
計	26	28	29	29	30	30

※緊急対応事業 実績 2件（平成15年度、平成22年度）

※平成19年度からは、緊急時登録の窓口として、障害者地域活動ホームも受付を行っています。

＜参考＞

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例7条

市長は、毎年、前条に掲げる施策の実施状況を横浜市障害者施策推進協議会条例（昭和46年6月横浜市条例第29号）第1条第2項に規定する横浜市障害者施策推進協議会に報告するものとする。